泊発電所3号炉審查資料				
資料番号	SA47-9 r. 4. 0			
提出年月日	令和4年8月31日			

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表

2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に 発電用原子炉を冷却するための設備【47条】

令和4年8月 北海道電力株式会社

大飯発電所3/4号炉 泊発電所 3 号炉 差異理由 比較結果等をとりまとめた資料 1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降) 1-1)設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由 a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果,変更したもの :なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの :なし c. 他社審査会合等の指摘事項等を確認した結果,変更したもの :なし d. 当社が自主的に変更したもの:なし 1-2)設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由 a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果,変更したもの :下記1件 ・本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。【添付資料】 c. 他社審査会合等の指摘事項等を確認した結果,変更したもの :なし d. 当社が自主的に変更したもの:下記1件。 ・再循環サンプスクリーンに関する資料見直し(補足説明資料 47-7, 47-8, 47-9:比較表作成範囲外) 補足説明資料 47-7 及び 47-8:再循環サンプスクリーン圧損評価に用いる異物量等の条件について、建設時条件から現状を踏まえた条件に見直し 補足説明資料 47-9 : 再循環サンプスクリーンの今後の検討課題について,現状の対応状況に最新化 1-3) バックフィット関連事項 なし 2. 大飯3/4号炉まとめ資料との比較結果の概要 **2-1**)編集上の差異 【差異 A】 他条文にて詳細を記載する旨の文章(例:ディーゼル発電機・・・については「2.14 電源設備【57 条】」に記載する。)について、大飯では各対応手段毎の文章末尾に記載していたが、泊 では 2.4.1 適合方針 の末尾に一括して記載した。(伊方3号炉と同様の編集方針である。また、女川も同様に 5.6.2 設計方針 の末尾に一括して記載している。)

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

オモネ 赤丁が「「ユーリニノ」、シンシンとの上げに元電」「ホリアーモー		
大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	差異理由

2-1)編集上の差異(つづき)

- 【差異 B】 大飯では,「炉心注水」,「代替炉心注水」等の各種手段の使用条件(例;○○ポンプの故障等により~~機能が喪失した場合)を併記してまとめて記載しているが,泊では技術的能力1.4 に おける整理と同様に,別手段として章立てをして記載している。記載内容の比較を行った結果,同様の内容が記載されていることを確認した。両プラントの適合方針(対応 SA 手段と使用設備) の関係は下図のとおりである。
 - 大飯のみの設定となっている対応手段については、『蓄圧タンクによる炉心注水【差異⑦】」、『可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ【差異⑧】』に泊3号炉との差異理由 とともに記載している。これら以外の対応手段については、使用設備及びその構成に相違はあるものの同様のSA手段を整備している。

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

上記のように、泊は各種手段の使用条件によって別手段として章立てをして記載しているため、同一対応策を複数箇所で記載する場合があるが、既出の対応策と同内容であれば当該記載 を呼び込むこととしている。(下図の右欄外にて識別。伊方と同様の編集方針である。女川も既出の記載を呼び込む記載としている箇所がある。)

施喪失 と 対	応するSA手	段の整理						比較表		機能喪失 と	対応するSA	手段 の整理					泊3号炉 まとめ資料の	記載		
ラント状態	機能喪失	と 想定	対応SA手段		大飯No.			∧' =ÿ'	大飯No.	対応手段 ID	ブラント状態		機能喪失	忠定	対応SA手段		小見出し位置			
転中 LOCA	7021	ECCS注水	炉心注水	A,B-CHP	1	<u> </u>		47-2	1	47-5-1	運転中	LOCA	70.21	ECCS注水	炉心注水	CHP	(1)LOCA	(i)70>ト機能喪失	a.炉心注水	
	フロント	再循環						47-3	2	47-1-1					代替炉心注水	B-CSP	-		b.代替炉心注水	
止中 -	7021	RHRS						47-4	3	47-2-1						代替CSP				
転中 LOCA	7021	ECCS注水	代替炉心注水	A-CSP	2			47-5	4	47-3-1						送水P車				
	フロント	再循環			-			47-7	5	47-a-1	-		70ント	RHRS再循環	再循環	SIP	-		c.再循環	-
止中 -	フロント	RHRS						47-8	6	47-4-1	-			THE PROPERTY PROPERTY	代替再循環	B-CSP			d.代替再循環	
版中 LOCA	7021	ECCS注水	代替炉心注水	恒設代替低圧注水ボンブ	2			47-9	7	47-9-1	-		70ント	再循環	炉心注水	SIP	-		e,サンプ スクリーン閉塞	•
21. 5001	7 021	再循環	CH W OCTOR	THE REAL OF MINING AND ANY				47-10	1再掲	47-5-2				17 / 140 / 1	Nº OTENS	CHP			Strive Ave a Philas	(1)(i)a.炉心注水を再掲
	サポート	SBO, LUHS						47-10		47-1-2	-				代替炉心注水	B-CSP	-			(1)()=0/~0/2E/1~2 #970
止中 -		RHRS	-					47-11			-				て青がいた水					
正中 -	7 021									47-2-2	-					代替CSP				
	サポート	SBO, LUHS	70.00 PT 5.55.1.	THE REAL PROPERTY AND A REAL PROPERTY.				47-13		47-3-2	-			000 1100	(1) ##177 5 5A 1.	送水P車	-	ALC HIT I HAR ALC HE HE	(1. 88.177 S. 1A. 1.	
医中 LOCA	7021	ECCS注水	代替炉心注水	可搬式代替低圧注水ボンブ	4			47-15		47-2-3	-		サホート	SBO, LUHS	代替炉心注水	代替CSP		(ii) サボート機能喪失	a.代替炉心注水	
	フロント	再循環			1		1	47-17	4再掲	47-3-3						送水P車				
	サポート	SBO, LUHS	4		1			47-19	8	47-6-1	-					B-CHP	4			-
止中 -	7 021	RHRS			1			47-20	9	47-7-1		_			代替再循環	A-SIP			b.代替再循環	
	サポート	SBO, LUHS						47-22	12	47-11	炉心損傷		なし		CVX7' 14	CSP	(2)LOCA(溶融デブリ)	(i)格納容器27 14		
転中 LOCA	フロント	RHRS再循環	高圧再循環	SIP	5			47-23	13	47-12	(デブリ残存)			代替CVスブレイ	代替CSP		(ii)代替格納容器 X7 14		
止中 -	7 0 2 1	RHRS						47-24	10	47-8-1	運転中	Non-LOCA	702	RHRS	S/G 冷却		(3)Non-LOCA	(i)70>ト機能喪失	a.S/G)冷却	
回 LOCA	7021	RHRS再循環	代替再循環	A-CSP	6			47-26	10再揭	47-8-1			サボ−ト	SBO	S/G冷却			(ii) サポート機能喪失	a.S/G)冷却	
上中 —	7 021	RHRS						47-28	11	該当なし;対	応する手段と	して 代替 CSP に	よる代替炉	心注水					<u>e</u>	24
版中 LOCA	7021	再循環	炉心注水	SIP	7			47-30	12	大飯の利ジナル	記載位置での	泊記載を再掲出	2較							(2)(i)格納容器スプレイを再掲
止中 -	7 021	RHRS						47-31	13	大飯の利ジナル		泊記載を再掲出	2較							(2)(ii)代替格納容器スプレイを再想
転中 LOCA	<u> 카치'</u> - ト	SBO, LUHS	代替炉心注水	B-CHP	8			47-32	14	該当なし: CV	/スプレイ時の水:	原枯渇時の対応	は、泊は水	源補給し常設SA	の77、トイ総統					
止中 -	ታ ቱ՝ -ኑ	SBO, LUHS						47-33	1 再掲	47-5-3	停止中	-	7ロント	RHRS	炉心注水	CHP	(4)停止中	(i)70>ト機能喪失	a. 炉心注水	(1)(i)a.炉心注水を再掲
版中 LOCA	サボート		高圧代替再循環	B-SIP	9			47-35		47-9-2						SIP		and the manufactor		
止中 -	サホ [*] -ト	SBO, LUHS						47-36		47-1-3					代替炉心注水	B-CSP	-		b.代替炉心注水	-
版中 -	7021	RHRS	S/G冷却		10			47-37		47-2-4	-				Contraction and Contraction	代替CSP			BULLER BULLER	
far. L.	サポート	SBO	0) 0/1/24		10		+	47-38		47-3-4						送水P車				
止中 -	7 021	RHRS	-					47-40		47-a-2	-				再循環	SIP	-		c.再循環	(1)(i)c.再循環運転を再掲
ш т.	サポート	SBO						47-40		47-4-2	-				代替再循環	B-CSP	-		d.代替再循環	(1)(i)d.代替再循環運転を再掲
L ch		RHRS	炉心注水・代替炉心注	き 第二日 かん				47-41		47-8-3	-				代曾冉随琼 S/G 冷却	0-03P	-			 (1)(1)d.代替再随環連転を再換 (3)(i)a.S/G2次側による冷却を
止中 -	フロント		かし注水・代替炉心注	小 雷江 979	11						-		11.4. ¹ 1	000 1100		(). #1.00.0	-	(TABLE) and a shi -	e.S/G冷却	(5)(1)8.5/62次間による冷却を
Eth 1001	サポート	SBO, LUHS	01/25-1-4	000				47-45		47-2-5	-		サホ"−ŀ	SBO, LUHS	代替炉心注水	代替CSP		(ii)サポート機能喪失	a.代替炉心注水	
版中 LOCA	なし		CVX7" 14	CSP	12			47-47		47-3-5						送水P車				
			代替CVスプレイ	恒設代替低圧注水ボンプ	13			47-49		47-6-2	-				All debuted and see	B-CHP	-		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
				可搬式代替低圧注水ボンプ	14	J .		47-50		47-10-1					代替再循環	A-SIP	4		b.代替再循環	(1)(ii)b.代替再循環運転を再掲
								47-52	10再揭	47-8-4		_			S/G冷却				c.S/G冷却	(3)(ii)a.S/G2次側による冷却を
じ損傷	なし		炉心注水	SIP	15			47-54	15	47-13	炉心損傷		なし		炉心注水	SIP	(5)溶融炉心冷却	(ii)サボート健全	a. 炉心注水	
客下遅延・防止)			RHRP	16	i		47-55	16	47-15	(落下遅延・	防止)				RHRP				
				CHP	17			47-56	17	47-14						CHP				
			代替炉心注水	A-CSP	18			47-57	18	47-16	1				代替炉心注水	B-CSP	7		b.代替炉心注水	
				恒設代替低圧注水ボンプ	19			47-58	19	47-17-1						代替CSP				
	サポート	SBO, LUHS	代替炉心注水	B-CHP	20			47-59	20	47-18	1		サポ−ト	SBO, LUHS	代替炉心注水	B-CHP	1	(ii)サポート機能喪失	a.代替炉心注水	1
								47-60	19再揭	47-17-2	1					代替CSP		A STATE CONTRACTOR OF T	New York Contraction of the Contraction of the	
								47-61	-	47-DB		_			DB		(6)健全な場合に使用す	る設備	<u>.</u>	1
											0000	All and soon a	discharge and	di tati uni ann	a store the state of	送水P車:可搬型大			840	-

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	差異理由

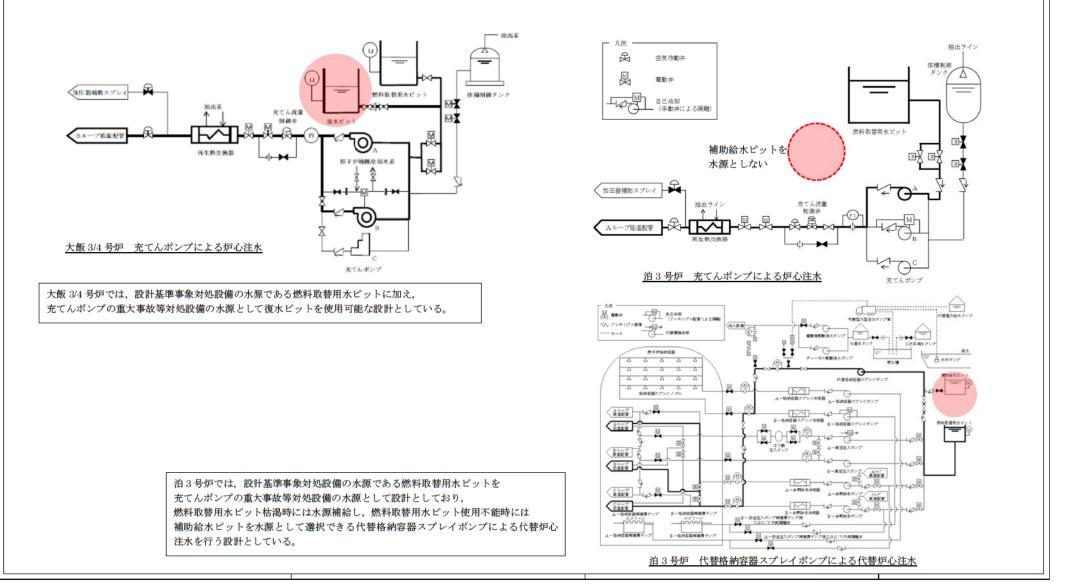
赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

2-2)対応手順・設備の主要な差異

【差異①】 大飯では、充てんポンプの水源として復水ピットを水源として使用する系統構成としているが、泊では代替格納容器スプレイポンプの水源を補助給水ピットに切替えて代替炉心注水する対策を整備しており、充てんポンプの水源は燃料取替用水ピットのみを設定している。

いずれのプラントにおいても、代替水源である補助給水ピット(復水ピット)を水源として炉心へ注水することが可能である。(伊方と同様)



47-とりまとめた資料-3

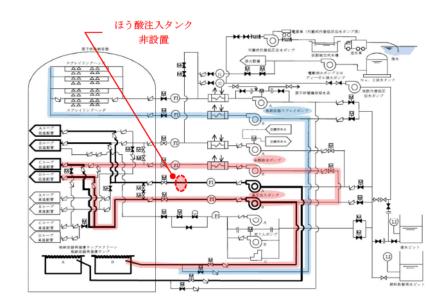
第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

947米 赤丁が市ム約江ノバ・ソンノン地上時に光電市赤丁がです		
大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	差異理由

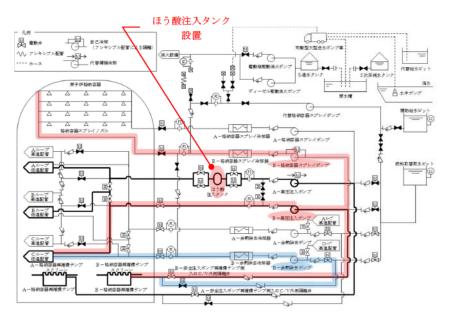
2-2)対応手順・設備の主要な差異(つづき)

【差異②】 大飯では、格納容器再循環サンプからのサクションラインは、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの共通吸込み、格納容器スプレイポンプの吸込みの2ラインに分岐した設計としているが、 泊では、高圧注入ポンプ及び格納容器スプレイポンプの共通吸込み、余熱除去ポンプの吸込みの2ラインに分岐した設計としている。

【差異③】大飯では、高圧注入系にほう酸注入タンクを設置していないが、泊ではほう酸注入タンクを設置している。



大飯 3/4 号炉 格納容器再循環ライン構成



赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

泊3号炉 格納容器再循環ライン構成

大飯 3/4 号炉では,設計基準事故対処設備の設計として,非常用炉心冷却系統(高圧注入ポンプ及び余熱除去ボ ンプ)の取水ライン,格納容器スプレイボンプの取水ラインとして設計しており,余熱除去ポンプ側の隔離弁が 機能喪失した場合を想定し,格納容器スプレイ系と余熱除去系のタイラインを設けている。 泊3号炉は,アクシデントマネジメントの考え方を設計基準事故対処設備の設計として取り込んでおり,余熱除 去ポンプ側の隔離弁が機能喪失した場合においても,高圧注入ポンプによる再循環運転と格納容器スプレイポン プによる再循環運転が可能な設計としている。 また,大飯と同じく,格納容器スプレイ系と余熱除去系のタイラインも設けている。	(ほう酸注入タング(BII)の設置) 比較的初期のプラントでは、主蒸気管破断(過冷却事象)に対する対応として、高濃度のほう酸水を保有するほう酸注入タンク をポンプ吐出側に設置している。大飯 3/4 号炉以降(伊方 3 号炉,玄海 3/4 号炉),燃料取替用水タンクのほう酸水で充分な未 臨界性は確保可能であることから BIT を非設置としているが、泊 3 号炉では、将来の炉心運用に柔軟性をもたせるため、BIT
---	--

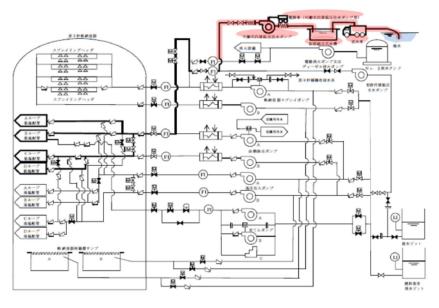
 第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
 減米子:記載表現,設備名称の相運(実員的な

 大飯発電所3/4号炉
 泊発電所3号炉

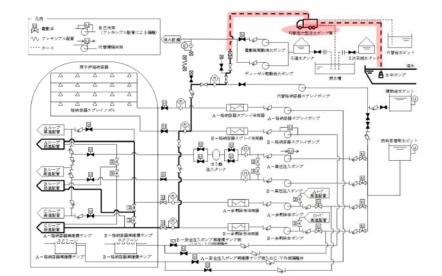
 差異理由

2-2)対応手順・設備の主要な差異(つづき)

【差異④】 大飯では,可搬型ポンプ(可搬式代替低圧注水ポンプ等)を使った代替炉心注水において,仮設組立式水槽を使用するが,泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能な ため,仮設組立式水槽は使用しない。また,可搬型大型送水ポンプ車は車両エンジンを駆動源とすることから,泊では専用の電源装置は不要。(伊方と同様)



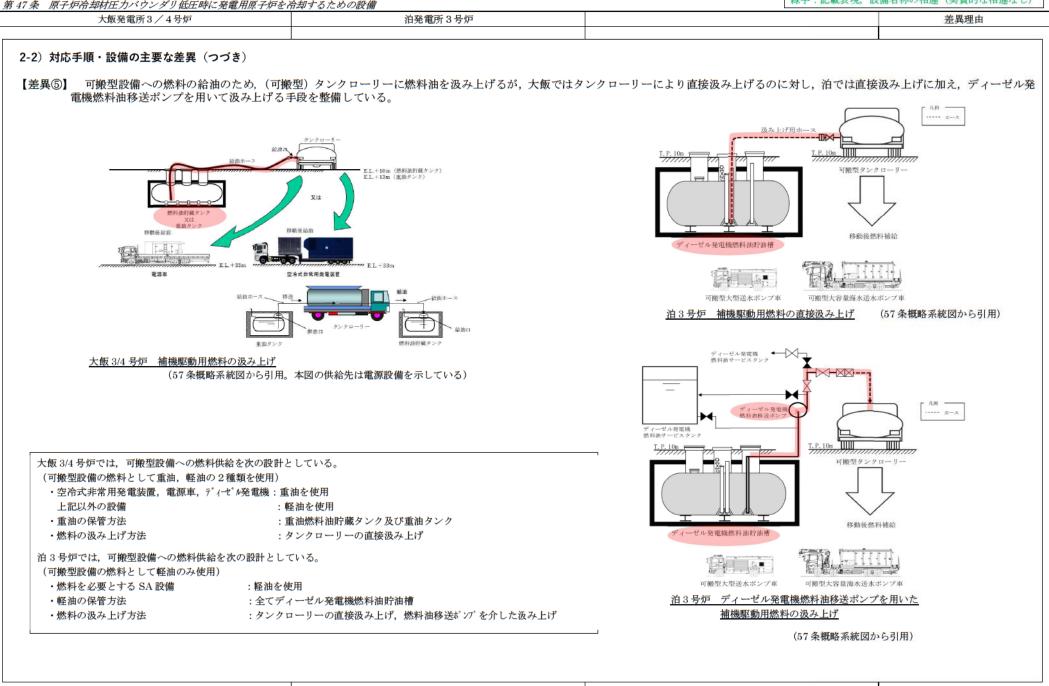
大飯 3/4 号炉 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水



泊3号炉 可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水

大飯 3/4 号炉では,取水した海水を仮設組立式水槽に送水・貯水し, 仮設組立水槽を水源として可搬式代替低圧注水ポンプを使用して格納容器スプレイ系統へ送水する設計としている。 可搬式代替低圧注水ポンプは専用の可搬式電源にて駆動する設計としている。

泊3号炉は,海水を可搬型大型送水ボンプ車で取水し,直接,格納容器スプレイ系統へ送水する設計としている。 可搬型大型送水ボンプ車は,車両走行用のディーゼルエンジンにて送水ボンプを駆動する設計としており,可搬型大型送水ボ ンプ車を取水場所に設置することで代替注水が可能な設計としている。 第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備



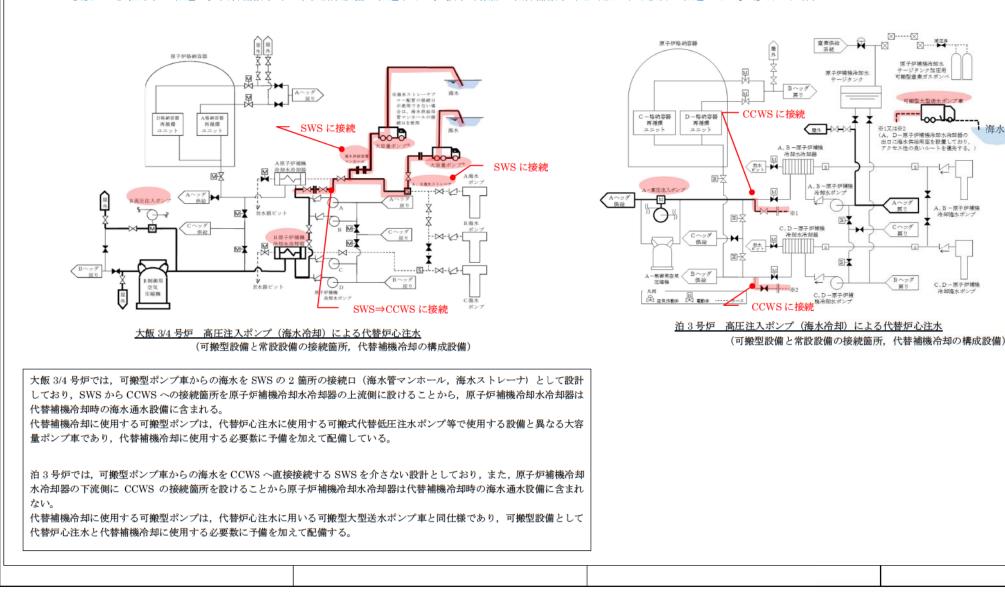
海水取水

_ 第 47 余 原于炉帘却树庄刀ハワンタリ低圧時に発電用原于炉を6	テムリーク にめい設備		
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
		2	

2-2)対応手順・設備の主要な差異(つづき)

ETEX totter + it + if if if the sem the text is the set if a set if

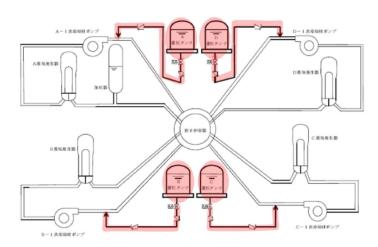
【差異⑥】 可搬型ポンプ車を使った代替補機冷却において、大飯は原子炉補機冷却海水設備(SWS)の海水ストレーナ等を接続口として使用し原子炉補機冷却海水系統(SWS)に海水を供給し、 原子炉補機冷却水系統(CCWS)を介して高圧注入ポンプに海水を供給するが、泊では原子炉補機冷却水系統(CCWS)に接続口を設けて高圧注入ポンプに海水を供給する。 接続口の設置系統が相違し、代替補機冷却の系統構成設備は相違するが、被冷却機器に代替補機冷却を可能とする設計に相違はない。(伊方と同様)





2-2)対応手順・設備の主要な差異(つづき)

【差異⑦】 大飯では、運転停止中の炉心注水手段として蓄圧タンクの隔離期間を変更し、炉心注水及び代替炉心注水の手段としているが、泊では運転停止中のフロントライン系機能喪失時及びサポー ト系機能喪失時において、"代替格納容器スプレイポンプ"による代替炉心注水を対応手段として設定している。 いずれのプラントにおいても、運転停止中において炉心へ注水可能な手段を設けている。(伊方と同様)

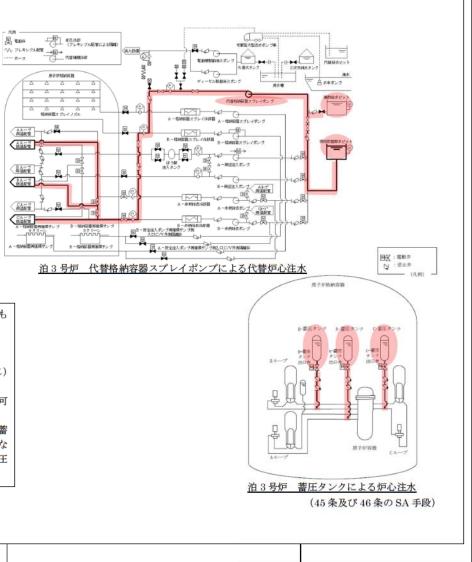


大飯 3/4 号炉 蓄圧タンクによる炉心注水及び代替炉心注水

大飯 3/4 号炉では、運転停止中の SA 手段として炉心からの燃料全取出し完了までの期間(炉心への燃料装荷開始後の期間も 同じ)における炉心注水手段として、機能維持する SA 手段として「蓄圧タンクによる炉心注水」を設定している。 蓄圧タンク以外の炉心注水及び代替炉心注水にかかる SA 設備を待機除外することが可能となる。

泊3号炉では,運転停止中のSA手段として炉心からの燃料全取出し完了までの期間(炉心への燃料装荷開始後の期間も同じ) における炉心注水手段として機能維持するSA手段に代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水を設定している。 代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水以外の炉心注水及び代替炉心注水にかかるSA設備を待機除外することが可 能となる。

47 条のプラント状態は原子炉低圧状態であり、通常のプラント停止操作および事故時の炉心減圧にて作動を期待している蓄 圧タンクによる炉心注水を機能維持する SA 手段として設定していないが、運転状態における事故発生時には原子炉低圧とな るまでに蓄圧タンクによる炉心注水に期待することから、泊3 号炉においても高圧炉心の冷却(45条)及び高圧炉心の減圧 (46条)にかかる SA 手段として、蓄圧タンクによる炉心注水を SA 手段として設定している。

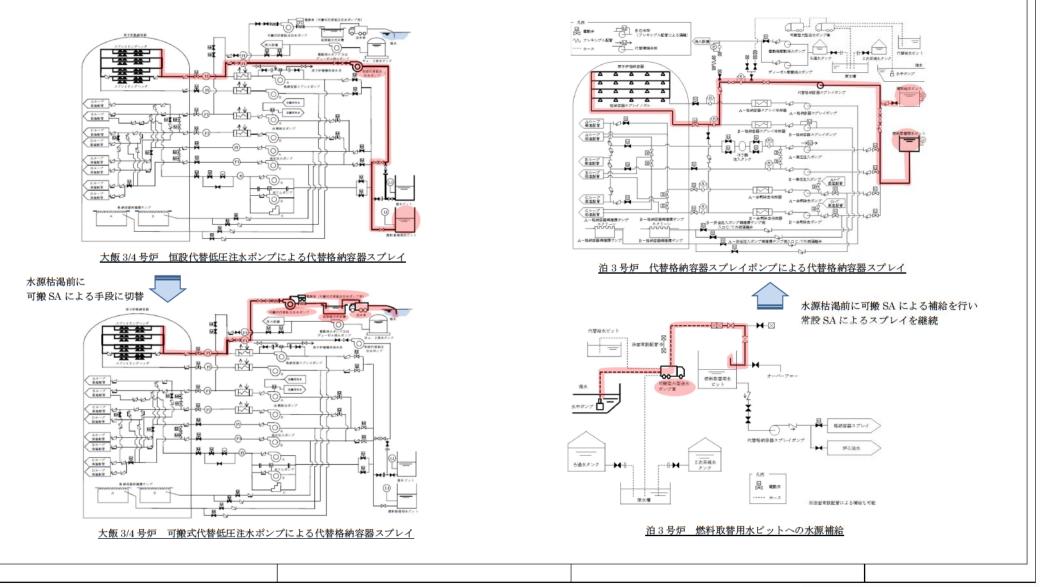


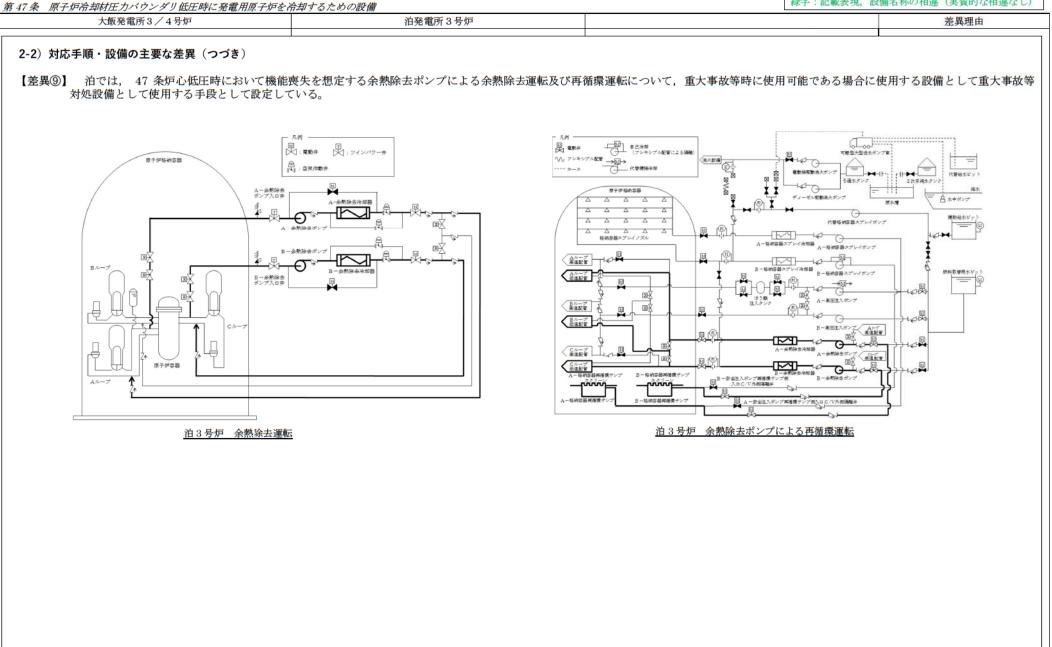
_第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 差異理由

2-2)対応手順・設備の主要な差異(つづき)

【差異⑧】 大飯では,有効性評価において,燃料取替用水タンク(ピット)枯渇前に恒設代替低圧注水ポンプから可搬式代替低圧注水ポンプに切り替えて代替格納容器スプレイを継続する手段として いるが,泊は燃料取替用水ピット枯渇前に燃料取替用水ピットに水を補給することで代替格納容器スプレイを継続する手段としており,可搬型ポンプによる代替格納容器スプレイは多様性拡 張設備として整備している。(伊方と同様)





47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を	泊発電所3号炉 SA基準適合性 <i>冷却するための設備</i>	比較表 r.4.0	青字:記載箇所又は	記載内容の相違(記載方針の相違) 備名称の相違(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉			差異理由

2-3) 名称が違うが同等の設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉
恒設代替低圧注水ポンプ	代替格納容器スプレイポンプ
復水ピット	補助給水ピット
可搬式代替低圧注水ポンプ	可搬型大型送水ポンプ車
大容量ポンプ	可搬型大型送水ポンプ車
空冷式非常用発電装置	代替非常用発電機
燃料油貯蔵タンク	ディーゼル発電機燃料油貯油槽
タンクローリー	可搬型タンクローリー

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違)

第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉	第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子		
を冷却するための設備	炉を冷却するための設備		
2.4.1 適合方針	2.4.1 適合方針	2.4.1 適合方針	
原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計		General 【差異 A】
基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合	基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合	準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場	 泊3号炉は、47条適合方針の章立てを
においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防	においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防	合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防	次のとおりとし、各章内でフロント故障、サホ
止するため、原子炉を冷却するために必要な重大事故等対処	止するため、原子炉を冷却するために必要な重大事故等対処	止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な重大事故等	ート故障等を想定した場合に分類し、SA 手
設備を設置及び保管する。	設備を設置及び保管する。	対処設備を設置及び保管する。	段を記載している。
			 (1)LOCA が発生している場合
			(2)LOCA+溶融デブリが残存している場合
			(3)LOCA が発生していない場合
			(4)運転停止中の場合
			 (5)溶融炉心の落下遅延・防止(51条対)
			(5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5)
			(6)その他の設備
			 ・上記の章立ては、技術的能力1.4 にお
			ける場合分けと同様としている。さらに
			 (5)章は技術的能力では 1.8 で整理してい
			る「溶融炉心の落下遅延・防止」のSA手
			段であり、これらは炉心注水・代替炉心
			注水を実施する手段であることから、大
			飯, 泊共に47条に整理している。
			(6) 章は 47 条にて機能喪失を想定する余
			熱除去系について使用可能な場合に限定
			した SA 手段である,
			 ・大飯は、47条適合方針の章立てを次の
			とおりとしており、泊3号炉と同様のSA
			手段であっても、当該 SA 手段の使用を想
			定する複数のプラント状態並びにフロント故障及
			びサポート故障をまとめて記載している。こ
			のため、泊3号炉との比較において、同
			様 SA 手段が左右に比較記載となるよう大
			飯の同様 SA 手段について、大飯の本来記
			載箇所から再掲して比較表を作成してい
			3.
			○。 (1)原子炉冷却材圧力 ^{∧*} か [*] リ低圧時にお
			ける原子炉の冷却
			(2) 炉心の著しい損傷,溶融が発生した場
			(2)か心の者しい損傷、 谷融が光生した物 合における原子炉容器内の残存溶融デ
			テレンクロン (1) の小子が 存留的の 次子 (1) の 冷却
			(3) 炉心の著しい損傷が発生した場合にお
			ける溶融炉心の原子炉格納容器下部へ
			の落下遅延及び防止

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
(1)原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時における原子炉の冷 却	(1)1次冷却材喪失事象が発生している場合に用いる設備	(1)1次冷却材喪失事象が発生している場合に用いる設備	
原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時に原子炉を冷却するた めの設備のうち,炉心を冷却し,炉心の著しい損傷及び原子炉 格納容器の破損を防止するための設備として以下の重大事故等 対処設備(炉心注水,代替炉心注水,再循環運転,代替再循環 運転及び蒸気発生器2次側による炉心冷却)及び可搬型重大事 故防止設備(代替炉心注水)を設ける。また,炉心の著しい損 傷に至るまでの時間的余裕のない場合に対応するため,常設重 大事故防止設備(代替炉心注水)を設ける。	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時に原子炉を冷却するた めの設備のうち,炉心を冷却し,炉心の著しい損傷及び原子炉 格納容器の破損を防止するための設備として以下の重大事故防 止設備(炉心注水,代替炉心注水,再循環運転及び代替再循環 運転)及び可搬型重大事故防止設備(代替炉心注水)を設け る。また,炉心の著しい損傷に至るまでの時間的余裕のない場 合に対応するため,常設重大事故防止設備(代替炉心注水)を 設ける。	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時に発電用原子炉を冷却 するための設備のうち,原子炉を冷却し,炉心の著しい損傷及 び原子炉格納容器の破損を防止するための設備として以下の可 搬型重大事故防止設備(代替炉心注水,代替再循環運転)を設 ける。また,炉心の著しい損傷に至るまでの時間的余裕のない 場合に対応するため,常設重大事故防止設備(炉心注水,代替 炉心注水,代替再循環運転,再循環運転)を設ける。	記載方針の相違【差異B】 ・泊3号炉の(1)では LOCA 発生時の対応 手段を記載しており,蒸気発生器2次側 による冷却は,(3)LOCA が発生していない 場合に記載する。
	(i)フロントライン系機能喪失時に用いる設備	(i)フロントライン系故障時に用いる設備	
	a. 炉心注水	a. 炉心注水	
運転中の1次冷却材喪失事象時において, 余熱除去ポンプ及 び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合 及び余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる再循環運転又は A格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転で格納容器再 循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに運転停 止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等によ り余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故	運転中の1次冷却材喪失事象時において, 余熱除去ポンプ及 び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合 の重大事故防止設備(炉心注水)として,設計基準事故対処設 備である化学体積制御設備の充てんポンプ及び非常用炉心冷却 設備の燃料取替用水ピットを使用する。	運転中の1次冷却材喪失事象時において,余熱除去ポンプ及び 高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合の 重大事故防止設備(炉心注水)として,化学体積制御設備の充 てんポンプ及び非常用炉心冷却設備の燃料取替用水タンクを使 用する。	記載方針の相違【差異B】 ・本項では運転中フロント系機能喪失のうち 注水機能喪失時の対応を記載しているた め、再循環サンブ閉塞、停止中のRHRS 喪失 の条件での対応については別項((1)(i)e 項及び(4)(i)a項)に記載している。
防止設備(炉心注水)として,化学体積制御設備のA,B充て んポンプ,非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピット及び給水 処理設備の復水ピットを使用する。			設計方針の相違【差異①】 ・泊3号炉は、燃料取替用水ビットを水源 とした充てんうかによる炉心注水を設定している。大飯3/4 号炉にて設定している。
燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とするA, B充て んポンプは, 化学体積制御系により原子炉へ注水できる設計と する。	燃料取替用水ピットを水源とする充てんポンプは,化学体積 制御系統により炉心へ注水できる設計とする。	燃料取替用水タンクを水源とした充てんポンプは,化学体積制 御系統により炉心へ注水できる設計とする。	Cいる。人取 3/4 汚かにく ひとしている DB 水源と異なる復水ビットを水源とした炉 心注水については、代替格納容器パレ/ば ソプを用いた代替炉心注水にて設定してい
具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・A,B充てんポンプ ・燃料取替用水ピット ・復水ピット	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・充てんポンプ ・燃料取替用水ピット	具体的な設備は,以下のとおりとする。 • 充てんポンプ • 燃料取替用水タンク	る。(川内, 伊方, 玄海と同様)
化学体積制御設備を構成する再生熱交換器は,設計基準事故 対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機 能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他, 重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては,A, B充てんポンプの電源として使用するディーゼル発電機があ り,多様性,位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての 設計を行うが,詳細については「2.14 電源設備【57 条】」にて 記載する。1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原 子炉容器,加圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ管について は、「2.20 1次冷却設備」にて記載する。	その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て,化学体積制御設備を構成する再生熱交換器並びに1次冷却 設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器,加圧器, 1次冷却材管及び加圧器サージ管は,設計基準事故対処設備の 一部を流路として使用することから,流路に係る機能について 重大事故等対処設備としての設計を行う。充てんポンプの電源 として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設備として 使用する。	化学体積制御設備を構成する再生熱交換器は,設計基準事故対 処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機能 について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他,設 計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機 並びに1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原子炉 容器及び加圧器を重大事故等対処設備として使用する。	記載方針の相違【差異A】 ・1 次冷却設備のSA としての用途が流路で あることを明確化するため,記載箇所を変 更している。47 条以外で適合性を詳細に記 載する重大事故等対処設備について,適合 方針末尾に記載先を一括記載している。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熟除去ポンプ及	b. 代替炉心注水 運転中の1次冷却材喪失事象時において, 余熟除去ポンプ及	 b. 代替炉心注水 運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熟除去ポンプ及 	
び高圧注入ボンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場 合、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる再循環運転又は A格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転で格納容器再 循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに運転停 止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等によ り余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故 防止設備(代替炉心注水)として、原子炉格納容器スプレイ設 備のA格納容器スプレイポンプ及び非常用炉心冷却設備の燃料 取替用水ピットを使用する。	び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合 の重大事故防止設備(代替炉心注水)として,原子炉格納容器 スプレイ設備のB-格納容器スプレイポンプ及び非常用炉心冷 却設備の燃料取替用水ピットを使用する。	び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合 の重大事故防止設備(代替炉心注水)として,原子炉格納容器 スプレイ設備の格納容器スプレイポンプ(B)及び非常用炉心 冷却設備の燃料取替用水タンクを使用する。	記載方針の相違【差異B】 ・再循環ヤプ 閉塞,停止中の RHRS 喪失に ついては,それぞれの機能喪失条件での 対応について別項((1)(i)e項及び (4)(i)a項)に記載している。
燃料取替用水ピットを水源とするA格納容器スプレイポンプ は、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して 原子炉へ注水できる設計とする。	燃料取替用水ピットを水源とするB-格納容器スプレイポン プは,格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを 介して炉心へ注水できる設計とする。	燃料取替用水タンクを水源とした格納容器スプレイポンプ (B)は,代替再循環ラインにより原子炉へ注水できる設計と する。	
具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・A格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水ピット	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・B - 格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水ピット	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・ 格納容器スプレイポンプ(B) ・ 燃料取替用水タンク	
原子炉格納容器スプレイ設備を構成するA格納容器スプレイ 冷却器は,設計基準事故対処設備の一部を流路として使用する ことから,流路に係る機能について重大事故等対処設備として の設計を行う。その他,重大事故等時に使用する設計基準事故 対処設備としては,A格納容器スプレイポンプの電源として使 用するディーゼル発電機があり,多様性,位置的分散等以外の 重大事故等対処設備としての設計を行うが,詳細については 「2.14 電源設備【57 条】」にて記載する。1次冷却設備の蒸気 発生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器,加圧器,1次冷却材 管及び加圧器サージ管については,「2.201次冷却設備」にて 記載する。	その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て,原子炉格納容器スプレイ設備を構成するB-格納容器スプ レイ冷却器並びに1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポン プ,原子炉容器,加圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ管 は,設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することか ら,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計 を行う。B-格納容器スプレイポンプの電源として使用するデ ィーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。	原子炉格納容器スプレイ設備を構成する格納容器スプレイ冷却 器(B)は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用す ることから、流路に係る機能について重大事故等対処設備とし ての設計を行う。その他、設計基準事故対処設備である非常用 電源設備のディーゼル発電機並びに1次冷却設備の蒸気発生 器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器及び加圧器を重大事故等対 処設備として使用する。	記載方針の相違【差異A】 ・1 次冷却設備の SA としての用途が流路で あることを明確化するため、記載箇所を変 更している。47 条以外で適合性を詳細に記 載する重大事故等対処設備について、適合 方針末尾に記載先を一括記載している。

_第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
運転中の1次冷却材喪失事象時において,余熱除去ポンプ及 び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場 合,余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる再循環運転又は A格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転で格納容器再 循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに全交流 動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合,運転停止中 において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余 熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動 力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した常設 重大事故防止設備(代替炉心注水)として,恒設代替低圧注水 ポンプ,非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピット及び給水処 理設備の復水ピットを使用する。	運転中の1次冷却材喪失事象時において,余熱除去ポンプ及 び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合 の常設重大事故防止設備(代替炉心注水)として,代替格納容 器スプレイポンプ,非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピット 及び給水設備のうち補助給水設備の補助給水ピットを使用す る。	運転中の1次冷却材喪失事象時において,余熱除去ボンプ及 び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合 の常設重大事故防止設備(代替炉心注水)として,代替格納容 器スプレイポンプ,非常用炉心冷却設備の燃料取替用水タンク 又は給水処理設備の補助給水タンクを使用する。	記載方針の相違【差異B】 ・本項では運転中フロント系機能喪失のうち 注水機能喪失時の対応を記載しているた め、それ以外の条件での対応について別 項((1)(i)e項,(1)(i)a項,(4)(i)b 項及び(4)(i)a項)に記載している。
燃料取替用水ビット又は復水ビットを水源とする恒設代替低 圧注水ボンプは,格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラ インを介して原子炉へ注水できる設計とする。恒設代替低圧注 水ボンプは,全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し た場合においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置よ り,代替所内電気設備変圧器を経由して給電できる設計とす る。	燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格 納容器スプレイポンプは,格納容器スプレイ系統と余熱除去系 統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。代替 格納容器スプレイポンプは,ディーゼル発電機より代替格納容 器スプレイポンプ変圧器盤を経由して給電できる設計とする。	燃料取替用水タンク又は補助給水タンクを水源とした代替格 納容器スプレイポンプは,代替再循環ラインにより炉心へ注水 できる設計とする。代替格納容器スプレイポンプは,ディーゼ ル発電機に加えて,空冷式非常用発電装置より代替電気設備受 電盤及び代替動力変圧器を経由して給電できる設計とする。	設計方針の相違 ・泊3号炉の代替格納容器 スブレイボンブ は、ディービル発電機からも給電する手順を 整備している。(川内・伊方と同じ) 記載方針の相違 ・全交流動力電源が喪失した場合に代替 非常用発電機等を使用するは、別項 ((1)(ii) a 項)に記載している。
具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・恒設代替低圧注水ポンプ ・燃料取替用水ピット ・復水ピット ・空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】) ・代替所内電気設備変圧器(2.14 電源設備【57条】) ・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57条】) ・重油タンク(2.14 電源設備【57条】) ・タンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備 【57条】)	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・代替格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水ピット ・補助給水ピット ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤(2.14 電源設備【57 条】)	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・ 代替格納容器スプレイポンプ ・ 燃料取替用水タンク ・ 補助給水タンク ・ 空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】) ・ 代替電気設備受電盤(2.14 電源設備【57条】) ・ 代替動力変圧器(2.14 電源設備【57条】)	設計方針の相違 ・泊3号炉の代替格納容器スブレイボンブ は、ディーゼル発電機からも給電する手順を 整備しており、フロント系故障時でも代替電 源を使用する大飯の給電設備と相違して いる。
空冷式非常用発電装置,代替所内電気設備変圧器,燃料油貯 蔵タンク,重油タンク及びタンクローリーについては,「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生 器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器,加圧器,1次冷却材管及 び加圧器サージ管については,「2.201次冷却設備」にて記載 する。	その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て,1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容 器,加圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ管は,設計基準事 故対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る 機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。代替格 納容器スプレイポンプの電源として使用するディーゼル発電機 を重大事故等対処設備として使用する。	その他,設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディー ゼル発電機並びに1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポン プ,原子炉容器及び加圧器を重大事故等対処設備として使用す る。	いる。 記載方針の相違【差異A】 ・1 次冷却設備のSAとしての用途が流路で あることを明確化するため,記載箇所を変 更している。47条以外で適合性を詳細に記 載する重大事故等対処設備について,適合 方針末尾に記載先を一括記載している。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を 大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
八欧光电内の/4万万			
運転中の1次冷却材喪失事象時において,余熱除去ボンプ, 高圧注入ボンプ及び燃料取替用水ビットの故障等により炉心注 水機能が喪失した場合,余熱除去ボンプ及び高圧注入ボンプに よる再循環運転又はA格納容器スプレイポンプによる代替再循 環運転で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られ た場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し た場合,運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却 器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した 場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した 場合を想定した可搬型重大事故防止設備(代替炉心注水)とし て,可搬式代替低圧注水ポンプ,電源車(可搬式代替低圧注水 ポンプ用),送水車,仮設組立式水槽,燃料油貯蔵タンク,重油 タンク,タンクローリー及び軽油ドラム缶を使用する。	運転中の1次冷却材喪失事象時において, 余熱除去ポンプ, 高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注 水機能が喪失した場合の可搬型重大事故防止設備(代替炉心注 水)として,可搬型大型送水ポンプ車,ディーゼル発電機燃料 油貯油槽,ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タン クローリーを使用する。	運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ボンプ,高 圧注入ポンプ及び燃料取替用水タンクの故障等により炉心注水 機能が喪失した場合の可搬型重大事故防止設備(代替炉心注 水)として,中型ポンプ車,加圧ポンプ車,軽油タンク及びミ ニローリーを使用する。	記載方針の相違【差異B】 ・本項では運転中加24系機能喪失のうち 注水機能喪失時の対応を記載しているた め、それ以外の条件での対応については 別項(1)(i) e 項、(1)(ii) a 項, (4)(i) a 項及び(4)(ii) a 項)に記載して いる。 設計方針の相違 ・本頁内の設計方針の相違 A, Bの差異理 由を参照 設計方針の相違【差異⑤】 ・燃料給油方法として、タンクローリーによる直 接汲み上げの2つの対応手段を整備(57 条に詳細記載あり) 設計方針の相違【差異⑤】 ・大飯3/4 号炉は、燃料油貯蔵クンク及び重 油クンクで必要な燃料の備蓄量を確保してい
送水車により海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可 搬式代替低圧注水ポンプは,格納容器スプレイ系と余熱除去系 間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする。全交 流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合においても 可搬式代替低圧注水ポンプは駆動源を電源車(可搬式代替低圧 注水ポンプ用)から給電できる設計とする。電源車(可搬式代 替低圧注水ポンプ用)の燃料は,燃料油貯蔵タンク又は重油タ ンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。送水 車の燃料は,軽油ドラム缶より補給できる設計とする。	代替淡水源又は海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車は, 格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して 炉心へ注水できる設計とする。可搬型大型送水ポンプ車のポン プは自冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とす る。可搬型大型送水ポンプ車の燃料は,ディーゼル発電機燃料 油貯油槽,ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タン クローリーを用いて補給できる設計とする。	海又は代替淡水源を水源とした中型ポンプ車及び加圧ポンプ 車は,代替再循環ラインにより炉心へ注水できる設計とする。 中型ポンプ車及び加圧ポンプ車はディーゼルエンジンにて駆動 できる設計とする。 中型ポンプ車及び加圧ポンプ車の燃料は,軽油タンクよりミ ニローリーを用いて補給できる設計とする。	るが、泊3号炉は、ディモ [*] #発電機燃料油 貯油槽で確保している。 設計方針の相違A【差異④】 ・可搬型送水系統の設計相違により、泊3 号炉は、代替淡水源又は海から直接、被 供給先との接続口(建屋接続口)へ大型 送水ボッブ車による給水が可能なため、仮 設組立式水槽を使用する大飯と取水源が 相違している。(伊方と同様) ・また、大型送水ボッブ車に車の雪等共響
具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・可搬式代替低圧注水ポンプ ・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) ・送水車 ・仮設組立式水槽 ・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57条】) ・重油タンク(2.14 電源設備【57条】) ・タンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備 【57条】) ・軽油ドラム缶(3号及び4号炉共用)(2.24 補機駆動用燃 料設備)	具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・可搬型大型送水ボンブ車 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14 電源設備【57条】) ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14 電源設備【57 条】) ・可搬型タンクローリー(2.14 電源設備【57条】)	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・ 中型ポンプ車 ・ 加圧ポンプ車 ・ 軽油タンク (2.14 電源設備【57条】) ・ ミニローリー (2.14 電源設備【57条】)	 駆動源とすることから、専用の電源装置 は不要な設計としており、相違してい る。(伊方と同様) 設計方針の相違B【差異⑤】 泊3号炉の可搬型設備の燃料は、全て 軽油のため、ディーゼル発電機燃料油貯油槽 を給油源として使用するのみであり、重 油炉り、軽油いうが缶は必要ではない。(ドう ム缶を用いないのは川内・伊方と同様)

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を入		194 4 · HO 1995 (U) 10	は備名称の相違(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
燃料油貯蔵タンク,重油タンク及びタンクローリーについて 「「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。軽油ドラム缶につ っては、「2.24 補機駆動用燃料設備」にて記載する。1次冷却 備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ,原子炉容器,加圧器, 次冷却材管及び加圧器サージ管については、「2.20 1次冷却 備」にて記載する。非常用取水設備の貯水堰及び海水ポンプ については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。	その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし	その他,設計基準事故対処設備である1次冷却設備の蒸気発 生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器及び加圧器を重大事故等 対処設備として使用する。	記載方針の相違【差異A】 ・1 次冷却設備のSAとしての用途が流路 あることを明確化するため,記載箇所を 更している。47 条以外で適合性を詳細に 載する重大事故等対処設備について,適 方針末尾に記載先を一括記載している。

<u>第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</u>

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
	c. 再循環運転	d. 再循環運転	記載方針の相違 ・RHR 冷却不能の要因は,技術的能力の喪 失機能とあわせ"又は"とした。
運転中の1次冷却材喪失事象時において, 余熱除去ポンプ及 び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備の低圧再循環運 転による炉心冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中におい て余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去 設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故防止設備 (高圧再循環運転)として, 非常用炉心冷却設備の高圧注入ポ ンプ, 格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリ ーンを使用する。	運転中の1次冷却材喪失事象時において, 余熱除去ポンプ, 余熱除去冷却器又は余熱除去ポンプ再循環サンプ側入口弁の故 障等により余熱除去設備の再循環による炉心冷却機能が喪失し た場合の重大事故防止設備(再循環運転)として,設計基準事 故対処設備である非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系の高圧 注入ポンプ,並びに非常用炉心冷却設備の格納容器再循環サン プ及び格納容器再循環サンプスクリーンを使用する。	運転中の1次冷却材喪失事象時において, 余熟除去ポンプ又 は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備の再循環運転に よる原子炉冷却機能が喪失した場合の重大事故防止設備(再循 環運転)として,非常用炉心冷却設備の高圧注入ポンプ,格納 容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーン,原子 炉格納容器スプレイ設備の格納容器スプレイポンプ及び格納容 器スプレイ冷却器並びに格納容器再循環ユニット(A及びB) を使用する。	設計方針の相違【差異②】 ・系統構成の相違により,泊3号炉は余 熱除去ボップ再循環サブ 側入口弁が故障し てもSIPによる再循環が可能である。(技 術的能力における機能喪失想定との整 合。) 記載方針の相違【差異B】 ・本項では運転中フロント系機能喪失のうち 低圧再循環の機能喪失時の対応を記載し ているため、それ以外の条件での対応に ついては別項((4)(i)c項:条件以外は本 項に同じ)に記載している。
格納容器再循環サンプを水源とする高圧注入ポンプは,安全 注入系により高圧再循環運転できる設計とする。格納容器再循 環サンプスクリーンは,非常用炉心冷却設備及び格納容器スプ レイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。	格納容器再循環サンプを水源とする高圧注入ポンプは,安全 注入系統を介して再循環でき,原子炉格納容器スプレイ設備の 格納容器スプレイポンプ及び格納容器スプレイ冷却器又はC, D-格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内の冷却と 併せて炉心を冷却できる設計とする。格納容器再循環サンプス クリーンは,非常用炉心冷却設備及び格納容器スプレイポンプ の有効吸込水頭を確保できる設計とする。	格納容器再循環サンプを水源とした高圧注入ボンプは,安全 注入系統により再循環でき,格納容器スプレイポンプ及び格納 容器スプレイ冷却器又は格納容器再循環ユニット(A及びB) による原子炉格納容器内の冷却と併せて原子炉を冷却できる設 計とする。格納容器再循環サンプスクリーンは,非常用炉心冷 却設備のポンプ及び格納容器スプレイポンプの有効吸込水頭を 確保できる設計とする。	設計方針の相違【差異②】 ・ 泊3号炉の高圧注入ボンプは、再循環サン プ出ロの系統構成の相違により、余熟除 去系(再循環サンプ)(人口弁含む)の故障 等においても再循環運転として高圧注入 ボンプ)及び格納容器スプレ(ボンフ)を使用可能 であり、対応手段が相違している。(伊方
具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・高圧注入ポンプ ・格納容器再循環サンプ ・格納容器再循環サンプスクリーン	 具体的な設備は、以下のとおりとする。 高圧注入ポンプ 格納容器再循環サンプスクリーン 安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁 格納容器スプレイポンプ(2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】) 格納容器スプレイ冷却器(2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】) C, D-格納容器再循環ユニット(2.6 原子炉格納容器内の冷却等の冷却等のための設備【49条】) 	 具体的な設備は、以下のとおりとする。 高圧注入ポンプ 格納容器再循環サンプスクリーン 格納容器スプレイポンプ(2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】) 格納容器スプレイ冷却器(2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】) 格納容器再循環ユニット(A及びB)(2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】) 	と同様) 設計方針の相違【差異②】
その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし ては,高圧注入ポンプの電源として使用するディーゼル発電機 があり、多様性,位置的分散等以外の重大事故等対処設備とし ての設計を行うが,詳細については「2.14 電源設備【57 条】」 にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポン プ,原子炉容器,加圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ管に ついては、「2.20 1次冷却設備」にて記載する。	その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て,非常用炉心冷却設備を構成するほう酸注入タンク並びに1 次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ,原子炉容器、加 圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は,設計基準事故対処 設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機能に ついて重大事故等対処設備としての設計を行う。高圧注入ポン プ及び安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁の電源 として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設備として 使用する。	その他,設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディ ーゼル発電機並びに1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポ ンプ,原子炉容器及び加圧器を重大事故等対処設備として使用 する。	(第4)通告任を完全する。(かうと何味) 設計方針の相違【差異③】 ・大飯3/4号炉には、ほう酸注入タンク がない。 記載方針の相違【差異A】 ・1次冷却設備のSAとしての用途が流路 であることを明確化するため、記載箇所 を変更している。47条以外で適合性を詳 細に記載する重大事故等対処設備につい て、適合方針末尾に記載先を一括記載し ている。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
	d. 代替再循環運転	c. 代替再循環運転	
運転中の1次冷却材喪失事象時において, 余熱除去ポンプ, 余熱除去冷却器及び高圧注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入 口格納容器隔離弁の故障等により余熱除去設備の低圧再循環運 転による炉心冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中におい て余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去 設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故防止設備 (代替再循環運転)として, 原子炉格納容器スプレイ治却器,並び に非常用炉心冷却設備の格納容器再循環サンプ及び格納容器再 循環サンプスクリーンを使用する。	運転中の1次冷却材喪失事象時において, 余熱除去ポンプ, 余熱除去冷却器又は余熱除去ポンプ再循環サンプ側入口弁の故 障等により余熱除去設備の再循環による炉心冷却機能が喪失し た場合の重大事故防止設備(代替再循環運転)として, 原子炉 格納容器スプレイ設備のB-格納容器スプレイポンプ及びB- 格納容器スプレイ冷却器,並びに非常用炉心冷却設備のB-格 納容器再循環サンプ及びB-格納容器再循環サンプスクリーン を使用する。	運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ又は 余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備の再循環運転によ る原子炉冷却機能が喪失した場合の重大事故防止設備(代替再 循環運転)として,原子炉格納容器スプレイ設備の格納容器ス プレイポンプ(B)及び格納容器スプレイ冷却器(B),並びに 格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンを 使用する。	記載方針の相違【差異B】 ・低圧再循環不能の要因は、技術的能力 の喪失機能とあわせ"又は"とした。 記載方針等の相違 ・本項では運転中加外系機能喪失のうち 低圧再循環の機能喪失時の対応を記載し ているため、それ以外の条件での対応に ついては別項((4)(i)d項:条件以外は本 項に同じ)に記載している。
格納容器再循環サンプを水源とするA格納容器スプレイポン プは、A格納容器スプレイ冷却器を介して代替再循環運転でき る設計とする。格納容器再循環サンプスクリーンは、非常用炉 心冷却設備及び格納容器スプレイポンプの有効吸込水頭を確保 できる設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・A格納容器スプレイポンプ ・格納容器再循環サンプ ・格納容器再循環サンプスクリーン ・A格納容器スプレイ冷却器 - A 体納容器スプレイ冷却器	格納容器再循環サンプを水源とするB-格納容器スプレイポ ンプは、B-格納容器スプレイ冷却器を介して代替再循環でき る設計とする。B-格納容器再循環サンプスクリーンは、格納 容器スプレイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・B-格納容器スプレイポンプ ・B-格納容器再循環サンプ ・B-格納容器再循環サンプスクリーン ・B-格納容器スプレイ冷却器	格納容器再循環サンプを水源とした格納容器スプレイポンプ (B)は,格納容器スプレイ冷却器(B)を介して代替再循環 できる設計とする。格納容器再循環サンプスクリーンは,非常 用炉心冷却設備のポンプ及び格納容器スプレイポンプの有効吸 込水頭を確保できる設計とする。 具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・格納容器スプレイポンプ(B) ・格納容器スプレイ冷却器(B) ・格納容器再循環サンプ ・格納容器再循環サンプ	設計方針の相違 ・格納容器ズ [*] レ/ボンブによる代替再循環 時は、非常用炉心冷却設備のボンブとの併 用はしない。(伊方と同様) 記載方針の相違 ・本対応手段では、B-格納容器スプレイ ポンプのみを使用することから、再循環 サンプについてもB系を使用することを 即テレ☆
 ・ A格納容器スプレイポンブ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁 その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、A格納容器スプレイポンプ及びA格納容器スプレイポン ブ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁の電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故 等対処設備としての設計を行うが、詳細については「2.14 電源 設備【57 条】」にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生器、1 次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧 器サージ管については、「2.20 1次冷却設備」にて記載する。 	・B-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁 その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て、1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ,原子炉容 器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は、設計基準事 故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る 機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。B-格 納容器スプレイポンプ及びB-安全注入ポンプ再循環サンプ側 入口C/V外側隔離弁の電源として使用するディーゼル発電機を重 大事故等対処設備として使用する。	その他,設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディ ーゼル発電機並びに1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポ ンプ,原子炉容器及び加圧器を重大事故等対処設備として使用 する。 運転中の1次冷却材喪失事象時において,格納容器再循環サ ンプ隔離弁の故障等により再循環運転による原子炉冷却機能が 喪失した場合の重大事故防止設備(代替再循環運転)として, 格納容器再循環サンプB隔離弁バイパス弁,格納容器再循環サ ンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンを使用する。 格納容器再循環サンプB隔離弁バイパス弁,格納容器再循環 サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンは格納容器再循環 サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンは格納容器再循環 サンプを用いた再循環系統を構成できる設計とする。 具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・格納容器再循環サンプ B隔離弁バイパス弁	明示した。 記載方針の相違【差異A】 ・1 次冷却設備の SA としての用途が流路で あることを明確化するため,記載箇所を翌 更している。47 条以外で適合性を詳細に言 載する重大事故等対処設備について,適合 方針末尾に記載先を一括記載している。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
	e. 格納容器再循環サンプスクリーンに閉塞の兆候が見られ た場合に用いる設備	e. 格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の徴候が見られた場合に用いる設備	
運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び 高圧注入ポンプによる再循環運転又はA格納容器スプレイポン プによる代替再循環運転で格納容器再循環サンプスクリーン閉 塞の兆候が見られた場合並びに運転停止中において余熱除去ポ ンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余 熱除去機能が喪失した場合を想定した重大事故防止設備(炉心 注水)として、非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系の高圧注 入ポンプ及び燃料取替用水ビットを使用する。	運転中の1次冷却材喪失事象時において, 余熱除去ポンプ若 しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイ ポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉 塞の兆候が見られた場合の重大事故防止設備(炉心注水)とし て,設計基準事故対処設備である非常用炉心冷却設備のうち高 圧注入系の高圧注入ポンプ及び非常用炉心冷却設備の燃料取替 用水ピットを使用する。	運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ若し くは高圧注入ポンプによる再循環運転又は格納容器スプレイポ ンプ(B)による代替再循環運転で格納容器再循環サンプスク リーン閉塞の兆候が見られた場合の重大事故防止設備(炉心注 水)として,非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系の高圧注入 ポンプ及び燃料取替用水タンクを使用する。	記載方針の相違【差異B】 ・再循環*>>7 閉塞の要因は,技術的能力 の喪失機能とあわせ"又は"とし,文章 構成から"若しくは"とした。 記載方針等の相違 ・本項では運転中フロン}系機能喪失のうち サンプ閉塞の兆候時の対応を記載してい るため,それ以外の条件での対応につい ては別項((4)(i)a項)に記載してい る。
燃料取替用水ピットを水源とする高圧注入ポンプは,安全注 入系により原子炉へ注水できる設計とする。 具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・高圧注入ポンプ ・燃料取替用水ピット	燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは,安全注 入系統により炉心へ注水できる設計とする。 具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・高圧注入ポンプ ・燃料取替用水ピット	燃料取替用水タンクを水源とした高圧注入ポンプは,安全注 入系統により炉心へ注水できる設計とする。 具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・高圧注入ポンプ ・燃料取替用水タンク	
その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては,高圧注入ポンプの電源として使用するディーゼル発電機があり,多様性,位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが,詳細については「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器,加圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ管については,「2.201次冷却設備」にて記載する。	その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て,非常用炉心冷却設備を構成するほう酸注入タンク並びに1 次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器,加 圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ管は,設計基準事故対処 設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機能に ついて重大事故等対処設備としての設計を行う。高圧注入ポン プの電源として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設	その他,設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディ ーゼル発電機並びに1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポ ンプ,原子炉容器及び加圧器を重大事故等対処設備として使用 する。	設計方針の相違【差異③】 ・大飯3/4号炉にはほう酸注入タンクが ない。 記載方針の相違【差異A】 ・1 次冷却設備のSA としての用途が流路で あることを明確化するため、記載箇所を変
	備として使用する。	伊方の記載順では e 項内の 4 番目の SA 手段としてい る記載を繰上げ記載	更している。47条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について,適合 方針末尾に記載先を一括記載している。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
	運転中の1次冷却材喪失事象時において,余熱除去ポンプ若 しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイ ポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉 塞の兆候が見られた場合の重大事故防止設備(炉心注水)は, 「2.4.1(1)(i)a. 炉心注水」と同じである。		記載方針の相違【差異B】 ・再循環 ¹⁰ 7 閉塞の要因は,技術的能力 の喪失機能とあわせ"又は"とし,文章 構成から"若しくは"とした。 記載方針等の相違 ・既出の対応策と同内容のため,当該記 載を呼込みする。
47-2 頁の再掲	以下,内容比較用の参考として、「2.4.1 (1) (i) a. 炉心注 水」(47-2頁)を再掲 機能喪失想定は、本頁内容に修正		
運転中の1次冷却材喪失事象時において, 余熱除去ポンプ 及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した 場合及び余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる再循環運 転又はA格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転で格 納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並 びに運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器	運転中の1次冷却材喪失事象時において, 余熱除去ポンプ若 しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイ ポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉 塞の兆候が見られた場合の重大事故防止設備(炉心注水)とし て, 設計基準事故対処設備である化学体積制御設備の充てんポ ンプ及び非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットを使用す	運転中の1次冷却材喪失事象時において, 余熱除去ポンプ若 しくは高圧注入ポンプによる再循環運転又は格納容器スプレイ ポンプ(B)による代替再循環運転で格納容器再循環サンプス クリーン閉塞の兆候が見られた場合の重大事故防止設備(炉心 注水)として, 化学体積制御設備の充てんポンプ及び非常用炉 心冷却設備の燃料取替用水タンクを使用する。	記載方針の相違【差異B】 ・本項では運転中フロント系機能喪失のうち サンプ閉塞の兆候時の対応を記載してい るため、それ以外の条件での対応につい ては別項((1)(i)a項及び(4)(i)a項)に 記載している。
の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した 場合の重大事故防止設備(炉心注水)として,化学体積制御 設備のA,B充てんポンプ,非常用炉心冷却設備の燃料取替 用水ピット及び給水処理設備の復水ピットを使用する。 燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とするA,B充 てんポンプは,化学体積制御系により原子炉へ注水できる設 計とする。	る。 燃料取替用水ビットを水源とする充てんポンプは,化学体積 制御系統により炉心へ注水できる設計とする。	燃料取替用水タンクを水源とした充てんポンプは,化学体積 制御系統により炉心へ注水できる設計とする。	設計方針の相違【差異①】 ・泊3号炉は、燃料取替用水ビットを水源 とした充てんラインによる炉心注水を設定し ている。大飯3/4号炉にて設定している DB水源と異なる復水ビットを水源とした炉 心注水については、代替格納容器スワンレポ ンプを用いた代替炉心注水にて設定してい
 具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・A、B充てんポンプ ・燃料取替用水ピット ・復水ピット 	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・充てんポンプ ・燃料取替用水ピット	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・ 充てんポンプ ・ 燃料取替用水タンク	る。(川内, 伊方と同様)
化学体積制御設備を構成する再生熱交換器は,設計基準事 故対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係 る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。そ の他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備として は,A,B充てんポンプの電源として使用するディーゼル発 電機があり,多様性,位置的分散等以外の重大事故等対処設 備としての設計を行うが,詳細については「2.14 電源設備 【57条】」にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生器,1次 冷却材ポンプ,原子炉容器,加圧器,1次冷却材管及び加圧	その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て、化学体積制御設備を構成する再生熱交換器並びに1次冷却 設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、 1次冷却材管及び加圧器サージ管は、設計基準事故対処設備の 一部を流路として使用することから、流路に係る機能について 重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、充てんポン プの電源として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設 備として使用する。	化学体積制御設備を構成する再生熱交換器は,設計基準事故 対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機 能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他, 設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電 機並びに1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原子 炉容器及び加圧器を重大事故等対処設備として使用する。	記載方針の相違【差異A】 ・1 次冷却設備の SA としての用途が流路で あることを明確化するため、記載箇所を3 更している。47 条以外で適合性を詳細に言 載する重大事故等対処設備について、適行 方針末尾に記載先を一括記載している。
器サージ管については,「2.20 1次冷却設備」にて記載する。		伊方の記載順では e 項内の 5 番目の SA 手段としてい る記載を繰上げ記載	

泊発電所3号炉		差異理由
運転中の1次冷却材喪失事象時において, 余熱除去ポンプ若 しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイ ポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉 塞の兆候が見られた場合の重大事故防止設備(代替炉心注水) として, 原子炉格納容器スプレイ設備のB-格納容器スプレイ ポンプ及び非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットを使用す る。	運転中の1次冷却材喪失事象時において, 余熱除去ポンプ 及び高圧注入ポンプによる再循環又は格納容器スプレイポン プ(B)による代替再循環運転で格納容器再循環サンプスク リーン閉塞の兆候が見られた場合の重大事故防止設備(代替 炉心注水)として, 原子炉格納容器スプレイ設備の格納容器 スプレイポンプ(B)及び非常用炉心冷却設備の燃料取替用 水タンクを使用する。	記載方針の相違【差異B】 ・再循環(*) 「閉塞の要因は,技術的能力 の要失機能とあわせ"又は"とし、文章 構成から"若しくは"とした。 記載方針等の相違 ・本項では運転中70%系機能喪失のうち サンプ閉塞の兆候時の対応を記載してい るため、それ以外の条件での対応につい ては別項((1)(i)b項及び(4)(i)a項) 記載している。
燃料取替用水ビットを水源とするB-格納容器スプレイポン プは,格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを 介して炉心へ注水できる設計とする。 具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・B-格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水ピット	燃料取替用水タンクを水源とした格納容器スプレイポンプ (B)は、代替再循環ラインにより原子炉へ注水できる設計 とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・格納容器スプレイポンプ(B) ・燃料取替用水タンク	
その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て,原子炉格納容器スプレイ設備を構成するB-格納容器スプ レイ冷却器並びに1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポン プ,原子炉容器,加圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ管 は,設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することか ら,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計 を行う。B-格納容器スプレイポンプの電源として使用するデ ィーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。	原子炉格納容器スプレイ設備を構成する格納容器スプレイ 冷却器(B)は、設計基準事故対処設備の一部を流路として 使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処 設備としての設計を行う。その他,設計基準事故対処設備で ある非常用電源設備のディーゼル発電機並びに1次冷却設備 の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器及び加圧器を 重大事故等対処設備として使用する。 伊方の記載順ではe項内の1番目のSA手段としてい る記載を繰下げ記載	記載方針の相違【差異A】 ・1 次冷却設備の SA としての用途が流置 あることを明確化するため、記載箇所を 更している。47 条以外で適合性を詳細 載する重大事故等対処設備について、前 方針末尾に記載先を一括記載している。
	 運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆侯が見られた場合の重大事故防止設備(代替炉心注水)として、原子炉格納容器スプレイ設備のBー格納容器スプレイポンプ及び非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットを使用する。 燃料取替用水ピットを水源とするBー格納容器スプレイポン ブは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを 介して炉心へ注水できる設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 身本納容器スプレイポンプ ・ B ー格納容器スプレイポンプ ・ 密料取替用水ピット ・ B ー格納容器スプレイポンプ ・ ア炉格納容器スプレイポンプ ・ 成料取替用水ピット ・ B ー格納容器スプレイポンプ ・ 市場和容器スプレイポンプ ・ 市場取替用水ピット 	 運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はBー格納容器スプレイポンプ 運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ び高圧注入ポンプによる再循環又はBー格納容器スプレイポンプ びる高圧注入ポンプによる再循環又はBー格納容器スプレイポンプ びる高圧注入ポンプによる再循環又はBー格納容器スプレイポン プロイボンプによる再循環スレイ設備のBー格納容器スプレイポン プロイボンプ及び非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ビットを使用する。 燃料取替用水ビットを水源とするBー格納容器スプレイポン パレイデンプ(B)及び非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ビットを使用する。 燃料取替用水ビットを水源とした格納容器スプレイポンプ (B)は、代替再循環ラインにより原子炉A納容器スプレイポンプ (B)は、代替再循環ラインにより原子炉へ注水できる設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・Bー格納容器スプレイポンプ (例)は、(数計基準事故対処設備とする。 ・Bー格納容器スプレイポンプ (B)は、(数計基準事な対処設備の燃整なる (B)は、(数計基準事な対処設備の一部を流路として使用する。 (B)は、(数計基準事な対処設備の一部を流路として使用する。 (B)は、(数計基準事な対処設備の一部を流路として使用する。 (B)は、(数計基準事な対処設備の一部を流路として使用する。 (B)は、(数計基準事な対処設備の一部を流路として使用する。

第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
運転中の1次冷却材喪失事象時において,余熱除去ポンプ及 び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場 合,余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる再循環運転又は A格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転で格納容器再 循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに全交流 動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合,運転停止中 において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余 熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動 力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した常設 重大事故防止設備(代替炉心注水)として,恒設代替低圧注水 ポンプ,非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピット及び給水処 理設備の復水ピットを使用する。	運転中の1次冷却材喪失事象時において,余熱除去ボンプ若 しくは高圧注入ボンプによる再循環又はB –格納容器スプレイ ポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉 塞の兆候が見られた場合の常設重大事故防止設備(代替炉心注 水)として,代替格納容器スプレイポンプ,非常用炉心冷却設 備の燃料取替用水ピット及び給水設備のうち補助給水設備の補 助給水ピットを使用する。	運転中の1次冷却材喪失事象時において,余熱除去ポンプ 若しくは高圧注入ポンプによる再循環運転又は格納容器スプ レイポンプ(B)による代替再循環運転で格納容器再循環サ ンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合の常設重大事故防 止設備(代替炉心注水)として,代替格納容器スプレイポン プ,非常用炉心冷却設備の燃料取替用水タンク及び給水処理 設備の補助給水タンクを使用する。	記載方針の相違【差異B】 ・再循環サン7 閉塞の要因は,技術的能力 の喪失機能とあわせ"又は"とし,文章 構成から"若しくは"とした。 記載方針等の相違 ・本項では運転中フロント系機能喪失のうち サンプ閉塞の兆候時の対応を記載してい るため,それ以外の条件での対応につい ては別項((1)(i)b項,(1)(ii)a項及び (4)(i)a項)に記載している。
燃料取替用水ビット又は復水ビットを水源とする恒設代替低 圧注水ボンブは,格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラ インを介して原子炉へ注水できる設計とする。恒設代替低圧注 水ボンブは,全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し た場合においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置よ り,代替所内電気設備変圧器を経由して給電できる設計とす る。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・恒設代替低圧注水ポンプ ・燃料取替用水ピット ・復水ピット ・空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】) ・代替所内電気設備変圧器(2.14 電源設備【57条】) ・然料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57条】) ・重油タンク(2.14 電源設備【57条】) ・多ンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備	燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格 納容器スプレイボンプは,格納容器スプレイ系統と余熟除去系 統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。代替 格納容器スプレイポンプは,ディーゼル発電機より代替格納容 器スプレイポンプ変圧器盤を経由して給電できる設計とする。 ・代替格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水ピット ・補助給水ピット ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤(2.14 電源設備【57 条】)	燃料取替用水タンク又は補助給水タンクを水源とした代替 格納容器スプレイポンプは,代替再循環ラインを介して炉心 へ注水できる設計とする。代替格納容器スプレイポンプは, ディーゼル発電機に加えて,全交流動力電源又は原子炉補機 冷却機能が喪失した場合においても代替電源設備である空冷 式非常用発電装置より代替電気設備受電盤及び代替動力変圧 器を経由して給電できる設計とする。 具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・代替格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水タンク ・補助給水タンク ・空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】) ・代替電気設備受電盤(2.14 電源設備【57条】) ・代替動力変圧器(2.14 電源設備【57条】)	 設計方針の相違 泊3号炉の代替格納容器スプレイボンブは、ディーゼル発電機からも給電する手順を 整備している。(川内・伊方・玄海と同様) 記載方針の相違【差異B】 ・全交流動力電源が喪失した場合に代替 非常用発電機等を使用するは、別項 (1)(i) a 項)に記載している。 設計方針の相違 泊3号炉の代替格納容器スプレイボンブは、ディーゼル発電機からも給電する手順を 整備しており、フロント系故障時でも代替電源を使用する大飯の給電設備と相違している。
【57条】) 空冷式非常用発電装置,代替所内電気設備変圧器,燃料油貯 蔵タンク,重油タンク及びタンクローリーについては,「2.14 電源設備【57 条】」にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生 器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器,加圧器,1次冷却材管及 び加圧器サージ管については,「2.201次冷却設備」にて記載 する。 本記載は,47-4頁の再掲	その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て,1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容 器,加圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ管は,設計基準事 故対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る 機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。代替格 納容器スプレイポンプの電源として使用するディーゼル発電機 を重大事故等対処設備として使用する。	その他,設計基準事故対処設備である非常用電源設備のデ ィーゼル発電機並びに1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却 材ポンプ,原子炉容器及び加圧器を重大事故等対処設備とし て使用する。 伊方の記載順では e 項内の2番目の SA 手段としてい る記載を繰下げ記載	記載方針の相違【差異A】 ・1 次冷却設備のSA としての用途が流路で あることを明確化するため,記載箇所を変 更している。47 条以外で適合性を詳細に記 載する重大事故等対処設備について,適合 方針末尾に記載先を一括記載している。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉をみ	伯宠电所3亏か SA基準適合性 」 合却するための設備	緑字:記載表現, 言	投備名称の相違(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
運転中の1次冷却材喪失事象時において、 佘熱除去ポンプ, 高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ビットの故障等により炉心注 水機能が喪失した場合、 佘熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプに よる再循環運転又はA格納容器スプレイポンプによる代替再循 環運転で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られ た場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し た場合,運転停止中において 佘熱除去ポンプ及び余熱除去冷却 器の故障等により 佘熱除去設備による 佘熱除去機能が喪失した 場合並びに 全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した 場合を想定した可搬型重大事故防止設備(代替炉心注水)とし て,可搬式代替低圧注水ポンプ,電源車(可搬式代替低圧注水 ポンプ用),送水車,仮設組立式水槽,燃料油貯蔵タンク,重油 タンク,タンクローリー及び軽油ドラム缶を使用する。	運転中の1次冷却材喪失事象時において,余熱除去ポンプ若 しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイ ポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉 塞の兆侯が見られた場合の可搬型重大事故防止設備(代替炉心 注水)として,可搬型大型送水ポンプ車,ディーゼル発電機燃 料油貯油槽,ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タ ンクローリーを使用する。	運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若 しくは高圧注入ポンプによる再循環運転又は格納容器スプレイ ポンプ(B)による代替再循環運転で格納容器再循環サンプス クリーン閉塞の兆候が見られた場合の可搬型重大事故防止設備 (代替炉心注水)として、中型ポンプ車、加圧ポンプ車、軽油 タンク及びミニローリーを使用する。	記載方針の相違【差異B】 ・再循環やア 閉塞の要因は,技術的能力 の喪失機能とあわせ"又は"とし、文章 構成から"若しくは"とした。 記載方針等の相違 ・本項では運転中加外系機能喪失のうち サンプ閉塞の兆候時の対応を記載してい るため、それ以外の条件での対応につい ては別項((1)(i)b項,(1)(ii)a項 (4)(i)a項及び(4)(ii)a項)に記載して いる。 設計方針の相違 ・本頁の設計方針の相違A,Bの差異理由 を参照 設計方針の相違【差異⑤】 ・燃料給油方法として、タンタロ=引ーによる直 接汲み上げ,D/6燃料油移送ボッブを介し た汲み上げの2つの対応手段を整備(57 条に詳細記載あり) 設計方針の相違【差異⑤】 ・大飯3/4 号炉は、燃料油貯蔵ワンク及び重 油クンタで必要な燃料の備蓄量を確保してい
送水車により海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可 搬式代替低圧注水ポンプは,格納容器スプレイ系と余熱除去系 間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする。全交 流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合においても 可搬式代替低圧注水ポンプは駆動源を電源車(可搬式代替低圧 注水ポンプ用)から給電できる設計とする。電源車(可搬式代 替低圧注水ポンプ用)の燃料は,燃料油貯蔵タンク又は重油タ ンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。送水 車の燃料は,軽油ドラム缶より補給できる設計とする。 具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・可搬式代替低圧注水ポンプ ・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) ・送水車 ・仮設組立式水槽	代替淡水源又は海を水源とした可搬型大型送水ボンプ車は, 格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して 炉心へ注水できる設計とする。可搬型大型送水ボンブ車のポン ブは自冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とす る。可搬型大型送水ボンプ車の燃料は、ディーゼル発電機燃料 油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ボンプ及び可搬型タン クローリーを用いて補給できる設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・可搬型大型送水ポンプ車	海又は代替淡水源を水源とした中型ポンプ車及び加圧ボンプ 車は、代替再循環ラインにより炉心へ注水できる設計とする。 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合におい ても中型ポンプ車及び加圧ポンプ車はディーゼルエンジンにて 駆動できる設計とする。 中型ポンプ車及び加圧ポンプ車の燃料は、軽油タンクよりミ ニローリーを用いて補給できる設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・中型ポンプ車 ・加圧ポンプ車 ・駆油タンク(2.14 電源設備【57条】) ・ミニローリー(2.14 電源設備【57条】)	るが、泊3号炉は、ディーゼ、ル発電機燃料油 貯油槽で確保している。 設計方針の相違A【差異⑥】 ・可搬型送水系統の設計相違により、泊3 号炉は、代替淡水源又は海から直接、被 供給先との接続口(建屋接続口)へ大型 送水ボンブ車による給水が可能なため、仮 設組立式水槽を使用する大飯と取水源が 相違している。(伊方と同様) ・また、大型送水ボンブ車は車両エンジンを 駆動源とすることから、専用の電源装置 は不要な設計としており、相違してい る。(伊方と同様)
 ・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57条】) ・重油タンク(2.14 電源設備【57条】) ・タンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備 【57条】) ・軽油ドラム缶(3号及び4号炉共用)(2.24 補機駆動用燃 料設備) 	 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14 電源設備【57条】) ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14 電源設備【57条】) ・可搬型タンクローリー(2.14 電源設備【57条】) 	伊方の記載順では e 項内の 3 番目の SA 手段としてい る記載を繰下げ記載	設計方針の相違 B【差異⑤】 ・ 泊 3 号炉の可搬型設備の燃料は, デ ← ゼル発電機燃料油貯油槽を給油源として使 用するのみであり,軽油ドラム缶は必要で はない。(ドラム缶を用いないのは川内・伊 方と同様)

	却するための設備		は備名称の相違(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
燃料油貯蔵タンク,重油タンク及びタンクローリーについて は、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。軽油ドラム缶につ いては、「2.24 補機駆動用燃料設備」にて記載する。1次冷却 設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ,原子炉容器、加圧器、 1次冷却材管及び加圧器サージ管については、「2.20 1次冷却 設備」にて記載する。非常用取水設備の貯水堰及び海水ポンプ		その他,設計基準事故対処設備である1次冷却設備の蒸気発 生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器及び加圧器を重大事故等 対処設備として使用する。	

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
運転中の1次冷却材喪失事象時において, 佘熱除去ポンプ 及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した 場合, 佘熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる再循環運転 又はA格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転で格納 容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並び こ全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合, 運転停止中において佘熱除去ポンプ及び佘熱除去冷却器の故 章等により佘熱除去設備による佘熱除去機能が喪失した場合 並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合 などに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合 本数に全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合 本数に全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合 本数にした常設重大事故防止設備(代替炉心注水)とし て, 恒設代替低圧注水ポンプ, 非常用炉心冷却設備の燃料取 費用水ピット及び給水処理設備の復水ピットを使用する。	 (ii)サポート系機能喪失時に用いる設備 a.代替炉心注水 運転中の1次冷却材喪失事象時において,全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の常設重大事故防止設備 (代替炉心注水)として,代替格納容器スプレイポンプ,非常 用炉心冷却設備の燃料取替用水ビット及び給水設備のうち補助 給水設備の補助給水ビットを使用する。 	 (ii) サポート系故障時に用いる設備 a. 代替炉心注水 運転中の1次冷却材喪失事象時において,全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の常設重大事故防止設備(代替炉心注水)として,代替格納容器スプレイポンプ,非常用炉心冷却設備の燃料取替用水タンク及び給水処理設備の補助給水タンクを使用する。 	記載方針の相違【差異B】 ・本項では運転中球・ト系機能喪失時の5 応を記載しているため、それ以外の条件 での対応については別項((1)(i)b項, (1)(i)e項,(4)(i)b項及び(4)(i)a項 に記載している。 ・SB0 "及び" LUBS の条件ではなく,技 的能力の喪失機能とあわせ"又は"とし た。(伊方と同様)
燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替 低圧注水ポンプは,格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連 絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする。恒設代替 低圧注水ポンプは,全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能 が喪失した場合においても代替電源設備である空冷式非常用 発電装置より,代替所内電気設備変圧器を経由して給電でき る設計とする。	燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格 納容器スプレイポンプは,格納容器スプレイ系統と余熱除去系 統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。代替 格納容器スプレイポンプは,全交流動力電源又は原子炉補機冷 却機能が喪失した場合においても代替電源設備である代替非常 用発電機より代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤を経由して 給電できる設計とする。代替非常用発電機の燃料は,ディーゼ ル発電機燃料油貯油槽,ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及 び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。	燃料取替用水タンク又は補助給水タンクを水源とした代替格 納容器スプレイポンプは,代替再循環ラインにより炉心へ注水 できる設計とする。代替格納容器スプレイポンプは,ディーゼ ル発電機に加えて,全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が 喪失した場合においても代替電源設備である空冷式非常用発電 装置より代替電気設備受電盤及び代替動力変圧器を経由して給 電できる設計とする。	記載方針の相違 ・代替非常用発電機の燃料補給方法を記 載した。 設計方針の相違【差異⑤】 ・燃料給油方法として、外知一一による)
具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・恒設代替低圧注水ポンプ ・燃料取替用水ビット ・復水ビット ・空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】) ・代替所内電気設備変圧器(2.14 電源設備【57条】) ・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57条】) ・ 重加タンク(2.14 電源設備【57条】) ・ タンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備 【57条】) 本記載は、47-4頁の再掲	具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・代替格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水ピット ・補助給水ピット ・代替非常用発電機(2.14 電源設備【57条】) ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤(2.14 電源設備【57 条】) ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14 電源設備【57条】) ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14 電源設備【57 条】) ・可搬型タンクローリー(2.14 電源設備【57条】)	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・ 代替格納容器スプレイポンプ ・ 燃料取替用水タンク ・ 空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】) ・ 代替電気設備受電盤(2.14 電源設備【57条】) ・ 代替動力変圧器(2.14 電源設備【57条】)	接汲み上げ,D/6 燃料油移送ボンブを介し た汲み上げの2つの対応手段を整備(57 条に詳細記載あり) 設計方針の相違【差異⑤】 ・大飯3/4 号炉は,燃料油貯蔵かり及び1 油かりで必要な燃料の備蓄量を確保してい るが,泊3 号炉は,ディーゼル発電機燃料 貯油槽で確保している。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を	冷却するための設備		と備名称の相違(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
大敗発電所3/4 号炉 空冷式非常用発電装置,代替所内電気設備変圧器。燃料油貯 蔵タンク,重油タンク及びタンクローリーについては、[2,14 電源設備【57 条】」にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生 器、1 次冷却材ポンプ,原子炉容器,加圧器、1 次冷却材管及 び加圧器サージ管については、「2.20 1 次冷却設備」にて記載 する。 本記載は、47-4 頁の再規	旧発電所3号炉 その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て、1 次冷却財管及び加圧器サージ管は、設計基準事 故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る 機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。	その他,設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディ ーゼル発電機並びに1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポ ンプ,原子炉容器及び加圧器を重大事故等対処設備として使用 する。	田製力計の相違【差異A】 ・・1 次冷却設備のSAとしての用途が流路であることを明確化するため、記載箇所を変更している。47 条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末尾に記載先を一括記載している。記載方針の相違 ・泊3号炉の代替格納容器パレイボンブは、ディービル発電機からも給電が可能であるが、本項ではSBO条件であるためディービル発電機を電源に含めていない。(伊方と同様) パンパ系放障時の対応を記載した別項 ((1)(i)b項、(1)(i)e項)において、ディービル発電機を電源として使用することを記載している。 おいて、ディービル発電機を電源として使用することを記載している。 おいて、

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を行		195 7 · (m2/90/50) 82	と備名称の相違(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	<u> </u>		差異理由
運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ボンプ、 海圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注 k機能が喪失した場合、余熱除去ポンプ及び高圧注入ボンプに よる再循環運転又はA格納容器スプレイポンプによる代替再循 環運転で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られ と場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し と場合,運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却 器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した 場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した 場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した 場合を想定した可搬型重大事故防止設備(代替炉心注水)とし に、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車(可搬式代替低圧注水 パンプ用)、送水車、仮設組立式水槽、燃料油貯蔵タンク、重油 マンク、タンクローリー及び軽油ドラム缶を使用する。	運転中の1次冷却材喪失事象時において,全交流動力電源又 は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の可搬型重大事故防止設 備(代替炉心注水)として,可搬型大型送水ポンプ車,ディー ゼル発電機燃料油貯油槽,ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 及び可搬型タンクローリーを使用する。	運転中の全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した 場合の可搬型重大事故防止設備(代替炉心注水)として,中型 ポンプ車,加圧ポンプ車,軽油タンク及びミニローリーを使用 する。	記載方針の相違 ・SB0 "及び" LUBS の条件ではなく,技術 的能力の喪失機能とあわせ"又は"とし た。 記載方針の相違【差異B】 ・本項では運転停止中が一示系機能喪失時 の対応を記載しているため、それ以外の 条件での対応については別項((1)(i)b 項,(1)(i)e項,(4)(i)a項及び (4)(i)a項)に記載している。 設計方針の相違 ・本頁の設計方針の相違A,Bの差異理由 を参照 設計方針の相違【差異⑤】 ・燃料給油方法として,外加一による直 接汲み上げの2つの対応手段を整備(57 条に詳細記載あり) 設計方針の相違【差異⑤】
送水車により海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可 搬式代替低圧注水ポンプは,格納容器スプレイ系と余熱除去系 間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする。全交 流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合においても 可搬式代替低圧注水ポンプは駆動源を電源車(可搬式代替低圧 注水ポンプ用)から給電できる設計とする。電源車(可搬式代 替低圧注水ポンプ用)の燃料は,燃料油貯蔵タンク又は重油タ ンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。送水 車の燃料は,軽油ドラム缶より補給できる設計とする。 具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・可搬式代替低圧注水ポンプ	代替淡水源又は海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車は, 格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して 炉心へ注水できる設計とする。全交流動力電源又は原子炉補機 冷却機能が喪失した場合においても可搬型大型送水ポンプ車の ポンプは自冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計と する。可搬型大型送水ポンプ車の燃料は,ディーゼル発電機燃 料油貯油槽,ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タ ンクローリーを用いて補給できる設計とする。 - 可搬型大型送水ポンプ車	海又は代替淡水源を水源とした中型ポンプ車及び加圧ポンプ 車は,代替再循環ラインにより炉心へ注水できる設計とする。 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合におい ても中型ポンプ車及び加圧ポンプ車はディーゼルエンジンにて 駆動できる設計とする。 中型ポンプ車及び加圧ポンプ車の燃料は,軽油タンクよりミ ニローリーを用いて補給できる設計とする。 具体的な設備は,以下のとおりとする。	 ・大飯3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及 び重油タンクで必要な燃料の備蓄量を確 保しているが、泊3号炉は、ディーゼル 発電機燃料油貯油槽で確保している。 設計方針の相違A【差異⑥】 ・可搬型送水系統の設計相違により、泊3 号炉は、代替淡水源又は海から直接、被 供給先との接続口(建屋接続口)へ大型 送水ボッブ車による給水が可能なため、仮 設組立式水槽を使用する大飯と取水源が 相違している。(伊方と同様) ・また、大型送水ボッブ車は車両コンジッを 駆動源とすることから、専用の電源装置 は不要な設計としており、相違してい
 ・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) ・送水車 ・仮設組立式水槽 ・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57条】) ・重油タンク(2.14 電源設備【57条】) ・タンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備 【57条】) ・軽油ドラム缶(3号及び4号炉共用)(2.24 補機駆動用燃料設備) 	 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14 電源設備【57条】) ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14 電源設備【57 条】) ・可搬型タンクローリー(2.14 電源設備【57条】) 	 ・ 中型ポンプ車 ・ 加圧ポンプ車 ・ 軽油タンク(2.14 電源設備【57条】) ・ ミニローリー(2.14 電源設備【57条】) 	る。(伊方と同様) 設計方針の相違B【差異⑤】 ・泊3号炉の可搬型設備の燃料は、ディー ゼ ^ル 発電機燃料油貯油槽を給油源として使 用するのみであり、軽油ドラム缶は必要で はない。(ドラム缶を用いないのは川内・伊 方・玄海と同様)

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を			は備名称の相違(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
	その他, 重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て,1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容 器,加圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ管並びに非常用取 水設備の貯留堰,取水口,取水路,取水ピットスクリーン室及 び取水ピットポンプ室は,設計基準事故対処設備の一部を流路 として使用することから,流路に係る機能について重大事故等 対処設備としての設計を行う。	その他,設計基準事故対処設備である1次冷却設備の蒸気発 生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器及び加圧器を重大事故等 対処設備として使用する。	記載方針の相違【差異A】 ・1 次冷却設備のSAとしての用途が流路 あることを明確化するため、記載箇所を 更している。47 条以外で適合性を詳細に 載する重大事故等対処設備について、適 方針末尾に記載先を一括記載している。
本記載は, 47-6 頁の再掲			

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
運転中の1次冷却材喪失事象時において全交流動力電源及び 原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において 全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合の常設 重大事故防止設備(代替炉心注水)として,化学体積制御設備 のB充てんポンプ,非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピット 及び給水処理設備の復水ピットを使用する。	運転中の1次冷却材喪失事象時において,全交流動力電源又 は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の常設重大事故防止設備 (代替炉心注水)として,化学体積制御設備のB-充てんポン プ及び非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットを使用する。	運転中の1次冷却材喪失事象時において,全交流動力電源又 は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の常設重大事故防止設備 (代替炉心注水)として,化学体積制御設備の充てんポンプ (B)及び非常用炉心冷却設備の燃料取替用水タンクを使用す る。	記載方針の相違【差異B】 ・SB0 "及び" LUHS の条件ではなく,技術 的能力の喪失機能とあわせ "又は"とし た。 ・本項では運転中サポート系機能喪失時の対 応を記載しているため,それ以外の条件 での対応については別項((4)(ii)a項) に記載している。
燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とするB充てんポ ンプは,自己冷却ラインを用いることにより運転でき,原子炉 へ注水できる設計とする。B充てんポンプは,代替電源設備で ある空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。	燃料取替用水ビットを水源とするB-充てんポンプは,自己 冷却ラインを用いることにより運転でき,化学体積制御系によ り炉心へ注水できる設計とする。B-充てんポンプは,全交流 動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合においても代 替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とす る。代替非常用発電機の燃料は,ディーゼル発電機燃料油貯油 槽,ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクロー リーを用いて補給できる設計とする。	燃料取替用木タンクを木源とする充てんポンプ(B)は、自 己冷却ラインを用いることにより運転でき、炉心へ注水できる 設計とする。充てんポンプ(B)は、代替電源設備である空冷 式非常用発電装置から給電できる設計とする。	設計方針の相違【差異①】 ・泊3号炉は、燃料取替用水ビットの機能 喪失時には、代替格納容器スブレイボンブの 水源を補助給水ビットに切替えて炉心注水 する対策を整備しており、充てんボンブの 水源は燃料取替用水ビットのみを設定して いる。(川内・伊方・玄海と同様) 記載方針の相違 ・他記載と整合させ、経由する系統名を 記載した。また、他のfix ート系機能喪失時 の記載と整合させ、"全交流電源又は原子 炉補機冷却機能が喪失した場合において も"を追記した。 ・代替非常用発電機の燃料補給方法を記 載した。
具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・ B 充てんポンプ ・燃料取替用水ピット ・復水ピット ・空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】) ・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57条】) ・ 重油タンク(2.14 電源設備【5条】) ・タンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備 【57条】)	 具体的な設備は、以下のとおりとする。 B - 充てんポンプ ・燃料取替用水ピット ・代替非常用発電機(2.14 電源設備【57条】) ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14 電源設備【57条】) ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14 電源設備【57 条】) ・可搬型タンクローリー(2.14 電源設備【57条】) 	具体的な設備は,以下のとおりとする。 • 充てんポンプ(B) • 燃料取替用水タンク • 空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】)	 設計方針の相違【差異⑤】 ・燃料給油方法として、 タンクローリーによる直接汲み上げ、 D/G 燃料油移送ボンブ を介した汲み上げの2つの対応手段を整備(57条に詳細記載あり) 設計方針の相違【差異⑤】 ・大飯3/4号炉は、燃料油貯蔵52000000000000000000000000000000000000
化学体積制御設備を構成する再生熱交換器は,設計基準事故 対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機 能について重大事故等対処設備としての設計を行う。空冷式非 常用発電装置,燃料油貯蔵タンク,重油タンク及びタンクロー リーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。1次 冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器,加圧 器,1次冷却材管及び加圧器サージ管については、「2.201次 冷却設備」にて記載する。	その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て,化学体積制御設備を構成する再生熱交換器並びに1次冷却 設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器,加圧器, 1次冷却材管及び加圧器サージ管は,設計基準事故対処設備の 一部を流路として使用することから,流路に係る機能について 重大事故等対処設備としての設計を行う。	化学体積制御設備を構成する再生熱交換器は,設計基準事故 対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機 能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他, 設計基準事故対処設備である1次冷却設備の蒸気発生器,1次 冷却材ポンプ,原子炉容器及び加圧器を重大事故等対処設備と して使用する。	(曲)打曲帽で900 中産【差異A】 ・1 次冷却設備のSAとしての用途が流路で あることを明確化するため、記載箇所を変 更している。47条以外で適合性を詳細に記 載する重大事故等対処設備について、適合 方針末尾に記載先を一括記載している。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
運転中の1次冷却材喪失事象時において全交流動力電源及び 原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において 全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定 した重大事故防止設備(高圧代替再循環運転)として,非常用 炉心冷却設備のB高圧注入ポンプ,大容量ポンプ,格納容器再 循環サンプ,格納容器再循環サンプスクリーン,燃料油貯蔵タ ンク,重油タンク及びタンクローリーを使用する。 海を水源とする大容量ポンプは,A、B海水ストレーナブロ 一配管又はA海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続す ることで原子炉補機冷却水系に海水を直接供給し,代替補機冷 却ができる設計とする。格納容器再循環サンプを水源とするB 高圧注入ポンプは,代替補機冷却を用いることで高圧代替再循 環運転ができ,原子炉格納容器内の冷却とあわせて原子炉を冷 却できる設計とする。 格納容器再循環サンプスクリーンは、非常用炉心冷却設備及 び格納容器スプレイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計と する。B高圧注入ポンプは、代替電源設備である空冷式非常用 発電装置から給電できる設計とする。大容量ポンプの燃料は、 燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて	 b.代替再循環運転 運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の重大事故防止設備(代替再循環運転)として、非常用炉心冷却設備のA-高圧注入ポンプ、可搬型大型送水ポンプ車、A-格納容器再循環サンプ、A-格納容器再循環サンプスクリーン、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを使用する。 海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車は、A、D-原子炉 補機冷却水冷却器出口配管に可搬型ホースを接続することで、 原子炉補機冷却水系統に海水を直接供給し、代替補機冷却ができる設計とする。A-格納容器再循環サンプえクリーンズを水源とするA- 高圧注入ポンプは、代替補機冷却を用いることで代替再循環が でき、C、D-格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器 内の冷却と併せて炉心を冷却できる設計とする。 A-格納容器再循環サンプスクリーンは、非常用炉心冷却設 備のポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。A-高圧 注入ポンプは、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合においても代替電源設備である代替非常用発電機から 給電できる設計とする。可搬型大型送水ポンプ車及び代替非常 用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼ 	 b. 代替再循環運転 運転中の1次冷却材喪失事象時において,全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の重大事故防止設備(代替再循環運転)として,高圧注入ボンプ(B),中型ボンブ車,格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンを使用する。 海を水源とする中型ポンプ車は,原子炉補機冷却水系統を介して補機へ海水を直接供給し,代替補機冷却ができる設計とする。高圧注入ポンプ(B)は,代替補機冷却を用いることで格納容器再循環サンプを水源とした代替再循環ができ,格納容器スプレイポンプ及び格納容器スプレイポ却器又は格納容器再循環ユニット(A及びB)による原子炉格納容器内の冷却と併せて原子炉を冷却できる設計とする。高圧注入ポンプ(B)及び格納容器スプレイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。高圧注入ポンプ (B)は,代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。中型ポンプ車の燃料は,軽油タンクよりミニローリーを用いて補給できる設計とする。 	 記載方針の相違 * SB0 "及び" LUHS の条件ではなく,技行 的能力の喪失機能とあわせ "又は"とした。 記載方針の相違【差異B】 * 本項では運転中村" 十系機能喪失時の支応を記載しているため、それ以外の条件 での対応については別項((4)(ii)b項: 条件以外は本項に同じ)に記載してい る。 設計方針の相違 * 次葉の設計等の相違 C を参照 記載方針の相違 * SB0条件における格納容器除熱手段と て CV 自然対流冷却にて使用する設備を明示した。(伊方と同様。) 設計方針の相違 * (伊方と同様。) 設計方針の相違 * 記載方針の相違 * 別方針の相違 * 別方針の相違 * 別方針の相違 * 別方針の相違 * 別方針の相違 * 別方針の相違 * 記載方針の相違 * 記載方針の相違
 補給できる設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 B高圧注入ボンプ 大容量ボンプ(3号及び4号炉共用) 格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプスクリーン 燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57条】) 重油タンク(2.14 電源設備【57条】) タンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備 【57条】) 空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】) 	 ル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて 補給できる設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・A - 高圧注入ポンプ ・可搬型大型送水ポンプ車 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14 電源設備【57条】) ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14 電源設備【57条】) ・可搬型タンクローリー(2.14 電源設備【57条】) ・A - 格納容器再循環サンプ ・A - 格納容器再循環サンプスクリーン ・代替非常用発電機(2.14 電源設備【57条】) ・C、D - 格納容器再循環ユニット(2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】) 	 具体的な設備は、以下のとおりとする。 高圧注入ポンプ(B) 中型ポンプ車 格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプスクリーン 格納容器スプレイポンプ(2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】) 格納容器スプレイ冷却器(2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】) 格納容器再循環ユニット(A及びB)(2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】) 空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】) 堅油タンク(2.14 電源設備【57条】) ミニローリー(2.14 電源設備【57条】) 	・他の「ボー系機能喪失時の記載と整合さ せ、"全交流電源又は原子炉補機冷却機能 が喪失した場合においても"を追記し た。 ・代替非常用発電機の燃料補給方法につ いても記載した。 設計方針の相違【差異⑤】 ・燃料給油方法として、タンクローリーによる可 接汲み上げ、D/G 燃料油移送ボンブを介し た汲み上げの2つの対応手段を整備(57 条に詳細記載あり) 設計方針の相違【差異⑤】 ・大飯3/4 号炉は、燃料油貯蔵クンク及びJ 油タンクで必要な燃料の備蓄量を確保してい るが、泊3号炉は、ディーゼル発電機燃料油 貯油槽で確保している。

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

第47条 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
原子炉補機冷却海水設備を構成するA、B海水ストレーナ並 びに原子炉補機冷却設備を構成するB原子炉補機冷却水冷却器 は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することか ら、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計 を行う。空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重泊タン ク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57 条】」 にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポン ブ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管に ついては、「2.20 1次冷却設備」にて記載する。非常用政水設 備の貯水堰及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用政水設 備」にて記載する。	その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て、非常用炉心冷却設備を構成するほう酸注入タンク及びA - 安全注入ボンブ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁、1 次冷却設 備の素気発生器、1 次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1 次冷却材管及び加圧器サージ管並びに非常用取水設備の貯留 堰、取木口、取水路、取水ビットスクリーン室及び取水ビット ポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用す ることから、流路に係る機能について重大事故等対処設備とし ての設計を行う。	その他,設計基準事故対処設備である1次冷却設備の蒸気発 生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器及び加圧器並びに非常用 取水設備の海水取水口,海水取水路及び海水ピットを重大事故 等対処設備として使用する。	設計方針の相違【差異③】 ・大飯3/4 号炉にはほう酸注入タンクが ない。 設計方針の相違 C【差異⑥】 ・泊3 号炉は,代替補機冷却としての外 部からの海水接続箇所を原子炉補機冷却 水冷却器下流の原子炉補機冷却系配管に 接続点を設けており,大飯3/4 号炉に記 載の原子炉補機冷却本冷却器を流路として使用 しない。 記載方針の相違 ・小SIP 再循環約7 [*] 個入口 C/V 外側隔離弁 が流路の一部を構成することを明示した。 記載方針の相違【差異A】 ・1 次冷却設備及び非常用取水設備のSA と しての用途が流路であることを明確化す るため,記載箇所を変更している。47 条以 外で適合性を詳細に記載する重大事故等 対処設備について,適合方針未尾に記載先 を一括記載している。

<u>泊発電所3号炉</u> (2)1次冷却材喪失事象が発生し溶融デブリが原子炉容器に		差異理由
(2) 1 次冷却は塵失事免が発生」 液融デブリ が 同子 恒 突襲に		
残存する場合に用いる設備	(iii) 溶融デブリが原子炉容器に残存する場合に用いる設備	記載方針の相違【差異B】 ・泊3号炉(2)項で示す SA 手段は"1次者 却材喪失事象が発生している場合に用い
炉心の著しい損傷,溶融が発生した場合において,原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合,格納容器水張り(格納容器スプレイ)により残存溶融デブリを冷却し,原子炉格納容器の破損を防止するための設備として以下の重大事故等対処設備(格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイ)を設ける。 (i)格納容器スプレイ	炉心の著しい損傷,溶融が発生した場合において,原子炉容 器に残存溶融デブリが存在する場合,格納容器注水(格納容器 スプレイ)により残存溶融デブリを冷却し,原子炉格納容器の 破損を防止するための設備として以下の重大事故等対処設備 (格納容器注水)を設ける。	る設備"の一項目であるが、炉心の著し い損傷,溶融が発生した場合を想定して おり、炉心への注水手段ではなくC/Vへ の注水手段のみであるため、項目を分け て記載した。
重大事故等対処設備(格納容器スプレイ)として,設計基準 事故対処設備である原子炉格納容器スプレイ設備の格納容器ス プレイポンプ及び燃料取替用水ピットを使用する。	重大事故等対処設備(格納容器注水)として,格納容器スプ レイ設備の格納容器スプレイポンプ及び非常用炉心冷却設備の 燃料取替用水タンクを使用する。	
燃料取替用水ビットを水源とする格納容器スプレイポンプ は,原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノ ズルより注水できる設計とする。	燃料取替用水タンクを水源とした格納容器スプレイポンプ は、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノ ズルより注水できる設計とする。	
具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水ピット	 ・ 格納容器スプレイポンプ ・ 燃料取替用水タンク 	
その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て,原子炉格納容器スプレイ設備を構成する格納容器スプレイ 冷却器は,設計基準事故対処設備の一部を流路として使用する ことから,流路に係る機能について重大事故等対処設備として の設計を行う。格納容器スプレイポンプの電源として使用する ディーゼル発電機及び原子炉格納施設のうち原子炉格納容器を 重大事故等対処設備として使用する。	原子炉格納容器スプレイ設備を構成する格納容器スプレイ冷 却器は,設計基準事故対処設備の一部を流路として使用するこ とから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての 設計を行う。その他,設計基準事故対処設備である非常用電源 設備のディーゼル発電機及び原子炉格納施設の原子炉格納容器 を重大事故等対処設備として使用する。	記載方針の相違【差異A】 ・47条以外で適合性を詳細に記載する重 事故等対処設備について,適合方針末尾 記載先を一括記載している。
	 器に残存溶融デブリが存在する場合,格納容器水張り(格納容器 スプレイ)により残存溶融デブリを冷却し、原子炉格納容器の破 損を防止するための設備として以下の重大事故等対処設備(格 納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイ)を設ける。 (i)格納容器スプレイ 重大事故等対処設備(格納容器スプレイ)として,設計基準 事故対処設備である原子炉格納容器スプレイ)として,設計基準 事故対処設備である原子炉格納容器スプレイ設備の格納容器ス プレイポンプ及び燃料取替用水ピットを使用する。 燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプ は、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノ ズルより注水できる設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水ピット その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て、原子炉格納容器スプレイ設備を構成する格納容器スプレイ 冷却器は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用する ことから、流路に係る機能について重大事故等対処設備として の設計を行う。格納容器スプレイポンプの電源として使用する ディーゼル発電機及び原子炉格納施設のうち原子炉格納容器を 	 器に残存溶酸デブリが存在する場合,格納容器水振り(格納容器 スプレイ)により残存溶融デブリを冷却し、原子炉格納容器の破 損を防止するための設備として以下の重大事故等対処設備(格 納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイ)を設ける。 (i)格納容器スプレイ)を設ける。 (i)格納容器スプレイ)を設ける。 (i)格納容器スプレイ)として、設計基準 事故対処設備である原子炉格納容器スプレイ)として、設計基準 事故対処設備である原子炉格納容器スプレイ設備の格納容器ス プレイポンプ及び燃料取替用水ビットを使用する。 燃料取替用水ビットを水源とする格納容器スプレイポンプ は、原子炉格納容器ハブレイポンプ 、水より注水できる設計とする。 (格納容器スプレイポンプ は、原子炉格納容器スプレイポンプ 、燃料取替用水ビットを (基本教等時に使用する設計基準事故対処設備として、原子炉格納容器スプレイポンプ (基本教等時に使用する設計基準事故対処設備の一部を流路として使用する。 (基本教等時に使用する設計基準事故対処設備の一部を流路として使用する。 (基本教等器スプレイポンプ (基本教等時に使用する設計基準事故対処設備の一部を流路として使用する とから、流路に係る機能について重大事故等対処設備として の設計を行う。格納容器スプレイポンプの設計を行う。その他、設計基準事本対処設備をある (基本容容量、プレイ設備を構成する格納容器スプレイ冷 力器は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用する ことから、流路に係る機能について重大事故等対処設備として の設計を行う。格納容器スプレイポンプ (基本容量、2000年、定使用する (基本容量、2000年、定使用する (基本容量、2000年、定体統容量、2007年、定体納容器、2007年

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
重大事故等対処設備(代替格納容器スプレイ)として,恒設 代替低圧注水ポンプ,原子炉格納容器スプレイ設備の燃料取替 用水ピット及び給水処理設備の復水ピットを使用する。	(ii)代替格納容器スプレイ 重大事故等対処設備(代替格納容器スプレイ)として,代替 格納容器スプレイポンプ,原子炉格納容器スプレイ設備の燃料 取替用水ピット及び給水設備のうち補助給水設備の補助給水ピ ットを使用する。	重大事故等対処設備(格納容器注水)として,代替格納容器 スプレイポンプ,非常用炉心冷却設備の燃料取替用水タンク及 び給水処理設備の補助給水タンクを使用する。	
燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低 E注水ポンプは,格納容器スプレイ系を介して,原子炉格納容 器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水でき る設計とする。恒設代替低圧注水ポンプは,空冷式非常用発電 装置より代替所内電気設備変圧器を経由して給電できる設計と する。	燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格 納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原 子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルよ り注水できる設計とする。代替格納容器スプレイポンプは、デ ィーゼル発電機に加えて、代替電源設備である代替非常用発電 機より代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤を経由して給電で きる設計とする。代替非常用発電機の燃料は、ディーゼル発電 機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬 型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。	燃料取替用水タンク又は補助給水タンクを水源とする代替格 納容器スプレイポンプは,原子炉格納容器スプレイ設備によ り,原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノ ズルより注水できる設計とする。代替格納容器スプレイボンプ は,非常用電源設備のディーゼル発電機に加えて,空冷式非常 用発電装置より代替電気設備受電盤及び代替動力変圧器を経由 して給電できる設計とする。	設計方針の相違 ・泊3号炉の代替格納容器スブレイボンブ は、ディーゼル発電機からも給電する手順を 整備している。(川内・伊方・玄海と同様) 記載方針の相違 ・代替非常用発電機の燃料補給方法を記 載した。
具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・恒設代替低圧注水ポンプ ・燃料取替用水ピット ・復水ピット ・空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57 条】) ・代替所内電気設備変圧器(2.14 電源設備【57 条】) ・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57 条】) ・重油タンク(2.14 電源設備【57 条】) ・タンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備 【57 条】)	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・代替格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水ピット ・補助給水ピット ・代替非常用発電機(2.14 電源設備【57条】) ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤(2.14 電源設備【57 条】) ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14 電源設備【57条】) ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14 電源設備【57 条】) ・可搬型タンクローリー(2.14 電源設備【57条】)	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・ 代替格納容器スプレイボンプ ・ 燃料取替用水タンク ・ 補助給水タンク ・ 空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】) ・ 代替電気設備受電盤(2.14 電源設備【57条】) ・ 代替動力変圧器(2.14 電源設備【57条】)	設計方針の相違【差異⑤】 ・燃料給油方法として、タンカローリーによる直 接汲み上げ、D/G 燃料油移送ボンブを介し た汲み上げの2つの対応手段を整備(57 条に詳細記載あり) 設計方針の相違【差異⑤】 ・大飯3/4 号炉は、燃料油貯蔵タンク及 び重油タンクで必要な燃料の備蓄量を確 保しているが、泊3号炉は、ディーゼル 発電機燃料油貯油槽で確保している。
空冷式非常用発電装置,代替所内電気設備変圧器,燃料油貯 蔵タンク, <u>重油タンク</u> 及びタンクローリーについては,「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。原子炉格納施設のうち原子 炉格納容器については,「2.21原子炉格納施設」にて記載す る。	その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備として,代替格納容器スプレイポンプの電源として使用するディー ゼル発電機及び原子炉格納施設のうち原子炉格納容器を重大事 故等対処設備として使用する。	その他,設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディ ーゼル発電機及び原子炉格納施設の原子炉格納容器を重大事故 等対処設備として使用する。	記載方針の相違【差異A】 ・47条以外で適合性を詳細に記載する重 大事故等対処設備について、適合方針末 尾に記載先を一括記載している。
本記載は、47-31 頁の繰上げ再掲		伊方の記載順では,本箇所に余熱除去系の再循環が可 能な場合の設備について記載がある。 記載比較のため,泊記載の適合方針の末尾に記載する。	設計方針の相違 ・泊3号炉の代替格納容器スプレイボンフ は、ディーゼル発電機からも給電する手順を 整備しており、フロント系故障時でも代替電 源を使用する大飯の給電設備と相違して いる。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
	 (3) 1次冷却材喪失事象が発生していない場合に使用する設備 	(2)1次冷却材喪失事象が発生していない場合に用いる設備	
	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時に原子炉を冷却するた めの設備のうち、炉心を冷却し、炉心の著しい損傷及び原子炉 格納容器の破損を防止するための設備として以下の重大事故防 止設備(蒸気発生器2次側による炉心冷却)を設ける。 (i)フロントライン系機能喪失時に用いる設備	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時に発電用原子炉を冷却 するための設備のうち,原子炉を冷却し,炉心の著しい損傷及 び原子炉格納容器の破損を防止するための設備として以下の重 大事故防止設備(2次冷却系からの除熱(注水),2次冷却系か らの除熱(蒸気放出),2次冷却系からの除熱(フィードアンド ブリード),主蒸気逃がし弁の機能回復)を設ける。 (i)フロントライン系故障時に用いる設備	次側による冷却以外の対応手段は(1)L00 が発生している場合に記載している。大 飯3/4号炉は,泊3号炉の(1),(3)及び
	a. 蒸気発生器2次側による炉心冷却	a. 2 次冷却系からの除熱(注水)	(4)項を(1)項にて記載している。
運転中及び運転停止中において,余熱除去ポンプ及び余熱除 去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪 失した場合並びに運転中及び運転停止中において全交流動力電 原が喪失した場合を想定した重大事故防止設備(蒸気発生器2 次側による炉心冷却)として,給水設備のうち補助給水系の電 動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ,給水処理設 備の復水ピット並びに主蒸気系統設備の主蒸気逃がし弁を使用 する。	運転中において,余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障 等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合の 重大事故防止設備(蒸気発生器2次側による炉心冷却)とし て,設計基準事故対処設備である給水設備のうち補助給水設備 の電動補助給水ポンプ,タービン動補助給水ポンプ及び補助給 水ピット,主蒸気設備の主蒸気逃がし弁並びに1次冷却設備の 蒸気発生器を使用する。	運転中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等 により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合の重 大事故防止設備(2次冷却系からの除熱(注水))として,給水 設備の電動補助給水ポンプ,タービン動補助給水ポンプ及び給 水処理設備の補助給水タンク並びに1次冷却設備の蒸気発生器 を使用する。	記載方針の相違【差異B】 ・ RIR 冷却不能の要因は、技術的能力の引 失機能とあわせ"又は"とした ・本項では運転中フロント系機能喪失時の対 応を記載しているため、それ以外の条件 での対応については別項((3)(i)a項、 (4)(i)e項及び(4)(i)e項)に記載して いる。 記載方針の相違 ・ \$/62 次側による炉心冷却における除熱
復水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動 補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を開 操作することで蒸気発生器2次側による炉心冷却ができる設計 とする。電動補助給水ポンプは、ディーゼル発電機に加えて、 全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非 常用発電装置から給電できる設計とする。また、主蒸気逃がし 弁は、現場での人力による弁の操作ができる設計とする。	補助給水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプは,蒸気発生器へ注水し,主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器2次側による炉心冷却ができる設計とする。電動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁は,ディ ーゼル発電機から給電できる設計とする。	補助給水タンクを水源とした電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプは,蒸気発生器へ給水ができる設計とする。電動補助給水ポンプは,ディーゼル発電機から給電できる 設計とする。	 ・S/G2 次側によるか心希知における時熱機能を担う熱交換器として、蒸気発生器を記載した。(伊方と同様) 記載方針の相違 ・本項は、フロントライン故障時の対応であり、 代替電源を使用せず、主蒸気逃がし弁も 制御用空気を駆動源とした通常操作が可 能である。
具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・電動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ ・復水ピット ・主蒸気逃がし弁 ・蒸気発生器 ・空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57 条】) ・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57 条】) ・重油タンク(2.14 電源設備【57 条】) ・重油タンク(2.14 電源設備【57 条】) ・タンクローリー(3 号及び4 号炉共用)(2.14 電源設備	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・電動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ ・補助給水ピット ・主蒸気逃がし弁 ・蒸気発生器	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・ 電動補助給水ポンプ ・ タービン動補助給水ポンプ ・ 補助給水タンク ・ 蒸気発生器	記載方針の相違【差異B】 ・本項は、フロントライン系機能喪失時の対応 弱のため、fポ+子系機能喪失時に使用する 設備は、別項((3)(ii)a項)に記載して いる。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

第47 衆 原ナが希知的圧力パリンタリ復圧時に発電用原ナがを行 大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
2 379228 06021 M 7 1 % M 77	(1997) (1997) (1997) (1977)		State P State P1
空冷式非常用発電装置,燃料油貯蔵タンク,重油タンク及び タンクローリーについては、「2.14 電源設備【57 条】」にて記 載する。主蒸気系統設備を構成する主蒸気管は,設計基準事故 対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機 能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他, 重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては,電動	その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て,主蒸気設備を構成する主蒸気管は,設計基準事故対処設備 の一部を流路として使用することから,流路に係る機能につい て重大事故等対処設備としての設計を行う。電動補助給水ポン プ及び主蒸気透がし弁の電源として使用するディーゼル発電機 を重大事故等対処設備として使用する。	その他,設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディ ーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。	記載方針の相違 ・他記載と整合させた記載順とした。 記載方針の相違【差異A】 ・47条以外で適合性を詳細に記載する重 大事放等対処設備について、適合方針末 尾に記載先を一括記載している。
		 b. 2次冷却系からの除熱(蒸気放出) 運転中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合の重大事故防止設備(2次冷却系からの除熱(蒸気放出))として、 主蒸気系統設備の主蒸気逃がし弁を使用する。 主蒸気逃がし弁を開操作することで2次冷却系からの除熱(蒸気放出)ができる設計とする。また、主蒸気逃がし弁は、 現場で人力による弁の操作ができる設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・ 主蒸気逃がし弁 c. 2次冷却系からの除熱(フィードアンドブリード) 運転中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合の重大事故防止設備(2次冷却系からの除熱(フィードアンドブリード))として、給水設備の電動補助給水ポンプ、給水処理設備の補助給水タンク及び1次冷却設備の蒸気発生器を使用する。 補助給水タンクを水源とした電動補助給水ポンプは、蒸気発 生器へ給水ができる設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 	
		・ 電動補助給水ポンプ ・ 補助給水タンク ・ 蒸気発生器 その他,設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディ ーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。	

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	<u> </u>		差異理由
	(ii)サポート系機能喪失時に用いる設備	(ii)サポート系故障時に用いる設備	
	a. 蒸気発生器2次側による炉心冷却	a. 2 次冷却系からの除熱(注水)	
運転中及び運転停止中において, 余熱除去ポンプ及び余熱除 去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪 失した場合並びに運転中及び運転停止中において全交流動力電 源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備(蒸気発生器2 次側による炉心冷却)として, 給水設備のうち補助給水系の電 動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ, 給水処理設 備の復水ピット並びに主蒸気系統設備の主蒸気逃がし弁を使用 する。	運転中において,全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が 喪失した場合の重大事故防止設備(蒸気発生器2次側による炉 心冷却)として,給水設備のうち補助給水設備の電動補助給水 ポンプ,タービン動補助給水ポンプ及び補助給水ピット,主蒸 気設備の主蒸気逃がし弁並びに1次冷却設備の蒸気発生器を使 用する。	運転中において全交流動力電源が喪失した場合の重大事故防 止設備(2次冷却系からの除熱(注水))として,給水設備の電 動補助給水ポンプ,タービン動補助給水ポンプ及び給水処理設 備の補助給水タンク並びに1次冷却設備の蒸気発生器を使用す る。	記載方針の相違【差異B】 ・本項では運転中述「系機能喪失時の対応を記載しているため、それ以外の条件 での対応については別項((3)(i)a項、 (4)(i)e項及び(4)(i)c項)に記載して いる。 ・体、
復水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動 補助給水ポンプは,蒸気発生器へ注水し,主蒸気逃がし弁を開 操作することで蒸気発生器2次側による炉心冷却ができる設計 とする。電動補助給水ポンプは,ディーゼル発電機に加えて, 全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非 常用発電装置から給電できる設計とする。また,主蒸気逃がし 弁は,現場での人力による弁の操作ができる設計とする。	補助給水ビットを水源とする電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁 を現場で人力により開操作することで蒸気発生器2次側による 炉心冷却ができる設計とする。電動補助給水ポンプは、全交流 動力電源喪失時においても代替電源設備である代替非常用発電 機から給電できる設計とする。 代替非常用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油 槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクロー リーを用いて補給できる設計とする。	補助給水タンクを水源とした電動補助給水ポンプ又はタービ ン動補助給水ポンプは,蒸気発生器へ給水ができる設計とす る。電動補助給水ポンプは,全交流動力電源喪失時においても 代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計 とする。	記載方針の相違 ・本項は SBO 時の操作として, 主蒸気逃 がし弁は"手動操作する"ことを段落末 尾の記載箇所から変更した。 ・SBO 条件での対応であるため, D/G が機 能喪失しており, D/G 給電については, 富 載していない。 記載方針の相違 ・代替非常用発電機の燃料補給方法を記 載した。
具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・電動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ ・復水ピット ・主蒸気逃がし弁 ・蒸気発生器 ・空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57 条】) ・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57 条】) ・重油タンク(2.14 電源設備【57 条】) ・ タンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備 【57 条】)	 具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・電動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ ・補助給水ピット ・主蒸気逃がし弁 ・蒸気発生器 ・代替非常用発電機(2.14 電源設備【57条】) ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14 電源設備【57条】) ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14 電源設備【57条】) ・可搬型タンクローリー(2.14 電源設備【57条】) 	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・ 電動補助給水ポンプ ・ タービン動補助給水ポンプ ・ 補助給水タンク ・ 蒸気発生器 ・ 空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57 条】)	設計方針の相違【差異⑤】 ・燃料給油方法として、タンクローリーによる直 接汲み上げ、D/6 燃料油移送ボンブを介し た汲み上げの2つの対応手段を整備(57 条に詳細記載あり) 設計方針の相違【差異⑤】 ・大飯3/4 号炉は、燃料油貯蔵タンク及 び重油タンクで必要な燃料の備蓄量を確 保しているが、泊3 号炉は、ディーゼル 発電機燃料油貯油槽で確保している。
・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57 条】) ・重油タンク(2.14 電源設備【57 条】) ・タンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備	 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14 電源設備【57条】) ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14 電源設備【57 条】) 		設計方針の相違【差異⑤】 ・大飯 3/4 号炉は,燃料油貯蔵 び重油タンクで必要な燃料の備著 保しているが,泊3 号炉は,ディ

			- July 1999
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
大飯発電所3/4号炉 空冷式非常用発電装置,燃料油貯蔵タンク,重油タンク及び タンクローリーについては、「2.14 電源設備【57 条】」にて設 数分20歳一部を流路として使用することから、流路に係る機 能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、 重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、電動 市助給水ポンプの電源として使用するディーゼル発電機があ 0、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備 [57 条]」にて 記載する。 本記載は、47-25頁の再掲	治発電所3号炉 その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備として、主蒸気設備を構成する主蒸気管は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。	 b. 主蒸気逃がし弁の機能回復 運転中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等 により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合の重 大事故防止設備(主蒸気逃がし弁を使用する。主蒸気逃がし弁は、現 場で入力により開操作することで機能回復ができる設計とす る。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 主蒸気逃がし弁 c. 2次冷却系からの除熱(フィードアンドブリード) 運転中において全交流動力電源が喪失した場合の重大事故防 止設備(2次冷却系からの除熱(フィードアンドブリード))と して、給水設備の電動補助給水ポンプ、給木処理設備の補助給 水タンク及び1次冷却設備の蒸気発生器を使用する。 補助給水タンクを水源とした電動補助給水ポンプは、蒸気発 生器へ給水ができる設計とする。電動補助給水ポンプは、蒸気発 生器へ給水ができる設計とする。 運動補助給水ポンプ 補助給水タンクを水源とした電動補助給水ポンプは、素気発 完善、 集装置から給電できる設計とする。 運動補助給水ポンプ 第物給水ポンプ 第効結水ポンプ 第効結水ポンプ 第効結水ポンプ 第気発生器 空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】) 	差異理由 記載方針の相違【差異B】【差異A】 ・ディービル発電機は、フロント系機能喪失の計合に用いる設備として別項((3)(i)a項及び(4)(i)e項))にて、記載している。 記載方針等の相違 ・47条以外で適合性を詳細に記載する理大事故等対処設備について、適合方針未 尾に記載先を一括記載している。

第 47 条 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を	旧光 电所 3 方炉 SA 基準週 合性 比較表 F.4 <i>冷却するための設備</i>	緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		General 【差異B】 ・大飯記載順では,本箇所が本来記載箇 所であるが,泊3号炉では技術的能力の 整理順に対応手順を記載のため,本頁及 び次頁の記載は(4)運転停止中の項が記載 位置となる。
運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の 故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場 合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した 場合を想定した重大事故防止設備(炉心注水及び代替炉心注 水)として,非常用炉心冷却設備のうち蓄圧タンクを使用す る。蓄圧タンクは,原子炉へ注水できる設計とする。	運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合の常設重大事故防止設備(代替炉心注水)として、代替格納容器スプレイポンプ,非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピット及び給水設備のうち補助給水設備の補助給水ピットを使用する。 燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。代替格納容器スプレイポンプは、ディーゼル発電機より代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤を経由して給電できる設計とする。	設計方針の相違【差異⑦】 ・大飯においては、停止中の炉心注水手 段として蓄圧タンクの隔離期間を変更し、炉 心注水及び代替炉心注水の手段としてい るが、泊3号炉では停止中のフロント故障時 及びタホ、→系放障時において、"代替格納 容器スプレイボンプ"による代替炉心注水を 対応手段として設定している。 ・47-28頁はフロント故障時、47-29頁はタポー ト故障時の対応手順を再掲しており、再掲 欄の相違識別は蓄圧タンクによる手段との比 較としている。(対応手段が全く異なるた め、本来は全て赤文字となる)
具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・ 蓄圧タンク	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・代替格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水ピット ・補助給水ピット ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤(2.14 電源設備 【57条】)	
1 次冷却設備の蒸気発生器,1 次冷却材ポンプ,原子炉容 器,加圧器,1 次冷却材管及び加圧器サージ管については, 「2.20 1 次冷却設備」にて記載する。	その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備と して、1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ,原子 炉容器,加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は、設計 基準事故対処設備の一部を流路として使用することから,流 路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行 う。代替格納容器スプレイポンプの電源として使用するディ ーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。 本記載は、47-37 頁の再掲	記載方針の相違【差異A】 ・1 次冷却設備及び非常用取水設備の SA と しての用途が 流路 である ことを明確化す るため, 記載箇所を変更している。47 条以 外で適合性を 詳細に記載する 重大事故等 対処設備について, 適合方針未尾に記載先 を一括記載している。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

転停止中において,全交流動力電源又は原子炉補機冷却 が喪失した場合の常設重大事故防止設備(代替炉心注 として,代替格納容器スプレイポンプ,非常用炉心冷却 の燃料取替用水ピット及び給水設備のうち補助給水設備 間給水ピットを使用する。 料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替 容器スプレイポンプは,格納容器スプレイ系統と余熱除 統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とす 代替格納容器スプレイポンプは,全交流動力電源又は原 補機冷却機能が喪失した場合においても代替電源設備で 代替非常用発電機より代替格納容器スプレイポンプ変圧 注を経由して給電できる設計とする。代替非常用発電機の は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機 油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給で 設計とする。		記載方針の相違【差異B】 ・SB0 "及び" UHS の条件ではなく,技術 的能力の喪失機能とあわせ"又は"とし た。(伊方と同様) 設計方針の相違 ・前頁の使用設備に加え, サポート系機能理 失時の代替電源及びその燃料供給設備を 使用設備として加えて比較している。(基 本的には対応手段が全く異なるため,全 て赤字となる。)
が喪失した場合の常設重大事故防止設備(代替炉心注 として,代替格納容器スプレイボンプ,非常用炉心冷却 の燃料取替用水ピット及び給水設備のうち補助給水設備 助給水ピットを使用する。 料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替 容器スプレイポンプは,格納容器スプレイ系統と余熱除 統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とす 代替格納容器スプレイポンプは,全交流動力電源又は原 補機冷却機能が喪失した場合においても代替電源設備で 代替非常用発電機より代替格納容器スプレイポンプ変圧 を経由して給電できる設計とする。代替非常用発電機の は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機 油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給で 設計とする。		・SB0 "及び" LUHS の条件ではなく,技 的能力の喪失機能とあわせ"又は"とし た。(伊方と同様) 設計方針の相違 ・前頁の使用設備に加え, ***ト系機能 失時の代替電源及びその燃料供給設備を 使用設備として加えて比較している。(1 本的には対応手段が全く異なるため,全
として,代替格納容器スプレイボンプ,非常用炉心冷却 (の燃料取替用水ピット及び給水設備のうち補助給水設備 ()動給水ピットを使用する。 料取替用水ピット又は補助給水ビットを水源とする代替 容器スプレイポンプは,格納容器スプレイ系統と余熟除 統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とす 代替格納容器スプレイポンプは,全交流動力電源又は原 「補機冷却機能が喪失した場合においても代替電源設備で 代替非常用発電機より代替格納容器スプレイポンプ変圧 空経由して給電できる設計とする。代替非常用発電機の には、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機 油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給で 設計とする。		的能力の喪失機能とあわせ"又は"とした。(伊方と同様) 設計方針の相違 ・前頁の使用設備に加え,「ホ [*] -ト系機能: 失時の代替電源及びその燃料供給設備を 使用設備として加えて比較している。(本的には対応手段が全く異なるため、全
の燃料取替用水ビット及び給水設備のうち補助給水設備 助給水ビットを使用する。 料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替 容器スプレイポンプは,格納容器スプレイ系統と余熱除 統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とす 代替格納容器スプレイポンプは,全交流動力電源又は原 補機冷却機能が喪失した場合においても代替電源設備で 代替非常用発電機より代替格納容器スプレイポンプ変圧 を経由して給電できる設計とする。代替非常用発電機の は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機 油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給で 設計とする。		た。(伊方と同様) 設計方針の相違 ・前頁の使用設備に加え, f ^{x*} -ト系機能 失時の代替電源及びその燃料供給設備者 使用設備として加えて比較している。(本的には対応手段が全く異なるため、含
助給水ビットを使用する。 料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替 容器スプレイポンプは,格納容器スプレイ系統と余熱除 統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とす 代替格納容器スプレイポンプは,全交流動力電源又は原 補機冷却機能が喪失した場合においても代替電源設備で 代替非常用発電機より代替格納容器スプレイポンプ変圧 を経由して給電できる設計とする。代替非常用発電機の は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機 油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給で 設計とする。		設計方針の相違 ・前頁の使用設備に加え、サポート系機能 失時の代替電源及びその燃料供給設備 使用設備として加えて比較している。(本的には対応手段が全く異なるため、含
料取替用水ピット又は補助給水ビットを水源とする代替 容器スプレイポンプは,格納容器スプレイ系統と余熱除 統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とす 代替格納容器スプレイポンプは,全交流動力電源又は原 補機冷却機能が喪失した場合においても代替電源設備で 代替非常用発電機より代替格納容器スプレイポンプ変圧 を経由して給電できる設計とする。代替非常用発電機の は,ディーゼル発電機燃料油貯油槽,ディーゼル発電機 油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給で 設計とする。		・前頁の使用設備に加え、サボート系機能 失時の代替電源及びその燃料供給設備 使用設備として加えて比較している。(本的には対応手段が全く異なるため、
容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除 統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とす 代替格納容器スプレイポンプは、全交流動力電源又は原 補機冷却機能が喪失した場合においても代替電源設備で 代替非常用発電機より代替格納容器スプレイポンプ変圧 を経由して給電できる設計とする。代替非常用発電機の は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機 油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給で 設計とする。		失時の代替電源及びその燃料供給設備 使用設備として加えて比較している。(本的には対応手段が全く異なるため、
容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除 統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とす 代替格納容器スプレイポンプは、全交流動力電源又は原 補機冷却機能が喪失した場合においても代替電源設備で 代替非常用発電機より代替格納容器スプレイポンプ変圧 を経由して給電できる設計とする。代替非常用発電機の は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機 油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給で 設計とする。		使用設備として加えて比較している。(本的には対応手段が全く異なるため、
統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とす 代替格納容器スプレイボンプは、全交流動力電源又は原 補機冷却機能が喪失した場合においても代替電源設備で 代替非常用発電機より代替格納容器スプレイボンプ変圧 を経由して給電できる設計とする。代替非常用発電機の は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機 油移送ボンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給で 設計とする。		使用設備として加えて比較している。(本的には対応手段が全く異なるため、
代替格納容器スプレイポンプは,全交流動力電源又は原 補機冷却機能が喪失した場合においても代替電源設備で 代替非常用発電機より代替格納容器スプレイポンプ変圧 注を経由して給電できる設計とする。代替非常用発電機の は,ディーゼル発電機燃料油貯油槽,ディーゼル発電機 油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給で 設計とする。 体的な設備は,以下のとおりとする。		本的には対応手段が全く異なるため、
補機冷却機能が喪失した場合においても代替電源設備で 代替非常用発電機より代替格納容器スプレイポンプ変圧 注を経由して給電できる設計とする。代替非常用発電機の は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機 油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給で 設計とする。 体的な設備は、以下のとおりとする。		
代替非常用発電機より代替格納容器スプレイボンプ変圧 を経由して給電できる設計とする。代替非常用発電機の は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機 油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給で 設計とする。 体的な設備は、以下のとおりとする。		
を経由して給電できる設計とする。代替非常用発電機の は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機 油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給で 設計とする。 体的な設備は、以下のとおりとする。		
は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機 油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給で 設計とする。 体的な設備は、以下のとおりとする。		
油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給で 設計とする。 体的な設備は,以下のとおりとする。		
設計とする。 体的な設備は,以下のとおりとする。		
体的な設備は、以下のとおりとする。		
15 th table balance and a second second		
11. 竹竹格 納谷 泰スプレイ ホンプ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
「「版主アマラム」 ラー (2.14 電源設備 [51末])		
★記載は 47~45 百の再提		
本記載は、47-43 貝の丹国		
		記載方針の相違【差異A】
の他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備と		 ・1 次冷却設備及び非常用取水設備のS
,1 次冷却設備の蒸気発生器,1 次冷却材ポンプ,原子		しての用途が流路であることを明確
器,加圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ管は,設計		るため、記載箇所を変更している。47%
事故対処設備の一部を流路として使用することから、流		外で適合性を詳細に記載する重大事業
係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行		対処設備について,適合方針末尾に記:
		を一括記載している。
本記載は 47-46 百の再場		
	,1 次冷却設備の蒸気発生器,1 次冷却材ポンプ,原子 器,加圧器,1 次冷却材管及び加圧器サージ管は,設計 事故対処設備の一部を流路として使用することから,流	代替格納容器スプレイボンプ 燃料取替用水ビット 補助給水ビット 代替非常用発電機(2.14 電源設備[57条]) 代替格納容器スプレイボンプ変圧器盤(2.14 電源設備 [57条]) ディーゼル発電機燃料油時油槽(2.14 電源設備[57 条]) ディーゼル発電機燃料油移送ボンブ(2.14 電源設備[57 条]) 可搬型タンクローリー(2.14 電源設備[57条]) 本記載は、47-45頁の再掲 の他, 重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備と , 1 次冷却設備の蒸気発生器, 1 次冷却材ポンプ,原子 器,加圧器, 1 次冷却材管及び加圧器サージ管は,設計 事故対処設備の一部を流路として使用することから,流 係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 差異理由 (編集上の注記) 大飯の記載順においては、本頁が本来 の記載箇所となるが、本項に該当する比 (2)1次冷却材喪失事象が生じ溶融デブリが原子炉容器に残 (2) 炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合における原子炉 較記載は、47-22頁に記載済。 容器内の残存溶融デブリの冷却 存する場合に使用する設備 **炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容** 炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容 器に残存溶融デブリが存在する場合、原子炉格納容器水張り 器に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り(格納容器 (格納容器スプレイ)により残存溶融デブリを冷却し,原子炉 スプレイ)により残存溶融デブリを冷却し、原子炉格納容器の破 格納容器の破損を防止するための設備として以下の重大事故等 損を防止するための設備として以下の重大事故等対処設備(格 対処設備(格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイ)を設 納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイ)を設ける。 ける。 (i) 格納容器スプレイ 重大事故等対処設備(格納容器スプレイ)として、原子炉格 重大事故等対処設備(格納容器スプレイ)として、設計基準 納容器スプレイ設備の格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用 事故対処設備である原子炉格納容器スプレイ設備の格納容器ス 水ピットを使用する。 プレイポンプ及び燃料取替用水ピットを使用する。 燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプ は、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノ は、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノ ズルより注水できる設計とする。 ズルより注水できる設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・格納容器スプレイポンプ ・格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水ピット ・燃料取替用水ピット 原子炉格納容器スプレイ設備を構成する格納容器スプレイ冷 その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし 記載方針の相違【差異A】 却器は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用するこ て、原子炉格納容器スプレイ設備を構成する格納容器スプレイ ・47条以外で適合性を詳細に記載する重大 とから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての 冷却器は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用する 事故等対処設備について、適合方針末尾に 設計を行う。その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対 ことから、流路に係る機能について重大事故等対処設備として 記載先を一括記載している。 処設備としては、格納容器スプレイポンプの電源として使用す の設計を行う。格納容器スプレイポンプの電源として使用する るディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大 ディーゼル発電機並びに原子炉格納施設のうち原子炉格納容器 事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「2.14 を重大事故等対処設備として使用する。 電源設備【57条】」にて記載する。原子炉格納施設のうち原子 本記載は. 47-22 頁の再掲 炉格納容器については、「2.21 原子炉格納施設」にて記載す る。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	(ii)代替格納容器スプレイ	(編集上の注記) ・ 大飯の記載順においては、本頁が本来 の記載箇所となるが、本項に該当する比
重大事故等対処設備(代替格納容器スプレイ)として、恒設	重大事故等対処設備(代替格納容器スプレイ)として、代替	較記載は、47-23頁に記載済。
、替低圧注水ポンプ、原子炉格納容器スプレイ設備の燃料取替	格納容器スプレイポンプ,原子炉格納容器スプレイ設備の燃料	
水ピット及び給水処理設備の復水ピットを使用する。	取替用水ピット及び給水設備のうち補助給水設備の補助給水ピ	
燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低	ットを使用する。	
注水ポンプは,格納容器スプレイ系を介して,原子炉格納容	燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格	
内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水でき	納容器スプレイポンプは,格納容器スプレイ系統を介して,原	
設計とする。恒設代替低圧注水ポンプは、空冷式非常用発電	子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルよ	
置より代替所内電気設備変圧器を経由して給電できる設計と	り注水できる設計とする。代替格納容器スプレイポンプは、デ	
る。	ィーゼル発電機に加えて、代替電源設備である代替非常用発電	
	機より代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤を経由して給電で	
	きる設計とする。代替非常用発電機の燃料は、ディーゼル発電	
	機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬	
	型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。	
具体的な設備は、以下のとおりとする。	具体的な設備は、以下のとおりとする。	
・恒設代替低圧注水ポンプ	・代替格納容器スプレイポンプ	
・燃料取替用水ピット	・燃料取替用水ピット	
・復水ピット	・補助給水ピット	
・空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】)	・代替非常用発電機(2.14 電源設備【57条】)	
・代替所内電気設備変圧器(2.14 電源設備【57条】)	・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤(2.14 電源設備【57	
	条】)	
・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57条】)	・ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14 電源設備【57条】)	
・重油タンク(2.14 電源設備【57条】)	 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14 電源設備【57 	
 ・タンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14電源設備 【57条】) 	・可搬型タンクローリー(2.14 電源設備【57条】)	
101#1/		
空冷式非常用発電装置,代替所内電気設備変圧器,燃料油貯	その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし	記載方針の相違【差異A】
	ていた。軍人争取等時に使用する設計整理争取利処設備とし	・47条以外で適合性を詳細に記載する1
源設備【57条】」にて記載する。原子炉格納施設のうち原子炉	ゼル発電機並びに原子炉格納施設のうち原子炉格納容器を重大	事故等対処設備について、適合方針未見
納容器については、「2.21原子炉格納施設」にて記載する。	事故等対処設備として使用する。	記載先を一括記載している。
	本記載は, 47-23 頁の再掲	

第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するため	の設備	緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	差異理由
大販発電所3/4号炉 重大事故等対処設備(代替格納容器スプレイ)として、可搬 式代替低圧注水ポンプ,電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ 相),送水車及び仮設組立式水槽を使用する。 送水車により海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可 般式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系を介して、原 子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルよ り注水できる設計とする。電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ 相)の燃料は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクロ ーリーを用いて補給できる設計とする。送水車の燃料は、軽油	加発電所 3 号炉 該当無し	差異埋田 設計方針の相違【差異⑧】 ・泊では可嫌型設備による代替格納容器。 ゲレは多様性拡張設備による千段として 整備している。(川内・伊方と同様) ・有効性評価において、大飯は、燃料取 替用水ビット枯渇前に可搬型スプレノ手段を増備し常設設備による格納容器スプレノに手段変更 搬型設備による格納容器スプレノに手段変更
 ラム缶より補給できる設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) 送水車 ・仮設組立式水槽 ・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57条】) ・重油タンク(2.14 電源設備【57条】) ・多ンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備 【57条】) ・軽油ドラム缶(3号及び4号炉共用)(2.24 補機駆動用燃 		するのに対し,泊は,燃料取替用水ビット 枯渇前にビット補給手段を準備し,水源補 給により常設設備による格納容器ス7レイを 継続する対応手段の相違がある。
料設備) 燃料油貯蔵タンク,重油タンク及びタンクローリーについて t,「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。軽油ドラム缶につ いては,「2.24 補機駆動用燃料設備」にて記載する。原子炉格 物施設のうち原子炉格納容器については,「2.21 原子炉格納施 と」にて記載する。非常用取水設備の貯水堰及び海水ポンプ室 こついては,「2.23 非常用取水設備」にて記載する。		

第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
	(4) 運転停止中の場合に用いる設備	(3)運転停止中の場合に用いる設備	記載方針の相遼【差異B】 ・本項は、運転停止中の対応手段を記載
	原子炉冷却材圧カバウンダリが低圧時に原子炉を冷却するた めの設備のうち、炉心を冷却し、炉心の著しい損傷及び原子炉 格納容器の破損を防止するための設備として以下の重大事故防 止設備(炉心注水,代替炉心注水,再循環運転,代替再循環運 転及び蒸気発生器2次側による炉心冷却)及び可搬型重大事故 防止設備(代替炉心注水)を設ける。また、炉心の著しい損傷 に至るまでの時間的余裕のない場合に対応するため、常設重大 事故防止設備(代替炉心注水)を設ける。	原子炉冷却材圧カバウンダリが低圧時に発電用原子炉を冷却 するための設備のうち,原子炉を冷却し,炉心の著しい損傷及 び原子炉格納容器の破損を防止するための設備として以下の重 大事故防止設備(炉心注水,代替炉心注水,代替再循環運転, 再循環運転)を設ける。	・ 本項は、建転行上 モの対応手段を記載 しており、運転中の LOCA が発生している 場合は(1)及び(2)に、LOCA が発生してい ない場合は(3)に記載している。
	(i)フロントライン系機能喪失時に用いる設備	(i)フロントライン系故障時に用いる設備	
	a. 炉心注水 運転停止中において, 余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の 故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場 合の重大事故防止設備(炉心注水)は,「2.4.1(1)(i)a. 炉心注水」と同じである。	a. 炉心注水	記載方針の相違 ・RHR 冷却不能の要因は,技術的能力の喪 失機能とあわせ"又は"とした 記載方針の相違【差異B】 ・既出の対応策と同内容のため,当該記 載を呼込みする。 …以下,47-2 頁の比較の再掲…
運転中の1次冷却材喪失事象時において,余熱除去ポンプ及 び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合 及び余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる再循環運転又は	以下,内容比較用の参考として,「2.4.1(1)(i)a. 炉心注 水」47-2頁を再掲。機能喪失想定のみ,修正		記載方針の相違【差異B】 ・本項では運転停止中フロント系機能要失時 の対応を記載しているため、それ以外の 条件での対応については別項((1)(i)a項 及び(1)(i)e項)に記載している。
及ら熟約時去ホンク及び間圧在入ホンクによる存殖線運転では A格約容器スプレイポンプによる代替再循環運転で格納容器再 循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに運転停 止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等によ り余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故 防止設備(炉心注水)として,化学体積制御設備のA,B充て	運転停止中において, 余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の 故障等により余熱除去設備により崩壊熱除去機能が喪失した場 合の重大事故防止設備(炉心注水)として, 設計基準事故対処 設備である化学体積制御設備の充てんポンプ及び非常用炉心冷 却設備の燃料取替用水ピットを使用する。	運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故 障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合 の重大事故防止設備(炉心注水)として,化学体積制御設備の 充てんポンプ及び非常用炉心冷却設備の燃料取替用水タンクを 使用する。	 RHRP "及び" RHR-Hx の条件ではなく、 技術的能力の喪失機能とあわせ "又は" とした。
んポンプ,非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピット及び給水 処理設備の復水ピットを使用する。			設計方針の相違【差異①】 ・泊3号炉は、燃料取替用水ビットを水源 とした充てんうかによる炉心注水を設定し
燃料取替用水ピット <mark>又は復水ピット</mark> を水源とするA, B充て んポンプは, 化学体積制御系により原子炉へ注水できる設計と する。	燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプは、化学体積 制御系統により炉心へ注水できる設計とする。	燃料取替用水タンクを水源とした充てんポンプは、化学体積 制御系統により炉心へ注水できる設計とする。	ている。大飯3/4 号炉にて設定している DB 水源と異なる復水ビットを水源とした炉 心注水については、代替格納容器スブレイボ
具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・A,B充てんポンプ ・燃料取替用水ピット ・復水ピット	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・充てんポンプ ・燃料取替用水ピット	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・ 充てんポンプ ・ 燃料取替用水タンク	ンプを用いた代替炉心注水にて設定してい る。(川内,伊方,玄海と同様)
本記載は, 47-2 頁の再掲	Χ	伊方の記載順では a 項内の 2 番目の SA 手段としてい る記載を繰下げ記載	

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
化学体積制御設備を構成する再生熱交換器は,設計基準事故 対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機 能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他, 重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては,A, B充てんポンプの電源として使用するディーゼル発電機があ り,多様性,位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての 設計を行うが,詳細については「2.14 電源設備【57条】」にて 記載する。1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原 子炉容器,加圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ管について は、「2.201次冷却設備」にて記載する。	 以下、内容比較用の参考として、「2.4.1(1)(i) a. 炉心注 水」47-2頁を再掲。機能喪失想定のみ、修正 その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備として、化学体積制御設備を構成する再生熱交換器並びに1次冷却 設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、 1次冷却材管及び加圧器サージ管は、設計基準事故対処設備の 一部を流路として使用することから、流路に係る機能について 重大事故等対処設備としての設計を行う。充てんポンプの電源 として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設備として 使用する。 	対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機 能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他, 設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電	記載方針の相違【差異A】 ・1 次冷却設備の SA としての用途が流路で あることを明確化するため、記載箇所を変 更している。47 条以外で適合性を詳細に証 載する重大事故等対処設備について、適合 方針末尾に記載先を一括記載している。
本記載は, 47-2 頁の再掲			

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を 大飯発電所3/4号炉 運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び 衛圧注入ポンプによる再循環運転又はA格納容器スプレイポン プによる代替再循環運転で格納容器再循環サンプスクリーン閉 差の兆候が見られた場合並びに運転停止中において余熱除去ポ ンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余 熱除去機能が喪失した場合を想定した重大事故防止設備(炉心 まホ)として,非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系の高圧注 入ポンプ及び燃料取替用水ビットを使用する。 燃料取替用水ビットを水源とする高圧注入ボンプは、安全注 入系により原子炉へ注水できる設計とする。 真体的な設備は、以下のとおりとする。 ・高圧注入ポンプ ・燃料取替用水ビット その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備として よ、高圧注入ポンプの電源として使用するディーゼル発電機が あり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備こして の設計を行うが、詳細については「2.14 電源設備【57 条】」に て記載する。1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却対ポンプ、 原子炉容器、加圧器、1次冷却設備」にで記載する。 本記載は、47-9 頁の再掲 	泊発電所3号炉 運転停止中において,余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の 故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場 合の重大事故防止設備(炉心注水)として,設計基準事故対処 設備である非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系の高圧注入ポ ンプ及び非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットを使用す る。 燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは,安全注 入系統により炉心へ注水できる設計とする。 具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・高圧注入ポンプ ・燃料取替用水ピット その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て,非常用炉心冷却設備を構成するほう酸注入タンク並びに1 次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器,加	歴史の中において余熟除去ボンブ又は余熟除去冷却器の故 障等により余熟除去設備による崩壊熟除去機能が喪失した場合 の重大事故防止設備(炉心注水)として、非常用炉心冷却設備 のうち高圧注入系の高圧注入ポンブ及び燃料取替用水タンクを 使用する。	

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
第47条 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を 大飯発電所3/4号炉 運転中の1次冷却材喪失事象時において,余熟除去ポンプ及 び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場 合,余熟除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる再循環運転又は A格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転で格納容器再 循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに運転停 止中において余熟除去ポンプ及び余熟除去冷却器の故障等によ り余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故 防止設備(代替炉心注水)として,原子炉格納容器スプレイ設 備のA格納容器スプレイポンプ及び非常用炉心冷却設備の燃料 取替用水ビットを使用する。		b. 代替炉心注水 運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故 障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合 の重大事故防止設備(代替炉心注水)として,原子炉格納容器 スプレイ設備の格納容器スプレイポンプ(B)及び非常用炉心 冷却設備の燃料取替用水タンクを使用する。	 差異理由 記載方針の相違【差異B】 本項では運転停止中7四〉系機能喪失時の対応を記載しているため、それ以外の条件での対応については別項((1)(i)b3及び(1)(i)e項)に記載している。 記載方針の相違 RHR 冷却不能の要因は、技術的能力の5 失機能とあわせ"又は"とした
燃料取替用水ビットを水源とするA格納容器スプレイポンプ は、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して 原子炉へ注水できる設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・A格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水ビット 原子炉格納容器スプレイ設備を構成するA格納容器スプレイ 冷却器は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用する ことから,流路に係る機能について重大事故等対処設備として の設計を行う。その他、重大事故等時に使用する設計基準事故 対処設備としては、A格納容器スプレイポンプの電源として使 用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の 重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については 「2.14 電源設備【57 条】」にて記載する。1次冷却設備の蒸気 発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材 管及び加圧器サージ管については、「2.20 1次冷却設備」にて 記載する。 本記載は、47-3 頁の再根	燃料取替用水ビットを水源とするB-格納容器スプレイボン プは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを 介して炉心へ注水できる設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・B-格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水ビット その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て、原子炉格納容器スプレイ設備を構成するB-格納容器スプ レイ冷却器並びに1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管 は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することか ら、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計 を行う。B-格納容器スプレイポンプの電源として使用するデ ィーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。	 燃料取替用水タンクを水源とした格納容器スプレイポンプ (B)は、代替再循環ラインにより炉心へ注水できる設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 格納容器スプレイポンプ(B) 燃料取替用水タンク 原子炉格納容器スプレイ設備を構成する格納容器スプレイ冷却器(B)は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機並びに1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器及び加圧器を重大事故等対処設備として使用する。 	記載方針の相違【差異A】 ・1次冷却設備のSAとしての用途が流路 であることを明確化するため,記載箇所 を変更している。47条以外で適合性を許 細に記載する重大事故等対処設備につい て,適合方針末尾に記載先を一括記載し ている。
本品は現代は、 47-0 頁 0749月6			

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
運転中の1次冷却材喪失事象時において, 余熱除去ポンプ及 び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場 合, 余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる再循環運転又は A格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転で格納容器再 循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに全交流 動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合,運転停止中 において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余 熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動 力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した常設 重大事故防止設備(代替炉心注水)として, 恒設代替低圧注水 ポンプ, 非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピット及び給水処 理設備の復水ピットを使用する。	運転停止中において,余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の 故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場 合の常設重大事故防止設備(代替炉心注水)として,代替格納 容器スプレイポンプ,非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ビッ ト及び給水設備のうち補助給水設備の補助給水ビットを使用す る。	運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の 故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した 場合の常設重大事故防止設備(代替炉心注水)として,代替 格納容器スプレイポンプ,非常用炉心冷却設備の燃料取替用 水タンク及び給水処理設備の補助給水タンクを使用する。	記載方針の相違【差異B】 ・本項では運転停止中7m)系機能喪失時 の対応を記載しているため、それ以外の 条件での対応については別項((1)(i)b 項,(1)(i)e項,(1)(i)a項及び (4)(ii)a項)に記載している。 記載方針の相違 ・RHR 冷却不能の要因は、技術的能力の要 失機能とあわせ"又は"とした
燃料取替用水ビット又は復水ビットを水源とする恒設代替低 圧注水ボンプは,格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラ インを介して原子炉へ注水できる設計とする。恒設代替低圧注 水ボンプは,全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し た場合においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置よ り,代替所内電気設備変圧器を経由して給電できる設計とす る。	燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格 約容器スプレイポンプは,格納容器スプレイ系統と余熱除去系 統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。代替 格納容器スプレイポンプは,ディーゼル発電機より代替格納容 器スプレイポンプ変圧器盤を経由して給電できる設計とする。	燃料取替用水タンク又は補助給水タンクを水源とした代替 格納容器スプレイポンプは,代替再循環ラインにより炉心へ 注水できる設計とする。代替格納容器スプレイポンプは,デ ィーゼル発電機に加えて,空冷式非常用発電装置より代替電 気設備受電盤及び代替動力変圧器を経由して給電できる設計 とする。	設計方針の相違 ・泊3号炉の代替格納容器ズレイボンブ は、ディーゼル発電機からも給電する手順を 整備している。(川内・伊方・玄海と同 様) 記載方針の相違【差異B】 ・全交流動力電源が喪失した場合に代替 非常用発電機等を使用することは、別項 ((4)(ii)a項)に記載している。
具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・恒設代替低圧注水ポンプ ・燃料取替用水ピット ・復水ピット ・空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】) ・代替所内電気設備変圧器(2.14 電源設備【57条】) ・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57条】) ・重油タンク(2.14 電源設備【57条】) ・タンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備 【57条】)	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・代替格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水ピット ・補助給水ピット ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤(2.14 電源設備【57 条】)	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・ 代替格納容器スプレイポンプ ・ 燃料取替用水タンク ・ 補助給水タンク ・ 空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】) ・ 代替電気設備受電盤(2.14 電源設備【57条】) ・ 代替動力変圧器(2.14 電源設備【57条】)	設計方針の相違 ・泊3号炉の代替格納容器フブレイボンブ は,ディーゼル発電機からも給電する手順を 整備しており,フロント系故障時でも代替電 源を使用する大飯の給電設備と相違して
空冷式非常用発電装置,代替所内電気設備変圧器,燃料油貯 蔵タンク,重油タンク及びタンクローリーについては,「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ,原子炉容器,加圧器,1次冷却材管及び加 圧器サージ管については,「2.201次冷却設備」にて記載す る。 本記載は、47-4 頁の再掲	その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て、1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容 器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は、設計基準事 故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る 機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。代替格 納容器スプレイポンプの電源として使用するディーゼル発電機 を重大事故等対処設備として使用する。	その他,設計基準事故対処設備である非常用電源設備のデ ィーゼル発電機並びに1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却 材ポンプ,原子炉容器及び加圧器を重大事故等対処設備とし て使用する。	いる。 記載方針の相違【差異A】 ・1 次冷却設備のSA としての用途が流路 あることを明確化するため,記載箇所を注 更している。47 条以外で適合性を詳細に言 載する重大事故等対処設備について,適行 方針末尾に記載先を一括記載している。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
			記載方針の相違【差異B】
運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ、			・本項では運転停止中7=ント系機能喪失時
高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注			の対応を記載しているため、それ以外の
水機能が喪失した場合、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプに			条件での対応については別項 ((1)(i)b
よる再循環運転又はA格納容器スプレイポンプによる代替再循			項, (1)(i)e項, (1)(ii)a項及び
環運転で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られ			(4)(ii)a項)に記載している。
た場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し			記載方針の相違
た場合、運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却	運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の	運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故	・RHR 冷却不能の要因は、技術的能力の要
器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した	世俗学により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場	障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合	失機能とあわせ"又は"とした
協の取障等により示照际公設備による示照际公機能が投入した場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した	の障害により示照味云設備による所凝烈味云機能が長くした場 合の可搬型重大事故防止設備(代替炉心注水)として,可搬型	の可搬型重大事故防止設備(代替炉心注水)として、中型ポン	大阪地との47世 又は とした
場合を想定した可搬型重大事故防止設備(代替炉心注水)とし	大型送水ポンプ車、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼ	プ車,加圧ポンプ車,軽油タンク及びミニローリーを使用す	設計方針の相違
て、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車(可搬式代替低圧注水	ル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを使用す	る。	・本頁内の設計方針の相違 A, Bの差異理
ポンプ用),送水車,仮設組立式水槽,燃料油貯蔵タンク,重油	る。		由を参照
タンク,タンクローリー及び軽油ドラム缶を使用する。			設計方針の相違【差異⑤】
			・燃料給油方法として、 タンクローリーによる直
			接汲み上げ, D/G 燃料油移送ポンプを介し
			た汲み上げの2つの対応手段を整備(57
			条に詳細記載あり)
			設計方針の相違【差異⑤】
			・大飯3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及び重
			油タンクで必要な燃料の備蓄量を確保してい
送水車により海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可	代替淡水源又は海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車は,	海又は代替淡水源を水源とした中型ポンプ車及び加圧ポンプ	るが、泊3号炉は、ディーセル発電機燃料油
般式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系と余熱除去系	格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して	車は、代替再循環ラインにより炉心へ注水できる設計とする。	貯油槽で確保している。
間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする。全交	炉心へ注水できる設計とする。可搬型大型送水ポンプ車のポン	中型ポンプ車及び加圧ポンプ車はディーゼルエンジンにて駆動	and the second second
市動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合においても	プは自冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とす	できる設計とする。	設計方針の相違A【差異⑥】
可搬式代替低圧注水ポンプは駆動源を電源車(可搬式代替低圧	る。可搬型大型送水ポンプ車の燃料は、ディーゼル発電機燃料		 可搬型送水系統の設計相違により、泊3
主水ポンプ用)から給電できる設計とする。電源車(可搬式代	油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タン		号炉は、代替淡水源又は海から直接、被
皆低圧注水ポンプ用)の燃料は、燃料油貯蔵タンク又は重油タ	クローリーを用いて補給できる設計とする。		供給先との接続口(建屋接続口)へ大型
アクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。送水		中型ポンプ車及び加圧ポンプ車の燃料は、軽油タンクよりミ	送水ボンプ車による給水が可能なため、仮
車の燃料は、軽油ドラム缶より補給できる設計とする。と示		+ 全ホンノ単次の加圧ホンノ単の旅行は、 軽加ノンノよりミニニローリーを用いて補給できる設計とする。	送示# 27 単による結示が可能なにあ, 彼 設組立式水槽を使用する大飯と取水源が
単の燃料は、軽加トフム面より補給できる設計とする。		ニローリーを用いて補給できる設計とする。	
			相違している。(伊方と同様)
			 ・また、大型送水ボンプ車は車両エンジンを
具体的な設備は、以下のとおりとする。	具体的な設備は、以下のとおりとする。	具体的な設備は、以下のとおりとする。	駆動源とすることから、専用の電源装置
・可搬式代替低圧注水ポンプ			は不要な設計としており、相違してい
・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)			る。(伊方と同様)
・送水車	・可搬型大型送水ポンプ車	 ・中型ポンプ車 	
・仮設組立式水槽		・ 加圧ポンプ車	
・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57条】)	・ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14 電源設備【57条】)	・ 軽油タンク(2.14 電源設備【57条】)	
・重油タンク(2.14 電源設備【57条】)	・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14 電源設備【57	・ ミニローリー(2.14 電源設備【57条】)	設計方針の相違B【差異5】
	条】)		・ 泊3号炉の可搬型設備の燃料は、全て
・タンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備	・可搬型タンクローリー(2.14 電源設備【57条】)		軽油のため, ディーゼル発電機燃料油貯油槽
【57条】)			を給油源として使用するのみであり、軽
・軽油ドラム缶(3号及び4号炉共用)(2.24 補機駆動用燃			油ドラム缶は必要ではない。(ドラム缶を用い
料設備)			ないのは川内・伊方・玄海と同様)
本記載は,47-5 頁の再掲			
平記戦は, 47-3 貝の再樹			

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉をは		緑字:記載表現, 副	は備名称の相違(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
		その他,設計基準事故対処設備である1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器及び加圧器を重大事故等対処設備として使用する。	2備名称の相違(実質的な相違なし) 差異理由 記載方針の相違[差異A] ・1次冷却設備のSAとしての用途が流路 であることを明確化するため、記載箇所 を変更している。47条以外で適合性を詳 細に記載する重大事故等対処設備につい て、適合方針末尾に記載先を一括記載し ている。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
	c. 再循環運転	d. 再循環運転	
	運転停止中において, 余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の 故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場 合の重大事故防止設備(再循環運転)は、「2.4.1(1)(i) c.再循環運転」と同じである。	運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故 障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合 の重大事故防止設備(再循環運転)は「2.4.1(1)(i)d.再循 環運転」と同じである。	記載方針の相違【差異B】 ・既出の対応策と同内容のため,当該記 載を読込みする。
本記載は、47-7頁の再掲 運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熟除去ポンプ及 び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備の低圧再循環運 転による炉心冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中におい て余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去 設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故防止設備 (高圧再循環運転)として、非常用炉心冷却設備の高圧注入ポ ンプ,格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリ ーンを使用する。 格納容器再循環サンプを水源とする高圧注入ポンプは、安全 注入系により高圧再循環運転できる設計とする。格納容器再循 環サンプスクリーンは、非常用炉心冷却設備及び格納容器スプ レイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。	 以下、内容比較用の参考として、「2.4.1(1)(i) c.再循環 運転/ 47-7 頁を再掲。機能喪失想定のみ、修正 運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の 故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場 合の重大事故防止設備(再循環運転)として、設計基準事故対 処設備である非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系の高圧注入 ポンプ、並びに非常用炉心冷却設備の各納容器再循環サンプ及 び格納容器再循環サンプスクリーンを使用する。 格納容器再循環サンプスクリーンを使用する。 格納容器再循環サンプを水源とする高圧注入ポンプは、安全 注入系統を介して再循環でき、原子炉格納容器スプレイ設備の 格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内の冷却と 併せて炉心を冷却できる設計とする。格納容器再循環サンプス クリーンは、非常用炉心冷却設備及び格納容器スプレイポンプ の有効吸込水頭を確保できる設計とする。 		記載方針の相違【差異B】 ・本項では運転停止中7%シ系機能喪失の うち低圧再循環の機能喪失時の対応を記 載しているため、それ以外の条件での対 応については別項(1)(i)c項:条件以外 は本項に同じ)に記載している。 記載方針の相違 ・RHR 冷却不能の要因は,技術的能力の喪 失機能とあわせ"又は"とした。 記載方針の相違 ・格納容器除熱手段として,CV自然対流 冷却による除熱を組み合わせて実施する ことを明示し、格納容器の冷却の49条に て基準適合性を整理する。(伊方と同様)
具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・高圧注入ポンプ ・格納容器再循環サンプ ・格納容器再循環サンプスクリーン	 具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・高圧注入ポンプ ・格納容器再循環サンプスクリーン ・安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁 ・格納容器スプレイポンプ(2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】) ・格納容器スプレイ冷却器(2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】) ・C、Dー格納容器再循環ユニット(2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】) 		設計方針の相違【差異②】 ・系統構成の相違により, 泊3号炉はSIP による再循環に安全注入ボップ 再循環サップ 側入口 C/V 外側隔離弁を使用する。 設計方針の相違【差異③】
その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし ては,高圧注入ポンプの電源として使用するディーゼル発電機 があり,多様性,位置的分散等以外の重大事故等対処設備とし ての設計を行うが,詳細については「2.14 電源設備【57 条】」 にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポン プ,原子炉容器,加圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ管に ついては,「2.20 1次冷却設備」にて記載する。	その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て,非常用炉心冷却設備を構成するほう酸注入タンク並びに1 次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器,加 圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ管は,設計基準事故対処 設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機能に ついて重大事故等対処設備としての設計を行う。その他,高圧 注入ポンプ及び安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離 弁の電源として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設 備として使用する。		・大飯3/4 号炉にはほう酸注入タンクがない。 記載方針の相違【差異A】 ・1次冷却設備のSAとしての用途が流路であることを明確化するため,記載箇所を変更している。47条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について,適合方針末尾に記載先を一括記載している。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
	d. 代替再循環運転	c. 代替再循環運転	
	運転停止中において, 余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の 故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場 合の重大事故防止設備(代替再循環運転)は,「2.4.1(1) (i) d. 代替再循環運転」と同じである。		記載方針の相違 ・RHR 冷却不能の要因は,技術的能力の喪 失機能とあわせ"又は"とした。 記載方針の相違【差異B】 ・既出の対応策と同内容のため,当該記
本記載は,47-8 頁の再掲	以下, 内容比較用の参考として, 「2.4.1(1)(i)d. 代替 再循環運転」47-8頁を再掲。機能喪失想定のみ, 修正		載を読込みする。
運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ、 余熱除去冷却器及び高圧注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入 口格納容器隔離弁の故障等により余熱除去設備の低圧再循環運			記載方針の相違【差異B】 ・本項では運転停止中フロント系機能喪失時 の対応を記載しているため、それ以外の 条件での対応については別項((1)(i)d
転による炉心冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中におい て余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去	運転停止中において, 余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の 故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場 合の重大事故防止設備(代替再循環運転)として, 原子炉格納 容器スプレイ設備のB-格納容器スプレイポンプ及びB-格納 容器スプレイ冷却器,並びに非常用炉心冷却設備のB-格納容 器再循環サンプ及びB-格納容器再循環サンプスクリーンを使 用する。	運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故 障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合 の重大事故防止設備(代替再循環運転)として,原子炉格納容 器スプレイ設備の格納容器スプレイポンプ(B)及び格納容器 スプレイ冷却器(B),並びに格納容器再循環サンプ及び格納容 器再循環サンプスクリーンを使用する。	項:条件以外は本項に同じ)に記載して いる。
格納容器再循環サンプを水源とするA格納容器スプレイポン プは、A格納容器スプレイ冷却器を介して代替再循環運転でき る設計とする。格納容器再循環サンプスクリーンは、非常用炉	▲格納容器再循環サンプを水源とするB −格納容器スプレイポンプは、B − 格納容器スプレイ冷却器を介して代替再循環できる設計とする。B − 格納容器再循環サンプスクリーンは、格納容器スプレイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。	格納容器再循環サンプを水源とした格納容器スプレイポンプ (B)は,格納容器スプレイ冷却器(B)を介して代替再循環 できる設計とする。格納容器再循環サンプスクリーンは,格納 容器スプレイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。	設計方針の相違 ・格納容器 x [*] レ(ポ>フ [*] による代替再循環 時は,非常用炉心冷却設備のボ>フ [*] との併 用はしない。(伊方と同様)
具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・A格納容器スプレイポンプ ・格納容器再循環サンプ ・格納容器再循環サンプスクリーン ・A格納容器スプレイ冷却器 ・A格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔 離弁	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・ B - 格納容器スプレイポンプ ・ B - 格納容器再循環サンプ ・ B - 格納容器再循環サンプスクリーン ・ B - 格納容器スプレイ冷却器 ・ B - 安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁	 具体的な設備は、以下のとおりとする。 格納容器スプレイポンプ(B) 格納容器スプレイ冷却器(B) 格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプスクリーン 	記載方針の相違 ・本対応手段では、B-格納容器スプレイ ポンプのみを使用することから、再循環 サンプについてもB系を使用することを 明示した。
プ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁の電源として使用するデ ィーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故 等対処設備としての設計を行うが、詳細については「2.14 電源 設備【57 条】」にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生器、1 次冷却材ポンプ,原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧	その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て、1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ,原子炉容 器,加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は、設計基準事 故対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る 機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その 他,B-格納容器スプレイポンプ及びB-安全注入ポンプ再循 環サンプ側入口C/V外側隔離弁の電源として使用するディーゼル 発電機を重大事故等対処設備として使用する。	その他,設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディ ーゼル発電機並びに1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポ ンプ,原子炉容器及び加圧器を重大事故等対処設備として使用 する。	記載方針の相違【差異A】 ・1次冷却設備のSAとしての用途が流路 であることを明確化するため、記載箇所 を変更している。47条以外で適合性を詳 細に記載する重大事故等対処設備につい て、適合方針末尾に記載先を一括記載し ている。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

<i>第47条 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を</i> 大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
		 運転停止中において格納容器再循環サンプ隔離弁の故障等により再循環運転による原子炉冷却機能が喪失した場合の重大事 故防止設備(代替再循環運転)として,格納容器再循環サンプ B隔離弁バイパス弁,格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環 プレプスクリーンを使用する。 格納容器再循環サンプB隔離弁バイパス弁,格納容器再循環 サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンは格納容器再循環 サンプを用いた再循環系統を構成できる設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 格納容器再循環サンプ B隔離弁バイパス弁 格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプ 	

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
	e. 蒸気発生器2次側による炉心冷却	e. 2 次冷却系からの除熱(注水)	
	運転停止中において,余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の 故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場 合の重大事故防止設備(蒸気発生器2次側による炉心冷却) は、「2.4.1(3)(i) a. 蒸気発生器2次側による炉心冷却」 と同じである。	運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故 障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合 の重大事故防止設備(2次冷却系からの除熱(注水))は、 「2.4.1(2)(i)a.2次冷却系からの除熱(注水)」と同じで ある。	記載方針の相違 ・RHR 冷却不能の要因は,技術的能力の子 失機能とあわせ"又は"とした 記載方針の相違【差異B】 ・既出の対応策と同内容のため,当該記 載を読込みする。
	以下,内容比較用の参考として. 「2.4.1(3)(i) a.蒸気発生器2次側による炉心冷却」 47-24頁を再掲。機能喪失想定のみ,修正	f. 2 次冷却系からの除熱(蒸気放出) 運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故	
 運転中及び運転停止中において、余熱除去ポンプ及び余熱除 去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪 失した場合並びに運転中及び運転停止中において全交流動力電 源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備(蒸気発生器2 次側による炉心冷却)として、給水設備のうち補助給水系の電 動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ,給水処理設 備の復水ピット並びに主蒸気系統設備の主蒸気逃がし弁を使用 する。 復水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動 補助給水ポンプは,蒸気発生器へ注水し,主蒸気逃がし弁を開 操作することで蒸気発生器へ注水し,主蒸気逃がし弁を開 操作することで蒸気発生器2次側による炉心冷却ができる設計 とする。電動補助給水ポンプは、ディーゼル発電機に加えて、 全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非 常用発電装置から給電できる設計とする。また、主蒸気逃がし 弁は、現場での人力による弁の操作ができる設計とする。 ・電動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ ・復水ピット ・主蒸気逃がし弁 ・蒸気発生器 	 運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の 故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合の重大事故防止設備(蒸気発生器2次側による炉心冷却)として、設計基準事故対処設備である給水設備のうち補助給水設 備の電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び補助 給水ビット、主蒸気設備の主蒸気逃がし弁並びに1次冷却設備の蒸気発生器を使用する。 補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁 を開操作することで蒸気発生器2次側による炉心冷却ができる 設計とする。電源補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁は、ディーゼル発電機から給電できる設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・電動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ ・すかがにないため、 ・すから給電できる設計とする。 ・ ・	 運転停止中において宗熱味玉ホシノ又は宗熱味玉市却都の敬 障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合の重大事故防止設備(2次冷却系からの除熱(蒸気放出))は、「2.4.1(2)(i)b.2次冷却系からの除熱(蒸気放出)」と同じである。 g.2次冷却系からの除熱(フィードアンドブリード) 運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故 障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合の重大事故防止設備(2次冷却系からの除熱(フィードアンドブリード)は、「2.4.1(2)(i)c.2次冷却系からの除熱(フィードアンドブリード)」と同じである。 	記載方針の相違【差異B】 ・本項では停止中フレン系機能喪失時の対応を記載しているため、それ以外の条件 での対応については別項((3)(i)a項、 (3)(i)a項及び(4)(i)c項)に記載している。 記載方針の相違 ・S/62次側による炉心冷却における除素 機能を担う熱交換器として、蒸気発生器 を記載した。(伊方と同様) 記載方針等の相違 ・本項は、フロントライン故障時の対応であり、 代替電源を使用せず、主蒸気逃がし弁も 制御用空気を駆動源とした通常操作が可 能である。
 ・空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57 条】) ・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57 条】) ・重油タンク(2.14 電源設備【57 条】) ・タンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備 【57 条】) 			記載方針の相違【差異B】 ・本項は、フロントライン系機能喪失時の対応 段のため、ホ [*] - ト系機能喪失時に使用す 設備は、別項((4)(ii)c項)に記載して いる。
	۲		

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

以下,内容比較用の参考とし 「2.4.1(3)(i)a. 蒸気発生器 2次 47-25 頁を再掲。	
空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及び タンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載 た認識の一部を流路として使用することから、流路に係る機能 こついて重大事故等対処設備としての設計を行う。そつ他、重大事故等時に使用する設計基準 物給水ポンプの電源として使用するディーゼル発電機があり、 多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計 を行うが、詳細については「2.14 電源設備【57条】」にて記載 する。 本記載は、47-25頁の再掲	 側による炉心冷却」 準事放対処設備とし 計基準事放対処設備 路に係る機能につい ・他記載と整合させた記載順とした。 記載方針の相違 記載方針の相違【差異A】

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
	(ii) サポート系機能喪失時に用いる設備	(ii)サポート系故障時に用いる設備	
	a. 代替炉心注水	a. 代替炉心注水	
運転中の1次冷却材喪失事象時において, 余熱除去ポンプ及 び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場 合, 余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる再循環運転又は A格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転で格納容器再 循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに全交流 動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合,運転停止中 において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余 熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動 力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した常設 重大事故防止設備(代替炉心注水)として, 恒設代替低圧注水 ポンプ, 非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピット及び給水処 理設備の復水ピットを使用する。	運転停止中において,全交流動力電源又は原子炉補機冷却機 能が喪失した場合の常設重大事故防止設備(代替炉心注水)と して,代替格納容器スプレイポンプ,非常用炉心冷却設備の燃 料取替用水ピット及び給水設備のうち補助給水設備の補助給水 ピットを使用する。	運転停止中において全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能 が喪失した場合の常設重大事故防止設備(代替炉心注水)とし て,代替格納容器スプレイポンプ,非常用炉心冷却設備の燃料 取替用水タンク及び給水処理設備の補助給水タンクを使用す る。	記載方針の相違【差異B】 ・本項では運転停止中サボート系機能喪失時の対応を記載しているため、それ以外の 条件での対応については別項((1)(i)b 項,(1)(i)e項,(1)(ii)a項及び(4)(i) 項)に記載している。 記載方針の相違 ・SB0 "及び" LUHS の条件ではなく、技 的能力の喪失機能とあわせ"又は"とした
燃料取替用水ビット又は復水ビットを水源とする恒設代替低 王注水ポンプは,格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラ インを介して原子炉へ注水できる設計とする。恒設代替低圧注 水ポンプは,全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し た場合においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置よ り,代替所内電気設備変圧器を経由して給電できる設計とす る。	燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格 納容器スプレイポンプは,格納容器スプレイ系統と余熱除去系 統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。代替 格納容器スプレイポンプは,全交流動力電源又は原子炉補機冷 却機能が喪失した場合においても代替電源設備である代替非常 用発電機より代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤を経由して 給電できる設計とする。代替非常用発電機の燃料は,ディーゼ ル発電機燃料油貯油槽,ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及 び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。	燃料取替用水タンク又は補助給水タンクを水源とした代替格 納容器スプレイポンプは,代替再循環ラインにより炉心へ注水 できる設計とする。代替格納容器スプレイポンプに対しては, ディーゼル発電機に加えて,全交流動力電源又は原子炉補機冷 却機能が喪失した場合においても代替電源設備である空冷式非 常用発電装置より代替電気設備受電盤及び代替動力変圧器を経 由して給電できる設計とする。	記載方針の相違 ・代替非常用発電機の燃料補給方法を証 載した。
具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・ 恒設代替低圧注水ポンプ ・ 燃料取替用水ピット ・ 復水ピット ・ 空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】) ・ 代替所内電気設備変圧器(2.14 電源設備【57条】) ・ 燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57条】) ・ 重油タンク(2.14 電源設備【57条】) ・ タンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備 【57条】) 本記載は、47-4頁の再掲	 具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・代替格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水ピット ・補助給水ピット ・代替非常用発電機(2.14 電源設備【57条】) ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤(2.14 電源設備【57条】) ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14 電源設備【57条】) ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14 電源設備【57条】) ・可搬型タンクローリー(2.14 電源設備【57条】) 	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・ 代替格納容器スプレイポンプ ・ 燃料取替用水タンク ・ 補助給水タンク ・ 空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】) ・ 代替電気設備受電盤(2.14 電源設備【57条】) ・ 代替動力変圧器(2.14 電源設備【57条】)	設計方針の相違【差異⑤】 ・燃料給油方法として、5220

_第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を	汨兎 黽所 3 方炉 - SA基準週 合性 」 <i>冷却するための設備</i>	緑字:記載表現, 部	と備名称の相違(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
大飯発電所3/4号炉 空冷式非常用発電装置,代替所内電気設備変圧器,燃料油貯 蔵タンク,重泊タンク及びタンクローリーについては、[2.14 電源設備【57 条】」にて記載する。1次冷却設備の蒸気差生 器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器,加圧器,1次冷却材管及 び加圧器サージ管については、「2.201次冷却設備」にて記載 する。 本記載は.47-4 頁の再掲	泊発電所3号炉 その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備として、1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。	その他,設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディ ーゼル発電機並びに1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポ ンプ,原子炉容器及び加圧器を重大事故等対処設備として使用 する。	差異理由 記載方針の相違【差異A】 ・1 次冷却設備の SA としての用途が流路であることを明確化するため、記載箇所を変更している。47 条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末尾に記載先を一括記載している。 記載方針の相違 ・泊3 号炉の代替格納容器ズレイボンブは、ディーゼ・発電機からも給電が可能であるが、本項ではSB0 条件であるためディーゼ・必発電機を電源に含めていない。(伊方と同様) ハンパ系故障時の対応を記載した別項((4)(i)b項)において、ディーゼ・必管電機を電源として使用することを記載している。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
運転中の1次冷却材喪失事象時において,余熱除去ボンプ, 高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注 水機能が喪失した場合,余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプに よる再循環運転又はA格納容器スプレイポンプによる代替再循 環運転で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られ た場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し た場合,運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却 器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した 場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した 場合を想定した可搬型重大事故防止設備(代替炉心注水)とし て,可搬式代替低圧注水ポンプ,電源車(可搬式代替低圧注水 ポンプ用),送水車,仮設組立式水槽,燃料油貯蔵タンク,重油 タンク,タンクローリー及び軽油ドラム缶を使用する。	運転停止中において,全交流動力電源又は原子炉補機冷却機 能が喪失した場合の可搬型重大事故防止設備(代替炉心注水) として,可搬型大型送水ポンプ車,ディーゼル発電機燃料油貯 油槽,ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクロ ーリーを使用する。	運転停止中において全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能 が喪失した場合の可搬型重大事故防止設備(代替炉心注水)と して,中型ポンプ車,加圧ポンプ車,軽油タンク及びミニロー リーを使用する。	記載方針の相違【差異B】 ・本項では運転停止中が一子系機能喪失時 の対応を記載しているため、それ以外の 条件での対応については別項((1)(i)b 項,(1)(i)e項,(1)(i)a項及び(4)(i)a 項)に記載している。 ・SB0 "及び" LUIS の条件ではなく、技術 的能力の喪失機能とあわせ"又は"とした。 設計方針の相違 ・本頁内の設計方針の相違 A, Bの差異理 由を参照 設計方針の相違【差異⑤】 ・燃料給油方法として、外加一一による直 接汲み上げ、D/6燃料油移送ボンブを介し た汲み上げの2つの対応手段を整備(57 条に詳細記載あり) 設計方針の相違【差異⑤】 ・大飯3/4 号炉は、燃料油貯蔵がり及び重
送水車により海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可 搬式代替低圧注水ポンプは,格納容器スプレイ系と余熱除去系 間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする。全交 流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合においても 可搬式代替低圧注水ポンプは駆動源を電源車(可搬式代替低圧 注水ポンプ用)から給電できる設計とする。電源車(可搬式代 替低圧注水ポンプ用)の燃料は,燃料油貯蔵タンク又は重油タ ンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。送水 車の燃料は,軽油ドラム缶より補給できる設計とする。 具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・可搬式代替低圧注水ポンプ ・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) ・送水車 ・仮設組立式水槽 ・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57条】) ・重油タンク(2.14 電源設備【57条】) ・重油タンク(2.14 電源設備【57条】) ・重油タンク(2.14 電源設備【57条】) ・軽油ドラム缶(3号及び4号炉共用)(2.24 補機駆動用燃 料設備)	代替淡水源又は海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車は, 格納容器スプレイ系統と余熟除去系統間の連絡ラインを介して 炉心へ注水できる設計とする。全交流動力電源又は原子炉補機 冷却機能が喪失した場合においても可搬型大型送水ポンプ車の ポンプは自冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計と する。可搬型大型送水ポンプ車の燃料は,ディーゼル発電機燃 料油貯油槽,ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タ ンクローリーを用いて補給できる設計とする。 ・可搬型大型送水ポンプ車 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14 電源設備【57条】) ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14 電源設備【57 条】) ・可搬型タンクローリー(2.14 電源設備【57条】)	海又は代替淡水源を水源とした中型ポンプ車及び加圧ポンプ 車は,代替再循環ラインにより炉心へ注水できる設計とする。 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合におい ても中型ポンプ車及び加圧ポンプ車はディーゼルエンジンにて 駆動できる設計とする。 中型ポンプ車及び加圧ポンプ車の燃料は,軽油タンクよりミ ニローリーを用いて補給できる設計とする。 具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・中型ポンプ車 ・加圧ポンプ車 ・軽油タンク(2.14 電源設備【57条】) ・ミニローリー(2.14 電源設備【57条】)	油炉ケで必要な燃料の備蓄量を確保してい るが、泊3号炉は、ディゼル発電機燃料油 貯油槽で確保している。 設計方針の相違A【差異⑥】 ・可搬型送水系統の設計相違により、泊3 号炉は、代替淡水源又は海から直接、被 供給先との接続ロ(健屋接続口)へ大型 送水ボンブ車による給水が可能なため、仮 設組立式水槽を使用する大飯と取水源が 相違している。(伊方と同様) ・また、大型送水ボンブ車は車両起ジンを 駆動源とすることから、専用の電源装置 は不要な設計としており、相違してい る。(伊方と同様) 設計方針の相違B【差異⑤】 ・泊3号炉の可搬型設備の燃料は、ディー ゼル発電機燃料油貯油槽を給油源として使 用するのみであり、軽油ド34缶は必要で はない。(ド54缶を用いないのは川内・伊 方と同様)

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

泊発電所3号炉		差異理由
その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て、1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ,原子炉容 器,加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管並びに非常用取 水設備の貯留堰,取水口,取水路,取水ピットスクリーン室及 び取水ピットポンプ室は,設計基準事故対処設備の一部を流路 として使用することから,流路に係る機能について重大事故等 対処設備としての設計を行う。	その他,設計基準事故対処設備である1次冷却設備の蒸気発 生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器及び加圧器を重大事故等 対処設備として使用する。	記載方針の相違【差異A】 ・1 次冷却設備のSA としての用途が流路で あることを明確化するため、記載箇所を要 更している。47 条以外で適合性を詳細に言 載する重大事故等対処設備について、適合 方針末尾に記載先を一括記載している。
	その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て,1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容 器,加圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ管並びに非常用取 水設備の貯留堰,取水口,取水路,取水ピットスクリーン室及 び取水ピットポンプ室は,設計基準事故対処設備の一部を流路 として使用することから,流路に係る機能について重大事故等	泊発電所3号炉 その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て、1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容 器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管並びに非常用取 水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及 び取水ピットポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路 として使用することから、流路に係る機能について重大事故等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
運転中の1次冷却材喪失事象時において全交流動力電源及び 原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において 全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合の常設 重大事故防止設備(代替炉心注水)として,化学体積制御設備 のB充てんポンプ,非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピット 及び給水処理設備の復水ピットを使用する。	運転停止中において,全交流動力電源又は原子炉補機冷却機 能が喪失した場合の常設重大事故防止設備(代替炉心注水)と して,化学体積制御設備のB-充てんポンプ及び非常用炉心冷 却設備の燃料取替用水ピットを使用する。	運転停止中において全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能 が喪失した場合の常設重大事故防止設備(代替炉心注水)とし て,化学体積制御設備の充てんポンプ(B)及び非常用炉心冷 却設備の燃料取替用水タンクを使用する。	記載方針の相違【差異B】 ・本項では運転停止中ば 小系機能喪失時 の対応を記載しているため、運転中の条 件での対応については別項((1)(ii)a 項)に記載している。 ・SB0 "及び" LUHS の条件ではなく、技術 的能力の喪失機能とあわせ"又は"とし た。
燃料取替用水ピット <mark>又は復水ピット</mark> を水源とするB充てんポ ンプは,自己冷却ラインを用いることにより運転でき,原子炉 へ注水できる設計とする。B充てんポンプは,代替電源設備で ある空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。	燃料取替用水ピットを水源とするB-充てんポンプは,自己 冷却ラインを用いることにより運転でき,化学体積制御系によ り炉心へ注水できる設計とする。B-充てんポンプは,全交流 動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合においても代 替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とす る。代替非常用発電機の燃料は,ディーゼル発電機燃料油貯油 槽,ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクロー リーを用いて補給できる設計とする。	燃料取替用水タンクを水源とする充てんポンプ(B)は、自 己冷却ラインを用いることにより運転でき、炉心へ注水できる 設計とする。充てんポンプ(B)は、代替電源設備である空冷 式非常用発電装置から給電できる設計とする。	設計方針の相違【差異①】 ・泊3号炉は、燃料取替用木ビットの機能 喪失時には、代替格納容器スブレイボンブの 水源を補助給木ビットに切替えて炉心注木 する対策を整備しており、充てんボンブの 水源は燃料取替用木ビットのみを設定して いる。(川内・伊方・玄海と同様) 記載方針等相違 ・他記載と整合させ、経由する系統名を 記載した。また、他のサボート系機能喪失時 の記載と整合させ、"全交流電源又は原子 炉補機冷却機能が喪失した場合において も"を追記した。 ・代替非常用発電機の燃料補給方法を記 載した。
具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・ B 充てんポンプ ・燃料取替用水ピット ・ 復水ピット ・空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】) ・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57条】) ・重油タンク(2.14 電源設備【57条】) ・ タンクローリー(3 号及び4 号炉共用)(2.14 電源設備 【57条】)	具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・ B - 充てんポンプ ・燃料取替用水ピット ・代替非常用発電機(2.14 電源設備【57条】) ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14 電源設備【57条】) ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14 電源設備【57 条】) ・可搬型タンクローリー(2.14 電源設備【57条】)	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・ 充てんポンプ(B) ・ 燃料取替用水タンク ・ 空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】)	 設計方針の相違【差異⑤】 ・燃料給油方法として、タンタローリーによる直接汲み上げ、D/G燃料油移送ポンプを介した汲み上げの2つの対応手段を整備(57条に詳細記載あり) 設計方針の相違【差異⑤】 ・大飯3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクで必要な燃料の備蓄量を確保しているが、泊3号炉は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽で確保している。
化学体積制御設備を構成する再生熱交換器は,設計基準事故 対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機 能について重大事故等対処設備としての設計を行う。空冷式非 常用発電装置,燃料油貯蔵タンク,重油タンク及びタンクロー リーについては、「2.14 電源設備【57 条】」にて記載する。1 次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器,加 圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ管については、「2.20 1 次冷却設備」にて記載する。 本記載は.47-19 頁の再掲	その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て,化学体積制御設備を構成する再生熱交換器並びに1次冷却 設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器,加圧器, 1次冷却材管及び加圧器サージ管は,設計基準事故対処設備の 一部を流路として使用することから,流路に係る機能について 重大事故等対処設備としての設計を行う。	化学体積制御設備を構成する再生熱交換器は,設計基準事故 対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機 能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他, 設計基準事故対処設備である1次冷却設備の蒸気発生器,1次 冷却材ポンプ,原子炉容器及び加圧器を重大事故等対処設備と して使用する。	26 地域(APA may inff (金融をしている。 記載方針の相違 ・1 次冷却設備の SA としての用途を明確 化するため,記載箇所を変更した。 記載方針の相違【差異A】 ・1 次冷却設備の SA としての用途が流路 あることを明確化するため,記載箇所を登 更している。47 条以外で適合性を詳細に記載 する重大事故等対処設備について,適行 方針末尾に記載先を一括記載している。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

 b. CREMENTERS b. CREMENTERS b. CREMENTERS b. CREMENTERS c. CREMENTERS b. CREMENTERS c. CREMENTERS <licress< li=""> c. CREMENTERS<th>大飯発電所3/4号炉</th><th>泊発電所 3 号炉</th><th></th><th>差異理由</th></licress<>	大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉		差異理由
 		b 代券再循環運転	b. 代 恭再循環運転	記載方針等相違
 本部本正中にはいて、全交電動プロ数ではの「大部電動型」 本部本正中にはいて、全交電動プロ数ではの「大部電動型」 たましたして、たき電動型」 たましたして、たき電動型」 たましたして、たき電動型」 たきしたして、たき電動型」 たましたして、たき電動型」 たましたして、たき電画型」 たましたして、たきしまして、たき電画型」 たましたして、たきしき= たましたして、たきしまして、たきしまして、たきしまして、たきしまして、たきしましまして、たきしましまして、たきしましこ				
 は、自いたいための電気を構成した場合の変大がなないための電気を構成した。 は、自いたいための電気を構成した場合の変大がなないための電気を構成した。 は、自いたいための電気を構成した場合の変大がなないための電気を構成した。 は、自いたいための電気を構成した場合の変大がないための電気を構成した。 は、自いたいための電気を構成した場合の変大がないための電気を構成した。 は、自いたいための電気を構成した場合の変大がないための電気を構成した。 は、自いたいための電気を構成した場合の変大がないための電気を構成した。 は、自いたいための電気を構成した。 は、 は、自いたいための電気を構成した。 は、 は、 は、		運転停止中において、全交流動力電源▽は原子炉鋪機冷却機	運転停止中において全交流動力電源又は原子炬補機冷却機能	
 なんしいしたし、ためやゴンスにした、ロシーンスにしていたいため、 なんしいしたし、ためやゴンスにした、ロシーンスにしていたいため、 なんしいしたし、 など、 など、				
 第二十一個社会和学校、「「「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」				
電話中の1次合理研究本書物において会交理取り需要だ。 電話中の1次合理研究本書物において会交理取り需要だ。 電話中の1次合理研究本書物において会交理取り需要だ。 電話中の1次合理研究本書のにおいて会交理取り需要だ。 電話中の1次合理研究本書のにおいて会交理取り需要だ。 電話中の1次合理研究本書のにおいて会交理取り需要だ。 電話中の1次合理研究本書のにおいて会交理取り需要だ。 電話中の1次合理研究本書のにおいて会交理取り需要だ。 電話中の1次合理研究本書のにおいて会交理取り需要だ。 電話中の1次合理研究本書のにおいて会交理取り需要だ。 電話中の1次合理研究本書のにおいて会交理取り需要だ。 電話中の1次合理研究本書のにおいて会交理取り完成 電話中の1次合理研究本書のにおいて会交理取り完成 この1次合理研究本書のにおいて会交理取り完成 この1次合理研究本書のにおいて会交理取り完成 この1次合理研究本書のにおいて会交理取り完成 この1次合理研究本書のにおいて会交理研究本書のにおいて会交理研究本書のにおいて会 (12) この1次合理研究本書のにおいて会交理 (12) この1次合理研究本書のにおいて会交理取り完成 この1次合理研究本書のにおいて会交理取り完成 この1次合理研究本書のにおいて会交理報告 この1次合理研究本書のにおいて会会理認定 この1次合理研究本書のにおいて会会理認定 この1次合理研究本書のにおいて会会理認定 この1次合理研究本書のにおいて会会理認定 この1次合理研究本書のにおいて会会理認定 この1次合理研究本書のにおいて会会理認定 この1次合理研究本書のにおいて会会理認定 この1次合理研究本書のにおいて会会理認定 この1次合理研究本書のにおいて会会理認定 この12x合理研究本書のにおいて会会理認定 この12x合理研究本書のにおいて会会理認定 この12x合理研究本書のにおいて会会理認定 この12x合理研究本書のにおいて会会理認定 この12x合理研究本書のにおいて会会理認定 この12x合理研究本書のにおいて会会理認定 この12x合理研究本書のにおいて会会理認定 この12x合理研究本書のにおいて会会理認定 この12x合理研究本書のにおいて会会理認定 この12x合理研究本書のにおいて会会理認定 この12x合理研究本書のにおいて会会理認定 この12x合理Maint (12) こ				
 電圧のしたから対応支援をしたしまった。 こまたまたのでは、電源を加ました。 こまたまたのでは、電源を加ました。 このでは、電源の使用した。 このでは、電源の使用した。 このでは、電源の使用した。 このでは、電源の使用した。 このでは、電源の使用した。 このでは、電源の使用した。 このでは、 このでは、 このでは、 このでは、				
 第二年補償会理構成が集めに集合した基金合定に変更な中止にないて 基に対失した基金合定で支援の支援の支援の支援の支援の支援の支援の支援の支援の支援の支援の支援の支援の支	運転中の1次冷却材爽失事象時において全交流動力電源及び	運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機		
 全文電源力電源支援の電子が電源高か調整に入せた場合を完整 に、非常用型心力構築のたる正在したボンプ、 に、非常用型心力構築のたる正在したボンプ、 に、非常用型心力構築のたる正在したボンプ、 に、非常用型心力構築のたる正在したボンプ、 に、非常用型心力構築のたる正在したボンプ、 に、非常用型心力構築のたる正在したボンプ、 に、非常用型心力構築のたる正在したボンプ、 に、非常用型心力構築のたる正在したボンプ、 に、非常用型心力構築のたる正在したボンプ、 に、非常用型心力構築のため正正したボンプ、 に、非常用型心力構築のため正正したボンプ、 に、非常用型心力構築のため正正したボンプ、 に、非常用型心力構築のため正正したボンプ、 に、非常用型心力構築のため正正したボンプ、 に、非常用型心力構築のため正正したボンプ、 に、常常用型心力構築のため正正したボンプ、 に、常常用型心力構築のため正正したボンプ、 に、常常用型心力構築のため正正したボンプに に、常常用型心力構築のため正正したボンプに 市場はたボンゴル(に、常常用型心力構築のため正正したボンプに 市場はたボンゴル(に、常常用型心力構築のため正正したボンゴル(に、常常用型心力加速(((
 した重大事故的止設備(年代世界構築業態)として、##用 人が一致、小人名称な客事務構築リンプ、ヘー格的客事構成サンプ、ヘー格的客事構成サンプ、ヘー格的客事構成サンプ、ヘー格的客事構成サンプ、ヘー格的客事構成サンプ、ペービシを電気がしており、 中での形式について、##用 人が、豊富シンクス(ジン)ローリーを使用する。 海を水気とする大容量ボンゴ(A、B海水ストレーナブロ 本を水気とする大容量ボンゴ(A、B海水ストレーナブロ 本を水気とする可能型と大変はたいで、パートを構成の指体を注意して、 第を水気とするす電気がンブ(A、B海水ストレーナブロ 本を水気とする可能型と大変はたいで、水力・ 本体が容量下のポールとも確認して、 本体が容量下のポールとも確認して、 本体が容量下の増加したで、 本体が容量下値サンプスのリーン、 本気がしていて、 本のかっなして、 本のかっなして、 本のかったして、 本のかっなして、 本のかったして、 本のかったいて、 本のかったいて、				
 加心希望線曲の「素田正乱スポンプ、大電畫ボンプ、株式客画の				
 新聞サンプ、格容容器再獲備サンプスタリーン、燃料論新載が 小客電機燃料論移送ポンプ及び可発型タンクローリーを使用する。 海を木展とする大智量ボンプは、A、B海木ストレーナプロ 「着を木展とする大智量ボンプは、A、B海木ストレーナプロ 「着を木展とする、特容器再獲備サンプスタリーン(A、B海茶ストレーナプロ 「着を木展とする、特容器再獲備サンプスタリーン(A)、日本(A)の2000年 「たち(A)の2000年 「たち(A)の2000年 「たち(A)の2000年 「たち(A)の2000年 「たち(A)の2000年 「たち(A)の2000年 「たち(A)の2000年 「たち(A)の2000年 「たち(A)の2000年 「たち(B)の2000年 「たち(B)の2001年 「たち(B)の2001年 「たち(B)の2001年 「たち(B)の2001年 「たち(B)の2001年 「たち(B)の2001年 「たち(B)の2001年 「たち(C)の2001年 「たち(C)の2001年 「たち(C)の2001年 「たち(C)の2001年 「たち(C)の2001年 「たち(C)の2001年 「たち(C)の2001年 「たち(C)の2001年 「たち(C)の20014 「たち(C)の2001年 「たち(C)の2001年				and the foreign of the second s
 シク、重進タンク及びタンクローリーを使用する。 海を木塚とする大容量ポンプは入他大規治管理ンホールと可愛知ホースを決除することで、 市産大塚とする大容量ポンプは入他大規治管理ンホールと可愛加ホースを決除することで、 市産大塚に置かる大変は秋絶心、使用機動力林太低を大変は秋心、した用機動力がで、 ため、 市産大塚とする大容量ポンプは入他大規治管理シホールと可愛加ホースを決除することで、 市産にないプレイ、防害機両を抑いるととで変化に等用機 市産の構成の加水に使用をな変化 市産の市産の加水の方用をためて、 市産の市産の加水の方用をためで、 市産の市産の加水の方用をためで、 市産のホルンマクルーンに、非常用のいたの非確症 ため、 市産のホルンマクルーンで、 市産のホルンマクルーンに、 市産のホルンマクルーンに、 市産のホルンマクルーンに 市産のホルンマクルーンに、 市産のホルンマクルーンに 市産のホルンマクルーンに 市産のホルンマクルーンに 市産のホルンマクルーンに 市産のホルンマクルーン 市産のホルンマルーン 市産の市産のホルンマルーン 市産のホルンマルール 市産の市産のホルンマルーン 市産の市産の市産 市産のホルンマルーン 市産の市産の市産 市産の市産 市産の市産 市産の市産 市産のためーン 市産の市産 市産の市産 市産の市産 市産の市産 市産の市産 市産の市産 市産の市産 市産の市産 市産の市産 市産 市産の市産 市産 市産<				and the second
 備を大概とする大客量ボンプは、A、B 海水ストレーサブロ 一記ではス格大体論共習ンプル、A、B 海水ストレーサブロ 一記ではス格大体論共習ンプル、C 計構施会加スに協会、 たまたスポンプル、C 計構施会加スに協会、 たまたスポンプル、C 計構施会加スに協会、 たまたスポンプル、C 計構施会加スには、 たまたスポンプル、C 計構施会加スには、 たまたスポンプル、C 計構施会加スには、 たまたスポンプル、C 計構施会加スには、 たまたスポンプル、C 計算には、 たまたスポンプル、C 計算には、 たまたえポンプル、C 計算には、 たまたスポンプル、C 計算には、 たまたスポンプル、C 計算には、 たまたスポンプ、C 注意には、 たまたスポンプ、C 注意には、 たまたスポンプ、C 注意には、 たまたえポンプル、C 注意には、 たまたスポンプ たまたまたスポンプ たまたえポンプ たまたまたスポンプ たまたまたまたまたまたまたまた。 - 10 本庭には、 たまたえポンプ たまたまたまたまたまた。 - 10 本庭には、 たまたえポンプ たまたまたまたまたまたまたまたまたまたまた。 - 10 本庭には、 たまたえポンプ - たきまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたま				
- 記室文は入海・大学高度等マシュームとの観察すースを数据することで、 ・ 大乗の数形力すの相逢 こを参照 - 名とで原子が補除合お床系に海水を直接供給し、代替補除合おたで ・ 大乗の数形力すの相逢 こを参照 ができる設計とする。給育客時再備サンプタ本版とする。 ・ 大乗の数形力すの相逢 ことごて代替 可能像かった。 御座されざき。 ・ 水車の数形力支を広照く行用する 小市できる設計とする。給育客時再備サンプスタリーンは、非常用から冷却できる設計とする。 ・ 300 条件に対ける納容調用備サン 私約客客再備サンプスタリーンは、非常用から冷却を急などの「でき」、こり 二を認知してきる設計とする。 ・ 300 条件に対ける納容調用構造として、 小市 各前容容再備第サンプスタリーンは、非常用から冷却できる設計とする。 ・ 名声が容許の数 小市 ときかけで見下を合う 小市 各前容容再備費サンプスタリーンは、非常用から介却できる設計とする。 - 名前容音所優かた、 小市 各前容容再構成サンプレンは、非常用から介却できる設計とする。 - 名前容音所優かた、 小市 各前容音前優してきる設計とする。 - 名前容音前優重 シージスシリーンは、 小市 各前空 きる設計とする。 - 名前容音所優重 シージーを 小市 各前できる設計とする。 - 名前空 きる設計とする。 小市 各前容音所属できる設計とする。 - 名前空 きる設計とする。 「日本 市市 医した、 - 名前容音所優重 シージーを 「日本 市市 日をした、 - 名前空 音声が優重 小市 本 「日本 市市 日をした、 - 名前空 音声が優重 小市 本 「日本 市市 日をした、 - 名前空 音声が優重 小市 本 「日本 市市 日本 市市 日をした、 - 名前空 日本 「日本 市市 日をした、 - 名前空 日本 「日本 市市 日をした、 - 名前空 日本 「日本 市市 日をした、 - 名前空 日本 「日本 市市 日本 - 日本 「日本				
- 記室文は入海・大学高度等マシュームとの観察すースを数据することで、 ・ 大乗の数形力すの相逢 こを参照 - 名とで原子が補除合お床系に海水を直接供給し、代替補除合おたで ・ 大乗の数形力すの相逢 こを参照 ができる設計とする。給育客時再備サンプタ本版とする。 ・ 大乗の数形力すの相逢 ことごて代替 可能像かった。 御座されざき。 ・ 水車の数形力支を広照く行用する 小市できる設計とする。給育客時再備サンプスタリーンは、非常用から冷却できる設計とする。 ・ 300 条件に対ける納容調用備サン 私約客客再備サンプスタリーンは、非常用から冷却を急などの「でき」、こり 二を認知してきる設計とする。 ・ 300 条件に対ける納容調用構造として、 小市 各前容容再備第サンプスタリーンは、非常用から冷却できる設計とする。 ・ 名声が容許の数 小市 ときかけで見下を合う 小市 各前容容再備費サンプスタリーンは、非常用から介却できる設計とする。 - 名前容音所優かた、 小市 各前容容再構成サンプレンは、非常用から介却できる設計とする。 - 名前容音所優かた、 小市 各前容音前優してきる設計とする。 - 名前容音前優重 シージスシリーンは、 小市 各前空 きる設計とする。 - 名前容音所優重 シージーを 小市 各前できる設計とする。 - 名前空 きる設計とする。 小市 各前容音所属できる設計とする。 - 名前空 きる設計とする。 「日本 市市 医した、 - 名前容音所優重 シージーを 「日本 市市 日をした、 - 名前空 音声が優重 小市 本 「日本 市市 日をした、 - 名前空 音声が優重 小市 本 「日本 市市 日をした、 - 名前空 音声が優重 小市 本 「日本 市市 日本 市市 日をした、 - 名前空 日本 「日本 市市 日をした、 - 名前空 日本 「日本 市市 日をした、 - 名前空 日本 「日本 市市 日をした、 - 名前空 日本 「日本 市市 日本 - 日本 「日本	海を水源とする大容量ポンプは A B海水ストレーナブロ	- 海を水源とすろ可搬型大型送水ポンプ車は A D-原子恒		設計方針の相違
 なことで原子伊補機冷却水系に海水を直接供給し、代替構構冷 第子伊補冷冷却水系に海水を直接供給し、代替構像冷却水系に海水を直接供給し、代替補偽冷却がで 第子伊補冷冷却水系に海水を直接供給し、代替構像冷却水系に海水を直接供給し、代替補偽冷却がで きる設計とする。 高圧注入ボンプは、代替構像治理が、ころ、一体給容器再確覆・エーンドにとし原子炉格納容器 の冷却と一帯セマレのをおりてきる設計とする。 ヘー格納容器再確覆サンプなクリーンは、非常用炉心冷却震儀 の治生にはいつる物波入環空構体できる設計とする。 ヘー格納容器再確理やごスクリーンは、非常用炉心冷却震低 ロビネンボンプの有効波入気(電気化)を含む(学る設計とする。 ヘー格納容器再確理やごろりを含むたま ストンボンプ(大学電気化)をおりてきる会かえま ストンボンプ(大学電気化)をおりてきる会かえま ストンボンプ(大学電気化)できる(学校共用) ストンボンプ(ストンジローリーを用い 本市会社のなど低(たまの)できる(学校)をする。 ヘーム ヘーム (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)				
与ができる設計とする。格納容器再獲機サンプを水漏とする。 高圧注入ポンプは、代募補機合加を用いることで心証に学育研 満正注入ポンプは、代募補機合加を用いることで心証に学育研 満正注入ポンプは、代募補機合加を用いることで心証に学育研 満正注入ポンプは、代募補機合加を用いることで心証に学育研 なきる設計とする。 本納容器再獲機サンプスクリーンは、非常用印心合加酸酸酸 のがよりつすの效益水類を確保できる設計とする。 本納容器再獲機サンプスクリーンは、非常用印心合加酸酸酸 のがよりつすの效益水類を確保できる設計とする。 本納容器再獲機サンプスなりーンとは、非常用印心合加酸酸酸 のがいってん物素類素類像できる設計とする。 本納容器再獲機サンプスは、作物電解型酸値できる設計とする。 本納容器再獲機サンプスは、代料電解型酸値できる設計とする。 本約容器再獲機サンプスは、代料電解型酸値できる設計とする。 本約容器再獲機サンプスは、現計のとおりとする。 ・ B 高正注入ポンプは、代料電解型酸値できる設計とする。 本約容器再獲機サンプスなりのーン 本約容器再獲機サンプスのりーン ・ 依納容器再獲機サンプ 、 13 号気び 4 号炉共用) ・ 格納容器再獲機サンプ ・ 23 売点注入ポンプ ・ 大容量注水プ (3 号気び 4 号炉共用) ・ 格納容器再獲機サンプ ・ 23 売点注入ポンプ ・ 23 売点注入ポンプ ・ 次型電波像と13 にないの 、 24 売点注入ポンプ ・ 25 売店注入ポンプ ・ 25 売店注入ポープ ・ 25 売店注入 ・ 25 売店注入 ・ 25 売店注入 ・ 25 売店注入 ・ 25 売店注入 ・ 25 売店注入 ・ 25 売店 ・ 25 売店 ・ 25 売店注入 ・ 25 売店 ・ 25 売店				
 南庄注入ポンプは、代替補機合理を用いることで高正代専再編 電差拡ができ、原子抑体特容器内の合理とあたせて原子解素 なったの目とかって、の自然境俗和を用いることでで、皆可溶構像の なったの目的にはないです。の子供を含め なったの目的にはないです。の子供を含め なったの目的にはないです。の子供を含め なったの自然境俗和を認知の合理とあたせて原子体含わえ なったの自然境俗和を認知の合理とあたせて原子体含わえて、 たのは、非常用印心合理像の の称はごをする。 たのは、非常用印心合理像の の称はごをする。 たの自然境俗和な認知の合理とあたかです。 ないです。この日本検検容器内も ないです。 ないです				記載古針の相違
 業業転ができ、原子炉格納容器内の冷却とあわせて原子炉を満 却できる設計とする。 でき、C、Dー格納容器内観サンプスクリーンは、非常用炉心冷却酸血及 の治却と得せて炉心を冷却できる設計とする。 マ、C、Dー格納容器内観サンプスクリーンは、非常用炉心冷却酸血及 面が、ブの有効吸込水類を確保できる設計とする。 マ、C、Dー格納容器内観サンプスクリーンは、非常用炉心冷却酸 面が、ブの有効吸込水類を確保できる設計とする。 スー格物容器内観サンプスクリーンは、非常用炉心冷却酸 面が、ブの有効吸込水類を確保できる設計とする、へ一高圧 ながっては、全交流動力電源又は原子炉補積分却酸生き。 スー格物容器内観サンプスクリーンは、非常用炉心冷却酸 面が、ブの有効吸込水類を確保できる設計とする、へ一高圧 さが、マクス(1金油か)の生まりをする。 マ、C、Dー格納容器内観サンプスクリーンは、非常用炉心冷却酸 面が、ブの有効吸込水類を確保できる設計とする、へ一高圧 さがっての有効吸込水類を確保できる設計とする、へ一高圧 さが、マクス(1金油か)の生まりをする。 マ、D本酸がの、のかかする設計とする。 スーパーゲ種酒類取得(10本)ので酸(株)和時に増、ディーゼ 和名できる設計とする。 (14 電源取得(157 条)) ・G、D、D・B、物容器内観サンプ(2.14 電源取得(157 条)) ・G、D、D・B、物容器内観サンプ(2.14 電源取得(157 条)) ・G、D、D・D、Pかかつたる電機サンプ(2.14 電源取得(157 条)) ・G、D、D・B、物容器内観サンプ(2.14 電源取得(157 条)) ・G、D、D・D、Pかかつたる電機サンプ(2.14 電源取得(157 条)) ・G、D、D・D・B、物容器内観サンプ(2.14 電源取得(157 条)) ・G、D、D、D、D、D・D・D、D ・G、D、D、D、D、D・D・D・D、C ・T・EELA、ボンブ ・G、D、D、D、D、D・D・D・D、C ・T・EELA、ボンブ ・G、D、D・D・D・D・D、D ・T・EELA、ボンブ ・G、D、D・D・D・D・D ・G、D・D・D・D・D ・G、D・D・D・D・D ・G、D・D・D・D・D ・T・EELA、ボンブ ・G、D・D・D・D・D ・G、D・D・D・D・D ・G、D・D・D・D・D ・G、D・D・D・D・D ・G、D・D・D・D ・G、D・D・D・D ・G、D・D・D・D ・G、D・D・D・D ・G、D・D・D ・G、D・D・D・D ・G、D・D・D ・G、D・D・D ・G、D・D・D ・G、D・D ・G、D・D ・G、D・D ・G、D・D ・G、D・D ・G、D ・G、D・D ・G、D・D ・G、D ・G、D				
 第マさる設計とする。 格納容器开館量サンプスクリーンは、非常用炉心治却感儀又、 Aー格納容器开館量サンプスクリーンは、非常用炉心治却像低又 B高圧注入ポンプは、(仕替電源設備である空冷式非常用 モンボンプは、(仕替電源設備である空冷式非常用 モンボンプは、(仕替電源設備である空冷式非常用 モンボンプは、(仕替電源設備である空冷式非常用 モンボンプは、(仕替電源設備である空冷式非常用 モンボンプは、(全定重動力電源又は原子炉補稿合却機能が喪失) エンボンプは、(生産環境) モンボンプは、(生産環境) モンボンプは、(生産環境) モンボンプは、(生産環境) モンボンプ(3号及び4号炉共用) ・各納容器用電機サンプ、(2.14 電源設備[57 条]) ・タンクローリー(2.14 電源設備[57 条]) ・空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備[57 条]) ・マーゼル発電機燃料油防治(1.5%) ・ローリー(3号及び4号炉共用) ・モンボンプ電機燃料油防治(1.5%) ・モンボンプスクリーン ・モンボンプスクリーン ・モンボンプスクリーン ・モンボンプスクリーン ・モンボンプスクリーン ・モンボンプスクリーン ・モンボンプスクリーン ・モンボンプスクリーシン ・モンボンプスクリーシン ・モンボンプスクリーシン ・モンボンプスクリーシン ・モンボンプスクリーシン ・モンボンプスクリーシン ・モンボンプスクリーシン ・モンボンプ ・モンボンプ ・モンボンプスクリーシン ・モンボンプスクリーシン ・モンボンプスクリーシン ・モンボンプスクリーシン ・モンボンプスクリーシン ・モンボンプスクリーシン ・モンボンズ ・モンボンプスクリーシン ・モンボンズ ・モンボンズンクリーシン ・モンボンボンズンクリーシン ・モンボンボンズンクリーシン ・モンボンズンクリーシン ・モンボンズンクリーシン ・モンボンボンズンクリーシン ・モンボンズンクリーシン ・モンボンズンクリーシン ・モンボンボンズクリーシン ・モンボンボンズクリーシン				
 格納容器再循環サンプスクリーンは、非常用炉心冷却酸值及 (汚納容器スプレイボンプの有効吸込入頭を確保できる数計と する。B高圧注入ボンプは、供替電源設備である空冷式非常用 発電装置から給電できる数計とする。、全容重かンプの熱吸込入頭を確保できる数計とする。A - 高圧 注入ボンプは、(芳電源設備である空冷式非常用 着命できる数計とする。 A - 格納容器再循環サンプスクリーンは、非常用炉心冷却酸 備のボンプの有効吸込入頭を確保できる数計と とスポンプは、(芳電源設備できる空冷式非常用 希電波型のシクよりタンクローリーを用いて 補給できる数計とする。 単体的な設備は、以下のとおりとする。 B高圧注入ポンプ B高圧注入ポンプ B高圧注入ポンプ A - 高圧注入ポンプ A - 高能注入ポンプ A - 高能ながたいため A - 高能ながたかな A - 高能容器所確認知(57条)) A - 格納容器所確環して、2,14 電源設備(57条)) A - 格納容器所確環由でシクククレック A - 各納容器所確環由でといて、2,14 電源設備(57条)) A - 格納容器所確環由でいいの設備(57条)) A - 格納容器所確環由でシク(2,6 1) A - 名納容量の加強(57条)) A - 名納容易所確確 (57条))				
 び格納容器スプレイボンプの有効吸込木頭を確保できる設計とする。A - 高圧 27.5 B為圧注入ボンプは、(大警電源設備である空冷た非常用 27.5 B為圧注入ボンプは、(大警電源設備である空冷た非常用 27.5 B為圧注入ボンプは、(大警電源設備である空冷た非常用 27.5 B為圧注入ボンプは、(大警電源設備である空冷た非常用 27.5 B為圧注入ボンプは、(大警電源設備である空冷た非常用 27.5 B為圧注入ボンプは、(大警電源設備である空冷た非常用 27.5 BALL 27.5 BAL				
 する。B高圧注入ポンプは、代替電源設備である空冷式非常用 発電装置から給電できる設計とする。大容量ポンプの燃料は、 燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて 補給できる設計とする。 建入ポンプは、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失 にた場合においても代替電源設備である代替非常用発電機から 給電できる設計とする。 建入ポンプは、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失 にた場合においても代替電源設備できる設計とする。 単本型と型送大ポンプ車及び代替非常用発電機から 輸電できる設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・B高圧注入ポンプ ・大容量ポンプ(3号及び4号炉共用) ・格納容器再循環サンプスクリーン ・燃料油貯濃タンタ(2.14 電源設備[57 条]) ・タンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備[57 条]) ・Aー格納容器再循環サンプ ・C、Dー格納容器再循環サンプ ・C、Dー格納容器再循環サンプ ・C、Dー格納容器再循環サンプ ・C、Dー格納容器再循環サンプ ・C、Dー格納容器再循環サンプ ・C、D=A時容器再循環サンプ ・C、D=Aを約容器再循環シンク及 ・T 				
発電装置から給電できる設計とする。大容量ポンプの燃料は、 燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて 補給できる設計とする。 した場合においても代替電源設備である代替非常用発電機から 給電できる設計とする。可範型大型送水ボンブ車及び代替非常 用発電機燃料油貯油槽、ディーゼ 外電機燃料油脂酸送ボンブ及び可搬型タンクローリーを用いて 補給できる設計とする。 NPSI 算定対象として含めていない。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 した場合においても代替電源設備である代替非常用発電機から 給電できる設計とする。 NPSI 算定対象として含めていない。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 した場合においても代替電源設備である代替非常用発電機から 給電できる設計とする。 NPSI 算定対象として含めていない。 シンクにおりとする。 した場合においても代替電源設備である代替非常用発電機から 給電できる設計とする。 他のばいま ・ B 高圧注入ポンプ ・ ・ ・ S 高圧注入ポンプ ・ ・ ・ K 納容器再循環サンプ ・ ・ ・ M 内容は「気力がンプ」 ・ ・ ・ M 内容器再循環サンプ ・ ・ ・ ・ M 内容器面積環サンプスクリーン ・ ・ ・ ・ ・ M 内容器面積環サンプスクリーン ・ ・ ・ ・ M 内容器 ・ ・ ・ M 内容 ・ ・				
燃料油貯廠タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて 補給できる設計とする。 給電できる設計とする。可搬型大型送水ボンブ車及び代替非常 用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼ 小発電機燃料油防造用槽、ディーゼ 小発電機燃料油防造用槽、ディーゼ 小発電機燃料油防造用槽、ディーゼ 小発電機燃料油防造用槽、ディーゼ 小発電機燃料油防造用槽、ディーゼ 小発電機燃料油防造用槽、ディーゼ 小発電機燃料油防造用槽、ディーゼ 小発電機燃料油防造用槽、ディーゼ 小発電機燃料油防造用槽、ディーゼ 小発電機燃料油防造用 加合できる設計とする。 第二次 21 電源設備【57 条】) · A - 高圧注入ボンブ · A - 高振音楽/************************************				
 補給できる設計とする。 用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼ ・船のばー子振機能爽失時の正載と整合さ セ、"全交流電源又は原子炉補機冷却機能 が壊失した場合においても、を追記した。(伊方と同類) ・代替非常用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14 電源設備[57条]) ・A - 高圧注入ポンプ ・大容量ポンブ (3号及び4号炉共用) ・格納容器再循環サンブスクリーン ・燃料給油貯油 ・ A - 高圧注入ポンブ ・ ゴ酸型大型送水ポンブ車 ・ ブィーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14 電源設備[57条]) ・ ディーゼル発電機燃料油溶法がごブ (2.14 電源設備[57条]) ・ ブィーゼル発電機燃料油溶法(ディーゼ) ・ A - 高圧注入ポンブ ・ ボーゼル発電機燃料油溶法(ディーゼル発電機燃料油溶法) ・ ボーゼル発電機燃料油溶法(ア) ・ ボーゼ、 ・ ボーゼル発電機燃料油溶法(ア) ・ ボーゼ、 ・ ボーボ(1) ・ ボーボ(1				
現体的な設備は、以下のとおりとする。 小発電機燃料抽移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて 補給できる設計とする。 セ、"全交流電源又は原子炉補機冷却機能 が喪失した場合においても"を追記した。(Pすた同様) ・B高圧注入ポンプ ・A -高圧注入ポンプ ・(特寿常用発電機の燃料補給方法を記 載した。 ・大容量ポンプ(3号及び4号炉共用) ・A -高圧注入ポンプ ・ ・ 「ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14 電源設備[57条]) ・ ・ 「ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14 電源設備[57条]) ・盛袖容器再循環サンプ ・ ・ の常知雪がなりした ・ ・ の用本目を電機燃料油貯油槽(2.14 電源設備[57条]) ション ・重抽タンク(2.14 電源設備[57条]) ・ ・ ・ の学ンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備[57条]) ショーーリー(2.14 電源設備[57条]) ・ ・ (57 条]) ・ ・ ・ ・ 一 ・ 本価格納容器再循環サンプ ・ ・ ・ ・ ・ 本価格納容器再循環サンプ ション ・ ・ (57 条]) ・ ・ ・ ・ ・ ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 本価約容器再循環サンプ ・ ・ ・ 、 、 ・ ・ 、 、 日 ・ 一 ・ 、 、 、 、 ・ ・ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、				and the second
具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・ ・ ・ ・ ・ が変更した場合においても。 ・ が変更した場合においても。 ・ が変更した場合においても。 ・ が変更した場合においても。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				
具体的な設備は、以下のとおりとする。具体的な設備は、以下のとおりとする。た。(伊方と同様)・ B 高圧注入ポンプ・ A - 高圧注入ポンプ・ 大容量ポンプ (3号及び4号炉共用)・ A - 高圧注入ポンプ・ 格納容器再循環サンプ・ A - 高圧注入ポンプ・ 格納容器再循環サンプ・ A - 高圧注入ポンプ・ 施納容器再循環サンプ・ A - 高圧注入ポンプ・ 加力・ A - 高圧注入ポンプ・ 本納容器再循環サンプ・ A - 高圧注入ポンプ・ A - 高圧注入ポンプ・ A - 高圧注入ポンプ・ 加力・ A - 高圧注入ポンプ・ ボーーゼル発電機燃料油貯清信(2.14 電源設備[57条])・ ボーーゼル発電機燃料油除送ポンプ (2.14 電源設備[57条])・ ボーーゼル発電機燃料油除送ポンプ (2.14 電源設備[57条])・ 雪類型タンクローリー (2.14 電源設備[57条])・ タンクローリー (3号及び4号炉共用) (2.14 電源設備(57条])・ 空冷式非常用発電装置 (2.14 電源設備[57条])・ 人格納容器再循環サンプ・ 人格納容器再循環サンプ、クリーン・ 代替非常用発電機(2.14 電源設備[57条])・ 人格納容器再循環サンプ、クリーン・ 代替非常用発電機(2.14 電源設備[57条])・ 人格納容器再循環サンプ、クリーン・ 代替非常用発電機(2.14 電源設備[57条])・ 人物・時容器再循環サンプ、クリーン・ 代替非常用発電機(2.14 電源設備[57条])・ C、 D - 格納容器再循環サンプスクリーン・ C、 D - 格納容器再循環ユニット (2.6 原子炉格納容器内・ C・ C <tr< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td></tr<>				
 ・ B 高圧注入ボンプ ・ K容量ボンブ(3号及び4号炉共用) ・ A - 高圧注入ボンプ ・ 大容量ポンブ(3号及び4号炉共用) ・ A - 高圧注入ボンプ ・ イー省ル発電機燃料油貯油槽(2.14電源設備[57条]) ・ ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14電源設備[57条]) ・ ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14電源設備[57条]) ・ ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14電源設備[57条]) ・ ディーゼル発電機燃料油防油槽(2.14電源設備[57条]) ・ ディーゼル発電機燃料油防油槽(2.14電源設備[57条]) ・ ディーゼル発電機燃料油防油槽(2.14電源設備[57条]) ・ ディーゼル発電機燃料油防油(57条]) ・ クンクローリー(3 号及び4号炉共用)(2.14電源設備[57条]) ・ A - 格納容器再循環サンブ ・ A - 格納容器再循環サンブ ・ A - 格納容器再循環サンブスクリーン ・ 代替非常用発電機(2.14電源設備[57条]) ・ 大敏3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及 び重油タンクで必要な燃料の価蓄量を確保しているが、泊3号炉は、ディーゼル 	具体的な設備は、以下のとおりとする。			
 ・B高圧注入ポンプ ・大容量ポンプ(3号及び4号炉共用) ・格納容器再循環サンプ ・格納容器再循環サンプスクリーン ・塔納容器再循環サンプスクリーン ・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備[57 条]) ・ディーゼル発電機燃料油防油槽(2.14 電源設備[57]) ・ディーゼル発電機燃料油防油槽(2.14 電源設備[57]) ・ディーゼル発電機燃料油防油槽(2.14 電源設備[57]) ・ディーゼル発電機燃料油防油槽(2.14 電源設備[57]) ・ディーゼル発電機燃料油防 ・ディーゼル発電機燃料油防 ・ディーゼル発電機燃料油防 ・ディーゼル発電機燃料油防 ・ディーゼル発電機燃料油防 ・ディーゼル発電機燃料油防 ・ディーゼル発電機燃料油防 ・ディーゼル発電機燃料油防 ・ディーゼル発電機燃料油防 ・ディーゼル発電機(57条]) ・ディーゼル発電機(57条]) ・マ治式非常用発電装置(2.14 電源設備[57 条]) ・A ー格納容器再循環サンプ ・人替非常用発電機(2.14 電源設備[57条]) ・人特非常用発電機(2.14 電源設備[57条]) ・大転3/4 号炉は、燃料油貯蔵タンク及 ・大転3/4 号炉は、燃料油貯蔵タンク及 ・C、D ー格納容器再循環コニット(2.6 原子炉格納容器内 ・K 				the second s
 ・大容量ポンプ(3号及び4号炉共用) ・格納容器再循環サンプ ・格納容器再循環サンプスクリーン ・塔納容器再循環サンプスクリーン ・「イーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14電源設備[57条]) ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14電源設備[57条]) ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14電源設備[57条]) ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14電源設備[57条]) ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14電源設備[57条]) ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14電源設備[57条]) ・可搬型タンクローリー(2.14電源設備[57条]) ・可搬型タンクローリー(2.14電源設備[57条]) ・A - 格納容器再循環サンプ ・K替非常用発電機(2.14電源設備[57条]) ・人一格納容器再循環サンプスクリーン ・(、古手指用発電機(2.14電源設備[57条])) ・大飯3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及 ・大飯3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及 ・(、古手常常用発電機(2.14電源設備[57条])) ・(、た替非常用発電機(2.14電源設備[57条])) ・(、た替非常用発電機(2.14電源設備[49条])) 	 B高圧注入ポンプ 	・A-高圧注入ポンプ		
 ・格納容器再循環サンプ ・格納容器再循環サンプスクリーン ・修料油貯蔵タンク(2.14 電源設備[57 条]) ・ディーゼル発電機燃料油移送ボンプ(2.14 電源設備[57条]) ・ディーゼル発電機燃料油移送ボンプ(2.14 電源設備[57 条]) ・ディーゼル発電機燃料油移送ボンプ(2.14 電源設備[57 条]) ・ディーゼル発電機燃料油移送ボンプ(2.14 電源設備[57 条]) ・アイーゼル発電機燃料油移送ボンプ(2.14 電源設備[57 条]) ・アイーゼル 				
 ・格納容器再循環サンプスクリーン ・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57 条】) ・重油タンク(2.14 電源設備【57 条】) ・重油タンク(2.14 電源設備【57 条】) ・タンクローリー(3 号及び4号炉共用)(2.14 電源設備 【57 条】) ・空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57 条】) ・A 一格納容器再循環サンプスクリーン ・A 一格納容器再循環サンプスクリーン ・A 一格納容器再循環サンプスクリーン ・大飯3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及び4号炉は、燃料油貯蔵タンク及 ・大飯3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及び4号炉は、燃料油貯蔵タンク及 ・大飯3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及 ・C、D 一格納容器再循環ユニット(2.6 原子炉格納容器内 ・C、D 一格納容器再循環ユニット(2.6 原子炉格納容器内 ・C、D 一格納容器再循環ユニット(2.6 原子炉格納容器内 ・C、D 一格納容器再循環ユニット(2.6 原子炉格納容器内 ・大飯3/4号炉は、ディーゼル 				設計方針の相違【差異(5)】
 ・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57 条】) ・重油タンク(2.14 電源設備【57 条】) ・可搬型タンクローリー(2.14 電源設備【57条】) ・可搬型タンクローリー(2.14 電源設備【57条】) ・A 一格納容器再循環サンプ ・A 一格納容器再循環サンプスクリーン ・大飯3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及 ・大飯3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及 ・大飯3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及 ・大飯3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及 ・大飯3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及 ・大飯3/4号炉は、ディーゼル 				
 ・重油タンク(2.14 電源設備【57 条】) ・可搬型タンクローリー(2.14 電源設備【57条】) ・タンクローリー(3 号及び4号炉共用)(2.14 電源設備 (2.14 電源設備【57 条】) ・A -格納容器再循環サンプ ・A -格納容器再循環サンプスクリーン ・A -格納容器再循環サンプスクリーン ・(代替非常用発電機(2.14 電源設備【57条】) ・C, D -格納容器再循環ユニット(2.6 原子炉格納容器内 の冷却等のための設備【49条】) 				
・タンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備 ・A -格納容器再循環サンプ 条に詳細記載あり) 【57 条】) ・A -格納容器再循環サンプスクリーン 設計方針の相違【差異⑤】 ・空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57 条】) ・代替非常用発電機(2.14 電源設備【57条】) ・大飯3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及 ・C、D -格納容器再循環ユニット(2.6原子炉格納容器内) び重油タンクで必要な燃料の備蓄量を確 の冷却等のための設備【49条】) 保しているが、泊3号炉は、ディーゼル				
【57 条】) ・A - 格納容器再循環サンプスクリーン 設計方針の相違【差異⑤】 ・空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57 条】) ・(代替非常用発電機(2.14 電源設備【57条】) ・大飯3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及 ・C, D - 格納容器再循環ユニット(2.6 原子炉格納容器内 の冷却等のための設備【49条】) び重油タンクで必要な燃料の備蓄量を確 保しているが、泊3号炉は、ディーゼル				
 ・空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57 条】) ・代替非常用発電機(2.14 電源設備【57条】) ・C, D-格納容器再循環ユニット(2.6 原子炉格納容器内 の冷却等のための設備【49条】) ・代替非常用発電機(2.14 電源設備【57条】) ・大飯3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及 び重油タンクで必要な燃料の備蓄量を確 保しているが、泊3号炉は、ディーゼル 				
・C, D-格納容器再循環ユニット(2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】) び重油タンクで必要な燃料の備蓄量を確保しているが、泊3号炉は、ディーゼル				
の冷却等のための設備【49条】) 保しているが、泊3号炉は、ディーゼル				
	本記載は, 47-20 頁の再掲			発電機燃料油貯油槽で確保している。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	差異理由
原子炉補機冷却海水設備を構成するA, B海水ストレーナ並 びに原子炉補機冷却設備を構成するB原子炉補機冷却水冷却器 は,設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することか ら,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計 を行う。空冷式非常用発電装置,燃料油貯蔵タンク,重油タン ク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57 条】」 にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポン プ,原子炉容器,加圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ管に	 その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備として、非常用炉心希却設備を構成するほう酸注入タンク及びA-安全注入ボンブ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁、1 次冷却設備の蒸気発生器、1 次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1 次冷却材管及び加圧器サージ管並びに非常用取未設備の貯留 堰、取木口、取水路、取水ビットスクリーン室及び取水ビット ポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用す ることから、流路に係る機能について重大事故等対処設備とし ての設計を行う。 以上、内容比較用の参考として、「2.4.1 (1) (1) b. 代替再 循環運転」47-20.21 資を再掲。 	設計方針の相違【差異③】 ・大飯3/4号炉にはほう酸注入タンクが ない。 設計方針の相違 C【差異⑥】 ・泊3号炉は,代替補機冷却としての外 部からの海水接続箇所を原子炉補機冷却 水冷却器下流の原子炉補機冷却系配管に 接続点を設けており,大飯3/4号炉に記 載の原子炉補機冷却海水系は介さず,原 子炉補機冷却水冷却器を流路として使用 しない。 記載方針の相違 ・A-SIP 再循環分プ 個入口 C/V 外側隔離弁 が流路の一部を構成することを明示し た。 記載方針の相違【差異A】 ・1 次冷却設備及び非常用取水設備のSA と しての用途が流路であることを明確化す るため,記載箇所を変更している。47 条以 外で適合性を詳細に記載する重大事故等 対処設備について、適合方針未尾に記載先 を一括記載している。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を		和水子 ,自己和风云又为心,自	投備名称の相違(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
	c. 蒸気発生器2次側による炉心冷却	c. 2次冷却系からの除熱(注水)	and a second second second
			記載方針の相違【差異B】
	運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機	運転停止中において全交流動力電源が喪失した場合の重大事	・本項では運転中地・小系機能喪失時の対
	能が喪失した揚合の重大事故防止設備(蒸気発生器2次側によ	故防止設備(2次冷却系からの除熱(注水))は「2.4.1	応を記載しているため、それ以外の条件
	る炉心冷却)は、「2.4.1(3)(ii) a. 蒸気発生器2次側によ	(2)(ii)a.2次冷却系からの除熱(注水)」と同じである。	での対応については別項((3)(i)a項,
	る炉心冷却」と同じである。		(3)(ii)a項及び(4)(i)e項)に記載し
	(以下,内容比較用の参考として,「2.4.1 (3)(ii) a. 蒸気発		ている。
	 生器2次側による炉心冷却」47-26頁を再掲 機能喪失想定のみ、修正 	d. 主蒸気逃がし弁の機能回復	・ 材 ・ 林 能 要 失 は , 技 術 的 能 力 の 要 失 機
			能にあわせ"SBO 又はLUHS"とした。
運転中及び運転停止中において、余熱除去ポンプ及び余熱除		運転停止中において全交流動力電源が喪失した場合の重大事	記載方針等の相違
去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪	運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機	故防止設備(主蒸気逃がし弁の機能回復)として、主蒸気系統	・既出の対応策と同内容のため、当該記
失した場合並びに運転中及び運転停止中において全交流動力電	能が喪失した揚合の重大事故防止設備(蒸気発生器2次側によ	設備の主蒸気逃がし弁を使用する。主蒸気逃がし弁は、現場で	載を呼込みする。
源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備(蒸気発生器2	る炉心冷却)として、給水設備のうち補助給水設備の電動補助	人力により開操作することで機能回復ができる設計とする。	記載方針の相違
次側による炉心冷却)として、給水設備のうち補助給水系の電	給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び補助給水ピット、		・S/G2 次側による炉心冷却における除熱
動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、給水処理設	主蒸気設備の主蒸気逃がし弁並びに1次冷却設備の蒸気発生器	具体的な設備は、以下のとおりとする。	機能を担う熱交換器として, 蒸気発生器
備の復水ピット並びに主蒸気系統設備の主蒸気逃がし弁を使用	を使用する。	 主蒸気逃がし弁 	を記載した。(伊方と同様)
する。			A THE STREET
復水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動	補助給水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ又はタービ		記載方針の相違
補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を開	ン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁		・本項は SB0 時の操作として, 主蒸気逃
操作することで蒸気発生器2次側による炉心冷却ができる設計	を現場で人力により開操作することで蒸気発生器2次側による		がし弁は"手動操作する"ことを段落末
とする。電動補助給水ポンプは、ディーゼル発電機に加えて、	炉心冷却ができる設計とする。電源補助給水ポンプは,全交流		尾の記載箇所から変更した。
全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非	動力電源喪失時においても代替電源設備である代替非常用発電		 SBO条件であるため、D/Gが機能喪失し
常用発電装置から給電できる設計とする。また、主蒸気逃がし	機から給電できる設計とする。		ており, D/G 給電については, 記載してい
弁は、現場での人力による弁の操作ができる設計とする。			tavio
	代替非常用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油		記載方針の相違
	槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクロー		・代替非常用発電機の燃料補給方法を記
	リーを用いて補給できる設計とする。		載した。
具体的な設備は、以下のとおりとする。	- 具体的な設備は、以下のとおりとする。		
・電動補助給水ポンプ	・電動補助給水ポンプ		
・タービン動補助給水ポンプ	・タービン動補助給水ポンプ		設計方針の相違【差異⑤】
・復水ピット	・補助給水ピット		・燃料給油方法として、タンクローリーによる直
・主蒸気逃がし弁	・主蒸気逃がし弁		接汲み上げ, D/G 燃料油移送ポンプを介し
• 蒸気発生器	 ・蒸気発生器 		た汲み上げの2つの対応手段を整備(57
 ・空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】) 	 ・代替非常用発電機(2.14 電源設備【57条】) 		条に詳細記載あり)
・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57条】)	・ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14 電源設備【57条】)		設計方針の相違【差異⑤】
 ・重油タンク (2.14 電源設備【57条】) 	 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14 電源設備【57 		 ・大飯3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及
	条])		び重油タンクで必要な燃料の備蓄量を確
 ・タンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備 	・可搬型タンクローリー(2.14 電源設備【57条】)		保しているが、泊3号炉は、ディーゼル
【57条】)			発電機燃料油貯油槽で確保している。
本記載は,47-24 頁の再掲	//>/		
			1

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
空冷式非常用発電装置,燃料油貯蔵タンク,重油タンク及び タンクローリーについては、「2.14 電源設備[57 条]」にて記 載する。主蒸気系統設備を構成する主蒸気管は、設計基準事故 対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機 能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、 重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、電動 補助給水ポンプの電源として使用するディーゼル発電機があ り、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての 設計を行うが、詳細については「2.14 電源設備[57 条]」にて 記載する。 本記載は、47-25 頁の再掲	その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て,主蒸気設備を構成する主蒸気管は,設計基準事故対処設備 の一部を流路として使用することから,流路に係る機能につい て重大事故等対処設備としての設計を行う。	e. 2 次冷却系からの除熱(フィードアンドブリード)	 記載方針の相違【差異B】 ディービル発電機は、フロント系機能喪失の場合に用いる設備として別項((3)(i)a項及び(4)(i)e項))にて、記載している。 記載方針の相違【差異A】 47条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末 尾に記載先を一括記載している。
		 運転停止中において全交流動力電源が喪失した場合の重大事 故防止設備(2次冷却系からの除熱(フィードアンドブリー ド))として,給水設備の電動補助給水ポンプ,給水処理設備の 補助給水タンク及び1次冷却設備の蒸気発生器を使用する。 補助給水タンクを水源とした電動補助給水ポンプは、蒸気発 生器へ給水ができる設計とする。電動補助給水ポンプは、全交 流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非常用 発電装置から給電できる設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 電動補助給水ポンプ 補助給水タンク 蒸気発生器 空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】) 	

第47条 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
(3) 炉心の著しい損傷が発生した場合における溶融炉心の原 子炉格納容器下部への落下遅延及び防止	(5) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止に 用いる設備	4)溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止に用い る設備	 記載方針の相違【差異B】 見出し項目追加による項番号の相違 General 技術的能力 1.8(下部炉心注水)で設定
原子炉の冷却機能が喪失し,炉心の著しい損傷が発生した場 合に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止する ことで,原子炉格納容器の破損を防止する設備として以下の重 大事故等対処設備(炉心注水及び代替炉心注水)を設ける。	原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場 合に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止する ことで、原子炉格納容器の破損を防止する設備として以下の重 大事故等対処設備(炉心注水及び代替炉心注水)を設ける。 (i)交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場 合に用いる設備	した場合に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防 止することで原子炉格納容器の破損を防止する設備として以下 の重大事故等対処設備(炉心注水及び代替炉心注水)を設け る。 (i)交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合 に用いる設備	している対応手段のうち,原子炉容器内 にデ ^{ップリが} 残存している場合の手順を低圧 炉心冷却の対応手段として記載
	a. 炉心注水	a. 炉心注水	
重大事故等対処設備(炉心注水)として,非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系の高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットを使用する。	重大事故等対処設備(炉心注水)として,設計基準事故対処 設備である非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系の高圧注入ポ ンプ及び燃料取替用水ピットを使用する。	重大事故等対処設備(炉心注水)として,非常用炉心冷却設 備のうち高圧注入系の高圧注入ボンプ及び燃料取替用水タンク を使用する。	
燃料取替用水ピットを水源とする高圧注入ポンプは,安全注 入系により原子炉へ注水できる設計とする。 具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・高圧注入ポンプ ・燃料取替用水ピット	燃料取替用水ピットを水源とする高圧注入ポンプは,安全注 入系統により炉心へ注水できる設計とする。 具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・高圧注入ポンプ ・燃料取替用水ピット	燃料取替用水タンクを水源とした高圧注入ポンプは,安全注 入系統により炉心へ注水できる設計とする。 具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・ 高圧注入ポンプ ・ 燃料取替用水タンク	
その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし ては,高圧注入ポンプの電源として使用するディーゼル発電機 があり,多様性,位置的分散等以外の重大事故等対処設備とし ての設計を行うが,詳細については「2.14 電源設備【57条】」 にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポン プ,原子炉容器,加圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ管に ついては,「2.201次冷却設備」にて記載する。	その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て,非常用炉心冷却設備を構成するほう酸注入タンク並びに1 次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器,加 圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ管は,設計基準事故対処 設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機能に ついて重大事故等対処設備として設計を行う。高圧注入ポンプ の電源として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設備 として使用する。	その他,設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディ ーゼル発電機並びに1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポ ンプ,原子炉容器及び加圧器を重大事故等対処設備として使用 する。	記載方針の相違【差異A】 ・1 次冷却設備及び非常用取水設備の SA と しての用途が流路であることを明確化す るため、記載箇所を変更している。47 条以 外で適合性を詳細に記載する重大事放等 対処設備について、適合方針末尾に記載先 を一括記載している。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
重大事故等対処設備(炉心注水)として,非常用炉心冷却設 備のうち低圧注入系の余熱除去ポンプ及び燃料取替用水ピット を使用する。 燃料取替用水ピットを水源とする余熱除去ポンプは,原子炉 へ注水できる設計とする。 具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・余熱除去ポンプ ・燃料取替用水ピット	重大事故等対処設備(炉心注水)として,設計基準事故対処 設備である非常用炉心冷却設備のうち低圧注入系の余熱除去ポ ンプ及び燃料取替用水ピットを使用する。 燃料取替用水ピットを水源とする余熱除去ポンプは,低圧注 入系統により炉心へ注水できる設計とする。 具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・余熱除去ポンプ ・燃料取替用水ピット	重大事故等対処設備(炉心注水)として,非常用炉心冷却設 備のうち低圧注入系の余熱除去ポンプ及び燃料取替用木タンク を使用する。 燃料取替用水タンクを水源とした余熱除去ポンプは,低圧注 入系統により炉心へ注水できる設計とする。 具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・ 余熱除去ポンプ ・燃料取替用水タンク	記載方針の相違 ・他記載と整合させ,経由する系統名を 記載した。
非常用炉心冷却設備を構成する余熱除去冷却器は,設計基準 事故対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係 る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その 他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては, 余熱除去ポンプの電源として使用するディーゼル発電機があ り,多様性,位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての 設計を行うが,詳細については「2.14 電源設備[57条]」にて 記載する。1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原 子炉容器,加圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ管について は,「2.201次冷却設備」にて記載する。	その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て、非常用炉心冷却設備を構成する余熱除去冷却器並びに1次 冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧 器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は、設計基準事故対処設 備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能につ いて重大事故等対処設備としての設計を行う。余熱除去ポンプ の電源として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設備 として使用する。	非常用炉心冷却設備を構成する余熟除去冷却器は,設計基準 事故対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係 る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その 他,設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル 発電機並びに1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ, 原子炉容器及び加圧器を重大事故等対処設備として使用する。	記載方針の相違【差異A】 ・1 次冷却設備及び非常用取水設備のSA しての用途が流路であることを明確化 るため、記載箇所を変更している。47 条J 外で適合性を詳細に記載する重大事故は 対処設備について、適合方針未尾に記載 を一括記載している。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
重大事故等対処設備(炉心注水)として,化学体積制御設備 の充てんポンプ,非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピット <mark>及</mark> <mark>び給水処理設備の復水ピットを使</mark> 用する。	重大事故等対処設備(炉心注水)として,設計基準事故対処 設備である化学体積制御設備の充てんポンプ及び非常用炉心冷 却設備の燃料取替用水ピットを使用する。	重大事故等対処設備(炉心注水)として,化学体積制御設備 の充てんポンプ及び非常用炉心冷却設備の燃料取替用水タンク を使用する。	設計方針の相違【差異①】 ・泊3号炉は、燃料取替用水ビットを水源 とした充てんラクによる炉心注水を設定し ている。大飯3/4号炉にて設定している
燃料取替用水ピット <mark>又は復水ピット</mark> を水源とする充てんポン ぱ、化学体積制御系により原子炉へ注水できる設計とする。	燃料取替用水ピットを水源とする充てんポンプは、化学体積 制御系統により炉心へ注水できる設計とする。	燃料取替用水タンクを水源とした充てんポンプは、化学体積 制御系統により炉心へ注水できる設計とする。	
具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・充てんポンプ ・燃料取替用水ピット	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・充てんポンプ ・燃料取替用水ピット	具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・ 充てんポンプ ・ 燃料取替用水タンク	る。(川内,伊方,玄海と同様)
・復水ピット 化学体積制御設備を構成する再生熱交換器は,設計基準事故 対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機 能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他, 重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては,充て んポンプの電源として使用するディーゼル発電機があり,多様 性,位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行 うが,詳細については「2.14 電源設備【57 条】」にて記載す る。1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容 器,加圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ管については、	その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て,化学体積制御設備を構成する再生熱交換器並びに1次冷却 設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器,加圧器, 1次冷却材管及び加圧器サージ管は,設計基準事故対処設備の 一部を流路として使用することから,流路に係る機能について 重大事故等対処設備としての設計を行う。充てんポンプの電源 として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設備として 使用する。	化学体積制御設備を構成する再生熱交換器は,設計基準事故 対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機 能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他, 設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電 機並びに1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原子 炉容器及び加圧器を重大事故等対処設備として使用する。	あることを明確化するため、記載箇所を 更している。47条以外で適合性を詳細に 載する重大事故等対処設備について、適
2.20 1 次冷却設備」にて記載する。			

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

L 重大事故等対処設備(代替炉心注水)として,原子炉格納容 器スプレイ設備のA 格納容器スプレイポンプ及び非常用炉心治 却設備の燃料取替用水ビットを使用する。 燃料取替用水ビットを水源とするA 格納容器スプレイポンプ し、代替炉心注水)として,原子炉格納容 器スプレイ設備のB ー格納容器スプレイポンプ及び非常用炉心 治設備の燃料取替用水ビットを使用する。 燃料取替用水ビットを水源とするA 格納容器スプレイポンプ し、格納容器スプレイ系 (A 特許容器スプレイポンプ し、格納容器スプレイポンプ ・A 格納容器スプレイポンプ ・M本報取替用水ビットb. 代替炉心注水)として,原子炉格納容 電スプレイ設置 の燃料取替用水ビットを使用する。 燃料取替用水ビットを水源とする 。 、 点 (K 特許容器スプレイポンプ (K 特納容器スプレイポンプ (K 特納容器スプレイポンプ) ・ (K 特納容器スプレイポンプ) ・ (K 特許容器スプレイポンプ) ・ (K 特許の定義) ・ (B 体的な設備は,以下のとおりとする。 ・ B ー格納容器スプレイポンプ ・ (K 特許取替用水ビットb. 代替炉心注水 (代替所確認定本)として、原子炉格納容 部スプレイポンプ (B) (代替用水学ンクを使用する。 (K 特許取替用水ビット (K 特許取替用水ビット ・ (K 特許取替用水ビット ・ (K 特許取替用水ビット ・ (K 特取替用水ビット (K 特許容器スプレイポンプ) (B) ・ (K 特和容器スプレイポンプ) (B) ・ (K 特許の定義) ・ (K 特許の定義) ・ (K 特許の定義) ・ (K 特許取替用水ビット (K 特許 (K 特許 (K 特許 (K 特許 (K 特許 (K 特許 (K 特))) ・ (K 特) (K 特) (K 特) (K 特) (K 特) (K 特) (K 特)
原子炉格納容器スプレイ設備を構成する格納容器スプレイ 冷却器は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用する ことから、流路に係る機能について重大事故等対処設備として の設計を行う。その他、重大事故等時に使用する設計基準事な対処設備の蒸気発生器、1次冷却材ポン の設計を行う。その他、重大事故等時に使用する設計基準事な対処設備の蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、原子炉格納容器スプレイ設備を構成する格納容器スプレイ設備を構成する格納容器スプレイ治 が、かかいたいで重大事故等対処設備の二部を流路として使用する とては、A格納容器スプレイポンプの電源として使 用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の 重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については 「2.14 電源設備【57 条】」にて記載する。1次冷却設備の蒸気 発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却 管及び加圧器サージ管については、「2.20 1次冷却設備の蒸気 和圧器、1次冷却設備」にて 記載する。

第47条 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
重大事故等対処設備(代替炉心注水)として、恒設代替低圧 注水ポンプ,非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピット及び給 水処理設備の復水ピットを使用する。 燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低 圧注水ポンプは,格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラ インを介して原子炉へ注水できる設計とする。恒設代替低圧注 水ポンプは,空冷式非常用発電装置より,代替所内電気設備変 圧器を経由して給電できる設計とする。	重大事故等対処設備(代替炉心注水)として,代替格納容器 スプレイポンプ,非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピット及 び給水設備のうち補助給水設備の補助給水ピットを使用する。 燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格 納容器スプレイポンプは,格納容器スプレイ系統と余熱除去系 統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。代替 格納容器スプレイポンプは,ディーゼル発電機より代替格納容 器スプレイポンプ変圧器盤を経由して給電できる設計とする。	重大事故等対処設備(代替炉心注水)として,代替格納容 器スプレイポンプ,非常用炉心冷却設備の燃料取替用水タン ク及び給水処理設備の補助給水タンクを使用する。 燃料取替用水タンク又は補助給水タンクを水源とした代替 格納容器スプレイポンプは,代替再循環ラインにより炉心へ 注水できる設計とする。代替格納容器スプレイポンプは,デ ィーゼル発電機に加えて,空冷式非常用発電装置より代替電 気設備受電盤及び代替動力変圧器を経由して給電できる設計 とする。	設計方針の相違 ・泊3号炉の代替格納容器スブレ(ボンフ は、ディービル発電機からも給電する手順を 整備している。(川内・伊方・玄海と同様) 記載方針の相違【差異B】 ・全交流動力電源が喪失した場合に使用 する代替非常用発電機等は、別項((5)(ii)a項)にて記載する。
具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・恒設代替低圧注水ポンプ ・燃料取替用水ビット ・復水ビット ・空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57 条】) ・代替所内電気設備変圧器 (2.14 電源設備【57 条】) ・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57 条】) ・ 重油タンク(2.14 電源設備【57 条】) ・タンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備 【57 条】)	具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・代替格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水ピット ・補助給水ピット ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤(2.14 電源設備【57 条】)	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・ 代替格納容器スプレイポンプ ・ 燃料取替用水タンク ・ 補助給水タンク ・ 空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】) ・ 代替電気設備受電盤(2.14 電源設備【57条】) ・ 代替動力変圧器(2.14 電源設備【57条】)	(b) (n) a 型) にて記載する。 設計方針の相違 ・泊3 号炉の代替格納容器バレイボンブは、ディーゼル発電機からも給電する手順を 整備しており、フロント系故障時でも代替電源を使用する大飯の給電対象設備と相違している。
空冷式非常用発電装置,代替所内電気設備変圧器,燃料油貯 蔵タンク,重油タンク及びタンクローリーについては,「2.14 電源設備【57 条】」にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生 器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器,加圧器,1次冷却材管及 び加圧器サージ管については,「2.201次冷却設備」にて記載 する。	その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て、1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容 器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は、設計基準事 故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る 機能について重大事故等対処設備として設計を行う。代替格納 容器スプレイポンプの電源として使用するディーゼル発電機を 重大事故等対処設備として使用する。	その他,設計基準事故対処設備である非常用電源設備のデ ィーゼル発電機並びに1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却 材ポンプ,原子炉容器及び加圧器を重大事故等対処設備とし て使用する。	記載方針の相違【差異A】 ・1 次冷却設備の SA としての用途が流聞 あることを明確化するため,記載箇所を 更している。47 条以外で適合性を詳細に 載する重大事故等対処設備について,通 方針末尾に記載先を一括記載している。

_第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
	(ii)全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に用いる設備	(ii)全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に用いる設備	
	a. 代替炉心注水	a. 代替炉心注水	記載方針の相違
			・SBO "及び" LUHS の条件ではなく,技術
全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想	全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の重	全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の重	的能力の喪失機能とあわせ"又は"とし
定した重大事故等対処設備(代替炉心注水)として、化学体積	大事故等対処設備(代替炉心注水)として、化学体積制御設備	大事故等対処設備(代替炉心注水)として、化学体積制御設備	
制御設備のB充てんポンプ,非常用炉心冷却設備の燃料取替用 水ピット及び給水処理設備の復水ピットを使用する。	のB-充てんポンプ及び非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピ ットを使用する。	の充てんポンプ(B)及び非常用炉心冷却設備の燃料取替用水 タンクを使用する。	設計方針の相違【差異①】 ・泊3号炉は、燃料取替用水ビットの機能
水ビット及い結水処理設備の復水ビットを使用する。	ットを使用する。	ダンクを使用する。	・ 伯3 5分には、 然料収替用水に 7 いの機能 喪失時には、 代替格納容器 スプレイボンプの
			水源を補助給水ピットに切替えて炉心注水
燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とするB充てんポ	燃料取替用水ピットを水源とするB-充てんポンプは、自己	燃料取替用水タンクを水源とする充てんポンプ(B)は、自	
※将取者用ホビッド又は後ホビッドを示源とり るちんてんホ ンプは、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、原子炉	冷却ラインを用いることにより運転でき、化学体積制御系によ		* ぶんなを空間しており、元でんないの 水源は燃料取替用水ビットのみを設定して
へ注水できる設計とする。 B 充てんポンプは、代替電源設備で	り炉心へ注水できる設計とする。B 一充てんポンプは、全交流	しいれアインを用いることにより運転でき、炉心、住水できる 設計とする。充てんポンプ(B)は、代替電源設備である空冷	いる。(川内・伊方・玄海と同様)
ある空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。	動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合においても代	武非常用発電装置から給電できる設計とする。	記載方針の相違
	替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とす		・他記載と整合させ、経由する系統名を
	る。代替非常用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油		記載した。
	槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクロー		・また、他のサポート系機能喪失時の記載と
	リーを用いて補給できる設計とする。		整合させ、"全交流電源又は原子炉補機冷
			却機能が喪失した場合においても"を追
			記した。
			 ・代替非常用発電機の燃料補給方法を記
具体的な設備は、以下のとおりとする。	具体的な設備は、以下のとおりとする。	具体的な設備は、以下のとおりとする。	載した。
• B 充てんポンプ	 B 一充てんポンプ 	・ 充てんポンプ (B)	
・燃料取替用水ピット	・燃料取替用水ピット	・ 燃料取替用水タンク	設計方針の相違【差異⑤】
・復水ピット		 ・ 空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】) 	・燃料給油方法として、タンクローリーによる直
・空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】)	・代替非常用発電機(2.14 電源設備【57条】)		接汲み上げ, D/G 燃料油移送ポンプを介し
・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57条】)	・ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14 電源設備【57条】)		た汲み上げの2つの対応手段を整備(57
・重油タンク(2.14 電源設備【57条】)	・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14 電源設備【57		条に詳細記載あり)
	条])		設計方針の相違【差異⑤】
・タンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備	・可搬型タンクローリー(2.14 電源設備【57条】)		・大飯3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及び重
【57条】)			油かりで必要な燃料の備蓄量を確保してい
			るが、泊3号炉は、ディーセル発電機燃料油
ルベルホルの乳ルナ・キャー・マゴムホッセロューシュージャナル	このは、香土市技体性)には田上マシルシレサジャナシャム(いった)(#1.)	儿心は主要」(如うしは、また、キャン・フェン・サイン・ロット のうしゃ シャー・・・・	貯油槽で確保している。
化学体積制御設備を構成する再生熱交換器は,設計基準事故 対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機	その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備として,化学体積制御設備を構成する再生熱交換器並びに1次冷却	化学体積制御設備を構成する再生熱交換器は,設計基準事故 対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機	記載方針の相違【差異A】
対処設備の一部を流路として使用することから、流路に徐る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。空冷式非	こ、 化学体積制御設備を構成する 特生素交換器並びに1次帯却 設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、	対処設備の一部を流路として使用することから、流路に徐る機 能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他。	記載万町の相運【差異A】 ・1次冷却設備のSAとしての用途が流路で
能について重く事故等対処設備としての設計を11 り。空命式手 常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクロー	設備の蒸気売生器,1次行却材ホンク,原于炉存器,加圧器, 1次冷却材管及び加圧器サージ管は、設計基準事故対処設備の	能について重大争破等対処設備としての設計を行う。その他, 設計基準事故対処設備である1次冷却設備の蒸気発生器、1次	・1 人 m 和 設 m の SA としての H 速か 加 路で あることを明確化するため、記載箇所を変
常用発電装置, 然料油灯廠タンク, 重加タン ク及びタンクロー リーについては, 「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。1次	一部を流路として使用することから、流路に係る機能について	設計室準事政対処設備である「次市却設備の蒸気発生器」「次 冷却材ポンプ、原子炉容器及び加圧器を重大事故等対処設備と	のることを明確にするため、記載箇所を変更している。47条以外で適合性を詳細に記
シーにういては、「2.14 電源設備 [57末]」にて記載する。1次 冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧	重大事故等対処設備としての設計を行う。	市場的ホック、原子が存留及び加圧器を重大事成等対処設備として使用する。	載する重大事故等対処設備について、適合
品は設備の深気完全語、「Chardon ホック」、ホールを語、加圧 器、1次冷却材管及び加圧器サージ管については、「2.201次		S S DATH 7 '000	載950里八季取957200mに りいて, 過日 方針末尾に記載先を一括記載している。
冷却設備」にて記載する。			THE REPORT OF THE TAX OF A 100
The structure and a structure of the table 2 to 0			

第47条 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を 大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
入政光电内 3 / 4 方沪	伯光电内 3 万分		左共垤ロ
重大事故等対処設備(代替炉心注水)として,恒設代替低圧 注水ポンプ,非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピット及び給 水処理設備の復水ピットを使用する。	全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の重 大事故等対処設備(代替炉心注水)として,代替格納容器スプ レイポンプ及び非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピット及び 給水設備のうち補助給水設備の補助給水ピットを使用する。	全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の重 大事故等対処設備(代替炉心注水)として,代替格納容器スプ レイポンプ,非常用炉心冷却設備の燃料取替用水タンク及び給 水処理設備の補助給水タンクを使用する。	記載方針の相違 ・他のポート系機能喪失時の記載と整合さ せ、"全交流電源又は原子炉補機冷却機能 が喪失した場合の"を追記した。 (伊方と同様)
燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低 圧注水ポンプは,格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラ インを介して原子炉へ注水できる設計とする。恒設代替低圧注 水ポンプは,空冷式非常用発電装置より,代替所内電気設備変 圧器を経由して給電できる設計とする。	燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格 納容器スプレイポンプは,格納容器スプレイ系統と余熱除去系 統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。代替 格納容器スプレイポンプは,全交流動力電源又は原子炉補機冷 却機能が喪失した場合においても代替電源設備である代替非常 用発電機より代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤を経由して 給電できる設計とする。代替非常用発電機の燃料は、ディーゼ ル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及 び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。	燃料取替用水タンク又は補助給水タンクを水源とした代替格 納容器スプレイポンプは,代替再循環ラインにより炉心へ注水 できる設計とする。代替格納容器スプレイポンプは,全交流動 力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合においても空冷 式非常用発電装置より代替電気設備受電盤及び代替動力変圧器 を経由して給電できる設計とする。	記載方針の相違 ・代替非常用発電機の燃料補給方法を記 載した。
具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・恒設代替低圧注水ボンプ ・燃料取替用水ピット ・復水ピット ・空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57 条】) ・代替所内電気設備変圧器 (2.14 電源設備【57 条】) ・燃料油貯蔵タンク(2.14 電源設備【57 条】) ・重油タンク(2.14 電源設備【57 条】) ・タンクローリー(3号及び4号炉共用)(2.14 電源設備 【57 条】)	具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・代替格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水ピット ・補助給水ピット ・代替非常用発電機(2.14 電源設備【57条】) ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤(2.14 電源設備【57 条】) ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽(2.14 電源設備【57条】) ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ(2.14 電源設備【57 条】) ・可搬型タンクローリー(2.14 電源設備【57条】)	具体的な設備は,以下のとおりとする。 ・ 代替格納容器スプレイポンプ ・ 燃料取替用水タンク ・ 補助給水タンク ・ 空冷式非常用発電装置(2.14 電源設備【57条】) ・ 代替電気設備受電盤(2.14 電源設備【57条】) ・ 代替動力変圧器(2.14 電源設備【57条】)	設計方針の相違【差異⑤】 ・燃料給油方法として、タンクローリーによる 超接及み上げ、D/6燃料油移送ボンブを介し た汲み上げの2つの対応手段を整備(57 条に詳細記載あり) 設計方針の相違【差異⑤】 ・大飯3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及 び重油タンクで必要な燃料の備蓄量を確 保しているが、泊3号炉は、ディーゼル 発電機燃料油貯油槽で確保している。
空冷式非常用発電装置,代替所内電気設備変圧器,燃料油貯 蔵タンク, <u>重油タンク</u> 及びタンクローリーについては,「2.14 電源設備【57 条】」にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生 器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器,加圧器,1次冷却材管及 び加圧器サージ管については,「2.201次冷却設備」にて記載 する	その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし て,1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ボンプ,原子炉容 器,加圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ管は,設計基準事 故対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る 機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。	その他,設計基準事故対処設備である1次冷却設備の蒸気発 生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器及び加圧器を重大事故等 対処設備として使用する。	記載方針の相違【差異A】 ・1 次冷却設備のSA としての用途が流路 あることを明確化するため、記載箇所を 更している。47 条以外で適合性を詳細に 載する重大事故等対処設備について、適 方針末尾に記載先を一括記載している。 記載方針の相違 ・泊3 号炉の代替格納容器スプレ(ポンプ は、ディーゼル発電機からも給電が可能であ るが、SBO 条件であるため D/G を電源につ めていない。(伊方と同様)
本記載は, 47-58 頁の再掲			

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
記載なし 記載なし 以下の記載は、比較のため47-55 頁の記載を例として再掲 (47-55 頁は、ディーゼル発電機について記載している例)	(6)重大事故等時に使用するその他設計基準事故対処設備 その他,重大事故等時に使用可能である場合に使用する設計 基準事故対処設備として、非常用炉心冷却設備のうち低圧注入 系及び余熱除去設備の余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器、非常 用炉心冷却設備の格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サ ンプスクリーンを重大事故等対処設備として使用する。	 (iv)余熟除去ポンプによる再循環が可能な場合に用いる設備 運転中の1次冷却材喪失事象時において余熟除去ポンプ及び 余熟除去冷却器による原子炉冷却機能が喪失していない場合の 重大事故防止設備(再循環運転)として、非常用炉心冷却設備 の余熟除去ポンプ,余熱除去冷却器,格納容器再循環サンプ及 び格納容器再循環サンプスクリーンを使用する。 格納容器再循環サンプを水源とした余熱除去ポンプは、余熱 除去冷却器を介して再循環運転ができる設計とする。格納容器 再循環サンプスクリーンは、余熱除去ポンプの有効吸込水頭を 確保できる設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 余熱除去ポンプ 余熱除去ポンプ 余熱除去ポンプ 余熱除去ポンプ 余熱除去ポンプ 余熱除去ポンプ 名納容器再循環サンブスクリーン その他,設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディ ーゼル発電機並びに1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポ ンプ,原子炉容器及び加圧器を重大事故等対処設備として使用 する。 上記の対応手段は、伊方の記載順では47-23 頁にSA 手 段として記載があるが、本箇所に繰下げ記載 	設計方針の相違【差異⑨】 ・47 条全般に対して重大事故等時に使用 可能な場合に使用する設備として,本条 の対応手段である高圧注入ボップによる再 循環に含まれない余熱除去設備につい て,低圧再循環及び余熱除去運転による 余熱除去設備を使用する設計とする。
その他,重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備とし ては,充てんポンプの電源として使用するディーゼル発電機が あり,多様性,位置的分散等以外の重大事故等対処設備として の設計を行うが,詳細については「2.14 電源設備【57 条】」に て記載する。1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ, 原子炉容器,加圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ管につい ては、「2.201次冷却設備」にて記載する。	非常用電源設備のディーゼル発電機,原子炉格納施設の原子 炉格納容器,流路として使用する1次冷却設備並びに非常用炉 心冷却設備のうち低圧注入系の余熱除去ポンプ,余熱除去冷却 器,格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリー ンは,設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時に おいても使用するため,多様性,位置的分散等を考慮すべき対 象の設計基準事故対処設備はないことから,多様性,位置的分 散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行う。 ディーゼル発電機,代替非常用発電機,代替格納容器スプレ イポンプ変圧器盤,ディーゼル発電機燃料油貯油槽,ディーゼ ル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーについて は「2.14 電源設備【57条】」に記載する。 原子炉格納施設の原子炉格納容器については「2.21 原子炉格 納施設」に記載する。	非常用電源設備のディーゼル発電機,原子炉格納施設の原子 炉格納容器,1次冷却設備並びに非常用炉心冷却設備のうち低 圧注入系の余熱除去ポンプ,余熱除去冷却器,格納容器再循環 サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンは,設計基準事故 対処設備を代替するものではないため,多様性,位置的分散等 について重大事故等対処設備の設計方針を適用しないが,その 他の重大事故等対処設備としての設計方針を適用して設計す る。 原子炉格納施設の原子炉格納容器については,「2.21 原子炉 格納施設」にて記載する。 ディーゼル発電機,空冷式非常用発電装置,代替電気設備受 電盤及び代替動力変圧器については「2.14 電源設備【57 条】」,格納容器再循環ユニット,格納容器スプレイポンプ及び 格納容器スプレイ冷却器については、「2.6 原子炉格納容器内の 冷却等のための設備【49 条】」にて記載する。	記載方針の相違 ・DB 設備をそのまま SA 設備として使用- る設備の多様性・位置的分散を考慮しな い理由を詳細に記載した。 記載方針の相違【差異A】 ・他条文にて適合性を記載する設備につ いて,各対応手段の末尾への記載ではな く,適合方針末尾(本箇所)へ一括して 記載した。

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
	イ冷却器については「2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための		
	設備【49条】」に記載する。		
	流路として使用する1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材	1次冷却設備の蒸気発生器,1次冷却材ポンプ,原子炉容器	
	ポンプ,原子炉容器,加圧器,1次冷却材管及び加圧器サージ	及び加圧器については、「2.20 1次冷却設備」にて記載する。	
	管については「2.20 1次冷却設備」に記載する。	非常用取水設備の海水取水口、海水取水路及び海水ピットに	
	流路として使用する非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水	ついては,「2.23 非常用取水設備」にて記載する。	
	路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室について		
	は「2.23 非常用取水設備」に記載する。		

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 近然の武の見た

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
2.4.1.1 多様性,位置的分散 基本方針については、「1.3.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等」に示す。 A, B充てんポンプを使用した炉心注水は、化学体積制御設備のA, B充てんポンプにより炉心注水できることで、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる炉心注水に対して多様性を持つ設計とする。 A, B充てんポンプは原子炉周辺建屋内の余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプと異なる区画に設置し、位置的分散を図る設計とする。	2.4.1.1 多様性及び独立性,位置的分散 基本方針については,「1.3.1 多様性,位置的分散,悪影響防 止等」に示す。 充てんポンプ及び燃料取替用水ピットを使用した炉心注水 は,化学体積制御設備の充てんポンプにより炉心注水できるこ とで,余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる炉心注水に対 して多重性を,並びに余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器を使 用した余熱除去機能に対して多様性を持つ設計とする。	2.4.1.1 多様性及び独立性,位置的分散 基本方針については、「1.3.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等について」に示す。 充てんポンプ及び燃料取替用水タンクを使用した炉心注水 は、化学体積制御設備の充てんポンプにより炉心注水できるこ とで、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる炉心注水並び に余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器を使用した余熱除去機能 に対して多重性を持つ設計とする。燃料取替用水タンクを水源 とすることで格納容器再循環サンプを水源とする余熱除去ポン プ,高圧注入ポンプ及び格納容器スプレイポンプを使用した再	General ・大飯と泊3号炉のブラントレ行外の相違に より,各設備の設置箇所に相違はある が,共通要因故障防止を考慮する設備間 では位置的分散を図る設計としており, 相違はない。 (以下,多様性・位置的分散の凡例) ・泊3号炉の記載にあわせ,大飯の記載 を並べ替え,比較のために掲載した箇所 については,実線枠で表示し,本来の大 飯記載箇所については,点線枠で表示し
A、B充てんポンプ,燃料取替用水ビット及び復水ビットを 使用した炉心注水は,燃料取替用水ピット又は復水ピットを水 源とすることで,格納容器再循環サンプスクリーン及び格納容 器再循環サンプを水源とする余熱除去ポンプ及び高圧注入ポン プを使用した再循環運転並びにA格納容器スプレイポンプを使 用した代替再循環運転に対して異なる水源を持つ設計とする。 燃料取替用水ビット及び復水ビットは原子炉周辺建屋内に設 置することで,原子炉格納容器内の格納容器再循環サンプスク リーン及び格納容器再循環サンプと位置的分散を図る設計とす る。	また,燃料取替用水ピットを水源とすることで,格納容器再 循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンを水源とする 余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプを使用した再循環並びに B ー格納容器スプレイポンプを使用した代替再循環に対して異な る水源を持つ設計とする。	循環に対して異なる水源を持つ設計とする。 充てんポンプは原子炉補助建屋内の高圧注入ポンプ,余熱除 去ポンプ及び余熱除去冷却器と共通要因によって同時に機能を 損なわないよう異なる区画に設置し,位置的分散を図る設計と する。 燃料取替用水タンクは原子炉補助建屋内に設置することで, 原子炉格納容器内の格納容器再循環サンプ及び再循環サンプス クリーンと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置 的分散を図る設計とする。	ている。相違比較については,泊3号炉 の記載箇所にて行っており,大飯記載の 点線枠箇所については,泊3号炉の記載 は行っていない(泊の記載順に対応する よう大飯の記載内容を参照掲載し,比較 している)。 各枠の色は次の識別としている。 : 充てんボンブによる炉心注水 : B-CSPによる代替炉心注水 : 日本の学びでによる代替炉心注水 : 日本の学びでによる代替炉心注水 : 日本の学びでによる代替炉心注水 : 日本の学びでによる行替炉心注水 : 日本の学びでによる行替炉心注水 : 日本の学びでによる行替炉心注水 : 日本の学びでによる行替炉心注水 : 日本のがングによる行替炉心注水 : 日本のがングによる行替炉心注水 : 日本のがングによる行替炉心注水 : 日本のがングによる再循環
A, B充てんポンプ,燃料取替用水ビット及び復水ビットを 使用した炉心注水は,余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器を使 用した余熱除去機能に対して多様性を持つ設計とする。 A, B充てんポンプは,原子炉周辺建屋内の余熱除去ポンプ 及び余熱除去冷却器と異なる区画に設置することで,位置的分 散を図る設計とする。			 ・大飯は、フロント系機能喪失、タンプ閉塞, ボー系機能喪失に分けて記載している が、泊3号炉では対応手段で使用する設 備単位で記載をまとめている。このた め、大飯では複数回、同一記述がされて いるが、泊3号炉では同様記載は統合記 載している。なお、大飯との比較のため 同一記載については、フォント(太字や斜 体)にて同一であることの識別をしてい る。 ・各対応手段ごとの記載順は、系統の多 重性・多様性、水源の確保、位置的分散と しているが、タボート系機能喪失を想定する 対応手段においては駆動源の多重性・多様 性を1番目に記載している。

<u>第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</u>

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
A格納容器スプレイポンプを使用した代替炉心注水は,原子 炉格納容器スプレイ設備のA格納容器スプレイポンプにより炉 心注水できることで,余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによ る炉心注水に対して多重性を持つ設計とする。	B-格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットを使用 した代替炉心注水は,格納容器スプレイ設備のB-格納容器ス プレイポンプにより炉心注水できることで,余熱除去ポンプ及 び高圧注入ポンプによる炉心注水に対して多重性を,並びに余 熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器を使用した余熱除去機能に対 して多様性を持つ設計とする。	格納容器スプレイポンプ(B)及び燃料取替用水タンクを使 用した代替炉心注水は,格納容器スプレイ設備の格納容器スプ レイポンプ(B)により炉心注水できることで,余熱除去ポン プ及び高圧注入ポンプによる炉心注水並びに余熱除去ポンプ及 び余熱除去冷却器を使用した余熱除去に対して多重性を持つ設 計とする。燃料取替用水タンクを水源とすることで格納容器再 循環サンプを水源とする余熱除去ポンプ,高圧注入ポンプ及び 格納容器スプレイポンプを使用した再循環に対して異なる水源 を持つ設計とする。	記載方針の相違 ・ 大飯の "余熟除去機能に対する多様 性"は、引用枠2 つ目に記載
 A格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットを使用した代替炉心注水は、燃料取替用水ピットを水源とすることで格納容器再循環サンプネクリーン及び格納容器再循環サンプを水源とする余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプを使用した代替再循環運転立びにA格納容器スプレイポンプを使用した代替再循環運転に対して異なる水源を持つ設計とする。 燃料取替用水ピットは原子炉周辺建屋内に設置することで、原子炉格納容器内の格納容器再循環サンプスクリーン及び格納容器再循環サンプと位置的分散を図る設計とする。 A格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットを使用した代替炉心注水は、余熟除去ポンプ及び余熟除去冷却器を使用した余熟除去機能に対して多様性を持つ設計とする。 A格納容器スプレイポンプは原子炉周辺建屋内の余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器と異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。 	また,燃料取替用水ピットを水源とすることで格納容器再循 環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンを水源とする余 熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプを使用した円循環並びにB- 格納容器スプレイポンプを使用した代替再循環に対して異なる 水源を持つ設計とする。 B-格納容器スプレイポンプは原子炉補助建屋内の余熱除去 ポンプ及び高圧注入ポンプ並びに余熱除去ポンプ及び余熱除去 冷却器と異なる区画に設置し、位置的分散を図る設計とする。 燃料取替用水ピットは原子炉建屋内に設置することで、原子 炉格納容器内の格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サン プスクリーンと位置的分散を図る設計とする。	格納容器スプレイポンプ(B)は原子炉補助建屋内の高圧注 入ポンプ,余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器と共通要因によ って同時に機能を損なわないよう異なる区画に設置することで 位置的分散を図る設計とする。 燃料取替用水タンクは原子炉補助建屋内に設置することで, 原子炉格納容器内の格納容器再循環サンプ及び再循環サンプス クリーンと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置 的分散を図る設計とする。	記載方針の相違 ・大飯の"格納容器X7 [*] レ(ホ [*])7 [*] の位置的 分散"は、2 段落目及び引用枠 2 つ目に記 載

_第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
			記載方針の相違
恒設代替低圧注水ポンプを使用した代替炉心注水は,空冷式	代替格納容器スプレイポンプ、燃料取替用水ピット又は補助	代替格納容器スプレイポンプを使用した代替炉心注水は、空	・大飯の"余熱除去機能と異なる電源駆
非常用発電装置からの独立した電源供給ラインから給電するこ	給水ピットを使用した代替炉心注水は、代替非常用発電機から	冷式非常用発電装置からの独立した電源供給ラインから給電す	動"については、引用枠2つ目に記載が
とにより,余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる炉心注水	の独立した電源供給ラインから給電することにより、余熱除去	ることにより、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる炉心	あり、"電源の多様性"については、引用
に対して、多様性を持った電源により駆動できる設計とする。	ポンプ及び高圧注入ポンプによる炉心注水並びに 余熱除去ポン	注水に対して共通要因によって同時に機能を損なわないよう多	枠3つ目に記載
また,燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とすること	プ及び余熱除去冷却器を使用した余熱除去機能 に対して多様性	様性を持った電源により駆動できる設計とする。電源設備の多	・大飯の"余熱除去機能に対する多様
で,燃料取替用水ピットを水源とする余熱除去ポンプ及び高圧	を持った電源により駆動できる設計とする。電源設備の多様	様性, 位置的分散については「2.14 電源設備【57 条】」にて記	性"は、引用枠2つ目に記載
注入ポンプを使用した炉心注水に対して異なる水源を持つ設計	性, 位置的分散については,「2.14 電源設備【57条】」に記載す	載する。	
とする。	る。		
	また、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする	また、燃料取替用水タンク及び補助給水タンクを水源とする	記載方針の相違
恒設代替低圧注水ポンプは,原子炉周辺建屋内の余 熱除去 ポ	ことで、燃料取替用水ピットを水源とする余熱除去ポンプ及び	ことで、燃料取替用水タンクを水源とする余熱除去ポンプ及び	・大飯の"異なる水源を持つ設計"につ
ンプ及び高圧注入ポンプと異なる区画に設置し,復水ピット	高圧注入ポンプを使用した炉心注水、格納容器再循環サンプ及	高圧注入ポンプを使用した炉心注水並びに格納容器再循環サン	いては、1段落目末尾及び引用枠1つ目に
は,原子炉周辺建屋内の燃料取替用水ピットと異なる区画に設	び格納容器再循環サンプスクリーンを水源とする余熱除去ポン	プを水源とする余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び格納容器	記載
置することで,位置的分散を図る設計とする。	プ及び高圧注入ポンプを使用した再循環並びにB-格納容器ス	スプレイポンプを使用した再循環に対して異なる水源を持つ設	
	プレイポンプを使用した代替再循環に対して異なる水源を持つ	計とする。	
	設計とする。		
恒設代替低圧注水ポンプ,燃料取替用水ピット及び復水ピッ			記載方針の相違
トを使用した代替炉心注水は,燃料取替用水ピット又は復水ピ	代替格納容器スプレイポンプは,原子炉補助建屋内の余 熱 除	燃料取替用水タンクは原子炉補助建屋内に設置し、補助給水	・大飯の"恒設代替低圧注水ボンブの位置
ットを水源とすることで、格納容器再循環サンプスクリーン及	去ポンプ及び高圧注入ポンプ並びに <i>原子炉補助建屋内の余熱除</i>	タンクは原子炉建屋屋上に設置することで、共通要因によって	的分散"は、2段落目及び引用枠2つ目に
び格納容器再循環サンプを水源とする余熱除去ポンプ及び高圧	去ポンプ及び余熱除去冷却器と異なる原子炉建屋内に設置する	同時に機能を損なわないよう相互に位置的分散を図るととも	記載
注入ポンプを使用した再循環運転並びにA格納容器スプレイポ	ことで、位置的分散を図る設計とする。	に、原子炉格納容器内の格納容器再循環サンプ及び再循環サン	
ンプを使用した代替再循環運転に対して異なる水源を持つ設計		プスクリーンと共通要因によって同時に機能を損なわないよう	
とする。		位置的分散を図る設計とする。	
燃料取替用水ピット及び復水ピットは原子炉周辺建屋内に設	燃料取替用水ピット及び補助給水ピットは、原子炉建屋内の	代替格納容器スプレイポンプは、原子炉補助建屋内の高圧注	記載方針の相違
置することで、原子炉格納容器内の格納容器再循環サンプスク	異なる区画に設置することで相互に位置的分散を図るととも	入ポンプ、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器と共通要因によ	・大飯の"燃料取替用水ビットと復水ビット
リーン及び格納容器再循環サンプと位置的分散を図る設計とす	に、原子炉格納容器内の格納容器再循環サンプ及び格納容器再	って同時に機能を損なわないよう、原子炉補助建屋と異なる原	の位置的分散"は、2段落目に記載
る。	循環サンプスクリーンと位置的分散を図る設計とする。	子炉建屋内に設置することで位置的分散を図る設計とする。	
恒設代替低圧注水ポンプを使用した代替炉心注水は、空冷式			
非常用発電装置からの独立した電源供給ラインから給電するこ			
とにより,余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器を使用した余熱			
除去機能に対して多様性を持った電源により駆動できる設計と			
する。			
恒設代替低圧注水ポンプは, <i>原子炉周辺建屋内の余熱除去</i>			
ポンプ及び余熱除去冷却器と異なる区画に設置することで、			
位置的分散を図る設計とする。			
代替炉心注水時において恒設代替低圧注水ポンプは、設計基			
準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った空冷式非			
常用発電装置から給電できる設計とする。電源設備の多様性,			
位置的分散については「2.14 電源設備【57 条】」にて記載す			
వం			
		1	

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		差異理由
			(可搬型:常設 DB 及び常設 SA が対象)
可搬式代替低圧注水ポンプを使用した代替炉心注水は、可搬	可搬型大型送水ポンプ車を使用した代替炉心注水は、ポンプ	中型ポンプ車及び加圧ポンプ車を使用した代替炉心注水は,	
代替低圧注水ポンプを専用の発電機である空冷式の電源車	が自冷式のディーゼルエンジンにより駆動することにより、余	余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる炉心注水、格納容器	設計方針の相違【差異⑥】
(可搬式代替低圧注水ポンプ用)から給電することにより、余	熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び充てんポンプによる炉心注	スプレイポンプ(B)及び代替格納容器スプレイポンプによる	・泊3号炉の大型送水ボンプ車は車両エンジ
A除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる炉心注水並びにA 格納	水、B-格納容器スプレイポンプ及び代替格納容器スプレイポ	代替炉心注水並びに余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器を使用	ンを駆動源としており、大飯の可搬型送水
器スプレイポンプ及び恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉	ンプによる代替炉心注水、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプ	した余熱除去機能と共通要因によって同時に機能を損なわない	系統の専用の電源装置は不要な設計とし
注水に対して多様性を持った電源により駆動できる設計とす	による再循環,B-格納容器スプレイポンプ及びA-高圧注入	よう、これらの電動ポンプに対して中型ポンプ車及び加圧ポン	ており、多様性を有するための設計方針
。また、送水車により海水を補給した仮設組立式水槽を水源	ポンプによる代替再循環並びに余熱除去ポンプ及び余熱除去冷	プ車を空冷式のディーゼル駆動とすることで、多様性を持った	が相違している。(伊方と同様)
することで,燃料取替用水ピットを水源とする余熱除去ポン	却器を使用した余熱除去機能に対して多様性及び独立性を持っ	駆動源により駆動でき、ディーゼル発電機及び空冷式非常用発	・また、送水ボンプ車の個車のディーゼルエ
及び高圧注入ポンプを使用した炉心注水,燃料取替用水ピッ	た駆動源により駆動でき、ディーゼル発電機及び代替非常用発	電装置を使用した電源に対して多様性を持つ設計とする。	ジンをポンプ駆動源とすることから、独3
を水源とするA格納容器スプレイポンプを使用した代替炉心	電機を使用した電動の駆動源に対して多様性及び独立性を持つ		性を有する設計としている。
水並びに燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒	設計とする。		 泊3号炉は、代替淡水源又は海から正
代替低圧注水ポンプを使用した代替炉心注水に対して異なる	また、海水又は淡水を水源とすることで、燃料取替用水ピッ	また、海又は代替淡水源を水源とすることで、燃料取替用水	接,被供給先との接続口(建屋内接続
原を持つ設計とする。	トを水源とする余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び充てんポ	タンクを水源とする余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプを使用	口) へ大型送水ボンプ車による給水がで
	ンプを使用した炉心注水、燃料取替用水ピットを水源とするB	した炉心注水、燃料取替用水タンクを水源とする格納容器スプ	る設計のため、取水源の設計が相違して
	–格納容器スプレイポンプを使用した代替炉心注水、燃料取替	レイポンプ(B)を使用した代替炉心注水、燃料取替用水タン	いる。
	用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプ	ク及び補助給水タンクを水源とする代替格納容器スプレイポン	記載方針の相違
	レイポンプを使用した代替炉心注水並びに格納容器再循環サン	プを使用した代替炉心注水並びに格納容器再循環サンプを水源	・大飯の "充てんポンプによる炉心注水
	プ及び格納容器再循環サンプスクリーンを水源とする余熱除去	とする余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び格納容器スプレイ	及び"余熱除去機能に対する多様性"
	ポンプ及び高圧注入ポンプを使用した再循環, B-格納容器ス	ポンプを使用した再循環に対して異なる水源を持つ設計とす	は、次頁の引用枠2つ目に記載
	プレイポンプ及びAー高圧注入ポンプを使用した代替再循環に	3.	・大飯の"再循環,代替再循環の水源
	対して異なる水源を持つ設計とする。		は、本頁の引用枠に記載
可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車(可搬式代替低圧注水ポ	可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉補助建屋内の余熱除去ポ	中型ポンプ車及び加圧ポンプ車は屋外に分散して保管及び設	
プ用)、送水車及び仮設組立式水槽は、原子炉周辺建屋内の燃	ンプ、高圧注入ポンプ及びB-格納容器スプレイポンプ、原子	置することで、原子炉建屋内又は原子炉補助建屋内の燃料取替	
取替用水ピット、復水ピット、余熱除去ポンプ、高圧注入ポ	炉建屋内の代替格納容器スプレイポンプ並びにディーゼル発電	用水タンク、余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ、格納容器スプ	記載方針の相違
プ, A格納容器スプレイポンプ及び恒設代替低圧注水ポンプ	機建屋のディーゼル発電機及び屋外の代替非常用発電機と、屋	レイポンプ(B),代替格納容器スプレイポンプ及びディーゼル	・大飯の"電源との位置的分散"は、
、屋外の離れた位置に分散して保管及び設置することで、位	外の離れた位置に分散して保管及び設置することで、位置的分	発電機並びに原子炉建屋屋上の補助給水タンクと共通要因によ	頁の引用枠3つ目に記載
的分散を図る設計とする。	散を図る設計とする。	って同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とす	
		3.	
可搬式代替低圧注水ポンプの接続箇所は、原子炉周辺建屋の		w 0	設計方針の相違【差異⑥】
なる面の隣接しない位置に、複数箇所設置する設計とする。	可搬型大型送水ポンプ車の接続箇所は、原子炉建屋内及び原	加圧ポンプ車の接続箇所は、共通要因によって接続できなく	・代替炉心注水として使用する大型送
	子炉補助建屋内の異なる区画に複数箇所設置し、異なる建屋面	なることを防止するため、2箇所設置する。	ポンプ車の接続箇所は、原子炉建屋の
	から接続できる設計とする。		面又は原子炉補助建屋西面からホース
可搬式代替低圧注水ポンプ、送水車及び仮設組立式水槽を使			引込む経路を確保し、それぞれ屋内接
した代替炉心注水は、送水車により海水を補給した仮設組立			口を設置している。
水槽を水源とすることで、格納容器再循環サンプスクリーン			H CHARLON VO
び格納容器再循環サンプを水源とする余熱除去ポンプ及び高			
注入ポンプを使用した再循環運転、A格納容器スプレイポン			
を使用した代替再循環運転、燃料取替用水ピット又は復水ピ			
トを水源とする充てんポンプを使用した炉心注水、燃料取替			
水ピットを水源とするA格納容器スプレイポンプを使用した			
かに 9 Fを 小原とり 3 A 4 m 4 a スクレイ ホンクを 2 m した 替炉 心注水,燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とす			
恒設代替低圧注水ポンプを使用した代替炉心注水及び燃料取			
10世紀11省12/12/12/12/12/12/12/12/12/12/12/12/12/1			
ニ対して異なる水源を持つ設計とする。			

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		設計方針の相違【差異⑥】
仮設組立式水槽及び送水車は、原子炉周辺建屋内の燃料取替	海水又は淡水の取水箇所は,原子炉建屋内の燃料取替用水ピ	 泊3号の可搬型 SA 設備による代替炉
引水ピット及び復水ピット並びに原子炉格納容器内の格納容器	ット及び補助給水ピット並びに原子炉格納容器内の格納容器再	注水は、海又は代替淡水源から建屋接続
F循環サンプスクリーン及び格納容器再循環サンプと屋外の離	循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンと、屋外の離	部まで直送のため、取水~バッファ槽に相
ιた位置に分散して保管及び設置することで、位置的分散を図 ↓	れた位置に分散して設置することで,位置的分散を図る設計と	する設備は送水がソプ車が相当し、位置
ら設計とする。	する。	分散については,前頁3段落目に記載し
		ている。
可搬式代替低圧注水ポンプを使用した代替炉心注水は、可搬		記載方針の相違
代代替低圧注水ポンプを専用の発電機である空冷式の電源車		・ 泊の"余熱除去機能と異なる電源駆
(可搬式代替低圧注水ポンプ用)から給電することにより、余		動"については、前頁1段落目に記載
とないたいでは、「おおいた」では、「いいいい」では、「いいいい」では、「いいいい」では、「いいいいい」では、「いいいいい」では、「いいいい」では、「いいいい」では、「いいいい」では、「いいいいいい、 いいいいいいいいいい、」、 いいいい、」 いいいいいい、 いいいいいい、 いいいいいいいい		
こんポンプ及び高圧注入ポンプによる炉心注水, A格納容器ス		
プレイポンプ及び恒設代替低圧注水ポンプを使用した代替炉心		
E水に対して多様性を持った電源により駆動できる設計とす		
5. また、送水車より海水を補給した仮設組立式水槽を水源と		
↑ることで、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする		
とてんポンプを使用した炉心注水,燃料取替用水ピットを水源		記載方針の相違
こするA格納容器スプレイポンプを使用した代替炉心注水,燃		 泊の "異なる水源を持つ設計"につい
▶取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注		ては,前頁2段落目に,"位置的分散"
、ポンプを使用した代替炉心注水及び燃料取替用水ピットを水		については,前頁3段落目に記載
原とする高圧注入ポンプを使用した炉心注水に対して異なる水		
原を持つ設計とする。		
可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車(可搬式代替低圧注水ポ		
ノプ用)、送水車及び仮設組立式水槽は、原子炉周辺建屋内の燃		
¥取替用水ピット,復水ピット,余熱除去ポンプ,充てんポン		設計方針の相違【差異⑦】
プ, A格納容器スプレイポンプ, 恒設代替低圧注水ポンプ及び		 泊3号の停止中 SA 手段として、代替
高圧注入ポンプ並びに原子炉格納容器内の 蓄圧タンクと屋外の		納容器スブレイポンブによる代替炉心注水を
能れた位置に分散して保管及び設置することで、位置的分散を		設定しており、大飯の蕃圧タンクによる注
図る設計とする。		は SA 手段として設定していない。
		記載方針の相違
代替炉心注水時の電源に使用する電源車(可搬式代替低圧注		・泊の"電源の多様性"については、前
Kポンプ用)は、専用の電源として可搬式代替低圧注水ポンプ		頁1段落目に記載
に給電でき、発電機を空冷式のディーゼル駆動とすることで、		
「ィーゼル発電機及び空冷式非常用発電装置を使用した電源に		設計方針の相違
けして多様性を持つ設計とする。		・泊3号の可搬型ポンプ車は、電源エニット
電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)は,屋外の空冷式非		使用しない。
常用発電装置並びに原子炉周辺建屋内のディーゼル発電機と屋		記載方針の相違
*の離れた位置に分散して保管及び設置することで、位置的分		・ 泊の "可搬型ポンプ 車の電源設備との
数を図る設計とする。		置的分散"については、前頁下から21